

規制改革実施計画について

〔令和 5 年 6 月 16 日〕  
閣 議 決 定

規制改革実施計画を別紙のとおり定める。

(別紙)

# 規制改革実施計画

令和5年6月16日

## 目 次

<b>I</b>	<b>共通的事項</b>	<b>1</b>
1.	本計画の目的	1
2.	本計画の基本的性格	1
3.	規制改革の推進に当たっての基本的考え方	1
4.	規制改革・行政改革ホットライン	2
5.	計画のフォローアップ	2
<b>II</b>	<b>実施事項</b>	<b>3</b>
1.	デジタル原則を踏まえた規制の横断的見直し	3
(1)	7項目のアナログ規制等の見直し	3
2.	国家戦略特区における取組	4
3.	個別分野の取組	4
	<スタートアップ・イノベーション分野>	4
(1)	スタートアップを促進する規制・制度見直し	4
(2)	イノベーションによる新製品・新サービスの創出と安全の確保との両立を図る規制・制度見直し	8
(3)	AI活用を推進する規制改革	11
(4)	女性活躍推進のための旧姓使用者の本人確認におけるマイナンバーカードの活用促進	11
(5)	自動車整備士人材の多様化に向けた改革	12
(6)	企業のコーポレートガバナンス強化及び人材確保に資する株式報酬の発行環境の整備	13
(7)	生産性向上に企業が取り組みやすい環境整備のための毒物及び劇物の製造登録の合理化	14
(8)	イノベーションや地域の課題に応えるラストワンマイル配送・交通	14
(9)	イノベーション促進に向けた日本の技術基準適合証明の見直し	16
(10)	労働者の利便性向上のための資金移動業者の口座への賃金支払実現	17
(11)	金融商品取引における分かりやすく、国民の金融リテラシー向上の観点も踏まえた情報提供の在り方	17
(12)	Society 5.0の実現に向けた電波制度改革	18
(13)	放送に関する制度の見直し	18
(14)	デジタル時代における著作権制度の在り方	20
(15)	高経年マンション等の管理と再生の円滑化に向けた規制改革の推進	23
(16)	無人航空機用のワイヤレス電力伝送装置に係る型式指定の制度化*	24
(17)	ダイナミックプライシング等による駐車料金の設定*	24
(18)	Wi-Fi HaLow 活用のための特定実験試験局制度の対象の拡大*	24
(19)	LPSの事業内容の拡大*	25
(20)	外国人エンジニアの就労円滑化*	25

(21) 一般送配電網以外における高速PLCの使用範囲の拡大*	25
(22) 水素導管に関する新たな技術の審査制度の創設*	26
<グリーン分野>	27
(1) カーボンニュートラルに向けたEV普及のための充電器の整備に向けた見直し	27
(2) 住宅等におけるエネルギーマネジメントの円滑化及び再生可能エネルギー発電設備の設置促進等	32
(3) リチウムイオン蓄電池の普及拡大に向けた消防法の見直し	33
(4) 電力システムに係る見直し	34
(5) 再生可能エネルギー及び水素の利用促進に係る保安規制の見直し	40
(6) その他	41
<人への投資分野>	46
(1) 外国人材の受入れ・活躍の促進	46
(2) 労働時間制度の見直し	47
(3) 副業・兼業の活用促進	47
(4) 企業に求められる雇用関係手続の見直し	48
(5) 在宅勤務手当を「割増賃金の基礎となる賃金」から除外できる場合の明確化	48
(6) 企業による雇用関係情報の公開に関する方法等の見直し	48
(7) 多様な正社員（限定正社員）の活用促進	49
(8) 教育イノベーション促進のための大学等に対する「事後型の規制・制度」	50
(9) 初等中等教育における課題解決と教育イノベーションの両立による教育システムの変革	53
(10) 「常勤保育士」と「短時間保育士」の定義の明確化・見直し	58
(11) 里帰り出産を行う妊産婦の支援	58
(12) 家事支援外国人材の更なる活躍に向けた環境整備*	59
(13) 海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革*	60
(14) 企業主導型保育事業の規制改革*	60
(15) 「地域限定保育士」の創設及び多様な主体による地域限定保育士試験の実施*	60
(16) 小規模認可保育所における対象年齢の拡大（3～5歳のみの保育）*	60
<医療・介護・感染症対策分野>	62
(1) デジタルヘルスの推進①ーデータの利活用基盤の整備ー	62
(2) デジタルヘルスの推進②ーデジタル技術を活用した健康管理、重症化防止ー	73
(3) 医療関係職種間のタスク・シフト／シェア等	81
(4) 働き方の変化への対応・運営の合理化	85
(5) オンライン診療を活用した小児かかりつけ医の検討*	93
(6) 救急救命処置の範囲の拡大*	93
(7) 救急救命処置の先行的な実証*	93
(8) 妊産婦の産後の血糖管理に係る保険診療上の取扱いの明確化*	94
(9) 情報銀行における健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱い*	94
(10) 外国人の医療アクセスの改善*	94

(11) 障害者総合支援法に基づく特例介護給付費等の支給方法の明確化*	94
(12) 障害者支援のための規制改革の推進*	95
(13) ユニット型指定介護老人福祉施設整備基準に関する特例*	95
<地域産業活性化分野>	96
(1) 共済事業における顧客本位の業務運営の取組等	96
(2) 卸売市場の活性化に向けた取組	96
(3) 農協改革の着実な推進	97
(4) 農協における適切なコンプライアンス・ガバナンス態勢等の構築・実施	98
(5) eMAFF 地図の積極活用	99
(6) 国産小麦の競争力強化等に資する農産物検査の実施	99
(7) 畜舎に関する規制の見直し	99
(8) 適切な水産資源管理の推進	100
(9) 改正漁業法の制度運用（漁業権の免許）	101
(10) 一般酒類小売業免許に係る販売地域規制の柔軟化	103
(11) 農地の適切な利用を促進するための施策*	103
<共通課題対策分野>	104
(1) 行政手続に関する見直し	104
(2) 司法手続に関する見直し	115
(3) 民間手続等に関する見直し	118

\* …国家戦略特区での取組

# 規制改革実施計画

近年、国内外の情勢変化のスピードが一層増す状況下において、我が国が豊かで活力ある国で在り続けるためには、不断の規制改革の取組を通じて、時代に適合した規制の在り方を模索し、実現していかなければならない。これにより国民生活の安定・向上及び経済活性化への貢献並びにそれらを通じた国の成長・発展を図ることは、内閣の重要課題の一つとなっている。

この規制改革をより一層推進するため、規制改革を総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関である「規制改革推進会議」を常設の会議体として令和元年10月に設置して以降、規制改革推進会議においては、令和2年7月2日、令和3年6月1日及び令和4年5月7日に答申が提出されていたが、その後引き続き検討を行い、「規制改革推進に関する答申」（令和5年6月1日規制改革推進会議決定）が内閣総理大臣に提出された。

上記答申等を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等については、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくため、下記のとおり規制改革実施計画を定める。

## 記

### I 共通的事項

#### 1. 本計画の目的

本計画は、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革（情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む。）を推進することを目的とする。

#### 2. 本計画の基本的性格

上記の目的を達成するため、本計画においては、当面の改革事項として、「規制改革推進に関する答申」等により示された規制改革事項について、それぞれ期限を定めて取り組む事項として確定することにより、その着実な実施を図る。

#### 3. 規制改革の推進に当たっての基本的考え方

「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトにした新しい資本主義の実現のためには、規制・制度を不断に見直していくことで、成長と分配の好循環の起爆剤となる「経済成長」を実現することが必要不可欠である。規制改革により、イノベーションを阻む規制の改革に取り組み、スタートアップが活躍できる環境整備や変化に対応した経済社会の変革を推進していく。

このため、本計画においては、「規制改革推進に関する答申」により示された規制改革事項に加え、デジタル臨時行政調査会、再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース等における取組及び国家戦略特別区域等を活用した取組を一体的に取りまとめ、政府全体として強力で規制改革を推進していくこととしている。

また、個別分野として、「スタートアップ・イノベーション」、「グリーン」、「人への投資」、「医療・介護・感染症対策」、「地域産業活性化」及び「共通課題対策」において重点的に規制改革を進めていく。

#### 4. 規制改革・行政改革ホットライン

役所の縦割り、前例主義の是正を始めとする規制改革・行政改革の推進に当たり、広く国民・企業等から寄せられる要望（各種手続の簡素化等を含む。）について、「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」により受け付け、迅速に対応している。

今後、規制改革を進めるに当たり、このように国民・企業等からの要望を幅広く受け止め、その声を検討の俎上に乗せるための仕組みを引き続き活用することが重要である。

#### 5. 計画のフォローアップ

内閣府を始めとする関係府省庁及び規制改革推進会議は、本計画に定められた事項の実施状況に関するフォローアップを行う。関係府省庁は、規制改革推進会議の求めに応じ、決定事項の実行に先立ち、その方針について、規制改革推進会議のレビューを受ける。また、規制改革に関する既往の閣議決定の実施状況についても、必要に応じ、フォローアップを行う。これらのフォローアップの状況については、令和5年度末時点で整理し、公表する。

## II 実施事項

### 1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的見直し

国民がデジタル技術を活用したより良いサービスを享受し、成長を実感できる社会の実現に向け、経済社会の仕組みをデジタル時代に合ったものに作り直していくため、デジタル原則に照らして国の規制・制度を横断的に見直す観点から、以下の事項について重点的に取り組む。

#### (1) 7項目のアナログ規制等の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	7項目のアナログ規制等の見直し	「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」(令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会決定)において見直しの対象となっている7項目のアナログ規制(目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制及び往訪閲覧・縦覧規制)及びフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制等について、規制所管府省は、同工程表に基づき、着実に見直しを実施する。	「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に基づき、順次措置(令和6年6月まで目途)	内閣官房 内閣府 警察庁 公正取引委員会 個人情報保護委員会 カジノ管理委員会 金融庁 消費者庁 子ども家庭庁 デジタル庁 復興庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力規制庁 防衛省 人事院



## 2. 国家戦略特区における取組

国家戦略特区では、これまでの取組に加えて、令和4年に実施した「地方創生のための制度改革・規制改革に関するアイデア募集」において寄せられた規制改革事項の具体化を図るとともに、規制の特例措置の全国展開等により、これまでの国家戦略特区の成果を幅広く波及させるなど、引き続き地域課題の解決に資する規制改革に取り組む。

デジタル田園都市国家構想を先導するスーパーシティとデジタル田園健康特区については、規制の特例措置の追加・拡充を行うとともに、データ連携や先端的サービスの実現のための取組を重点的に行う。

(注) 今後取り組む具体の実施事項は個別分野に記載

〔 \* …国家戦略特区での取組  
 (※) …国家戦略特区も関連する取組 〕

## 3. 個別分野の取組

### <スタートアップ・イノベーション分野>

#### (1) スタートアップを促進する規制・制度見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	海外起業人材の活躍に資する制度見直し	<p>a 法務省、経済産業省及び内閣府（地方創生推進事務局）は、外国人による創業活動を支援するため、外国人起業活動促進事業の期間内に起業に至らなかった外国人に対し、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の活用により、更に最長6か月間の創業活動を認めることができるよう、令和4年度中に所要の措置を講ずる。</p> <p>b 法務省は、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を活用し、入国後、初回の在留期間更新時に必要な事業所として、自治体が認定するコワーキングスペース等を最大1年間認める特例（以下「コワーキングスペース等の特例」という。）について、外国人起業活動促進事業においても活用可能とすることを含め、全国展開に関して、引き続き検討を進め、令和5年度早期に結論を得て、所要の措置を講ずる。(※)</p> <p>c 法務省は、大学施設・企業施設等を、コワーキングスペース等の特例の対象施設となる「コワーキングスペース等」に含めることについて、引き続き検討を進め、令和5年度中に結論を得るとともに、結論を得次第速やかに</p>	<p>a : 措置済み</p> <p>b : 引き続き検討を進め、令和5年度中早期に結論、結論を得次第速やかに措置</p> <p>c : 引き続き検討を進め、令和5年度中に結論、結論を得次第速やかに措置</p> <p>d : 令和5年検討開始</p> <p>e : 令和5年度検討開始、結論を得次第速やかに措置</p> <p>f : 継続して措置</p>	<p>a : 法務省          経済産業省          内閣府</p> <p>b~e : 法務省          f : 金融庁          財務省</p>

		<p>かに所要の措置を講ずる。</p> <p>d 法務省は、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業及び外国人起業活動促進事業等を活用する外国人起業家が、当該事業のため許可された在留期間が終了して在留資格「経営・管理」に変更等する際、申請に係る事業規模として求められる要件について、当該外国人起業家の会社が発行する有償新株予約権に対する払込金額とその他の資本金等の合計を基に出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）「経営・管理」の項第2号ハに該当するかどうか判断できるよう、必要な条件の在り方も含めて検討する。</p> <p>（※）</p> <p>e 法務省は、「地方公共団体が起業支援を行う場合における在留資格『経営・管理』の取扱いについて」（平成30年1月出入国在留管理庁）で示した、地方公共団体が実施する起業支援対象者として認定された者が地方公共団体の所有又は指定するインキュベーション施設に入居する場合において活用が可能な事業規模に関する特例に関して、実際に同特例を活用する上で必要な情報を地方公共団体等に提供できるよう検討し、結論を得次第速やかに所要の措置を講ずる。</p> <p>f 金融庁は、財務省と連携しながら、海外活力の取り込みを通じたスタートアップの育成に向け、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業及び外国人起業活動促進事業等を活用する外国人起業家が、本邦に入国後6月以上経過又は本邦内での事務所勤務の双方を満たしていない状態で、預金口座の開設を国内金融機関に対して申し出た際、当該在留資格の認定のため事業実施主体が発行した起業準備活動計画確認証明書の提示等の要件を満たす場合には、当該外国人に対して居住者口座又は居住者と同等の口座の開設が可能となるよう、本年2月に金融機関に対して要請したところ、その実効性を確保するために定期的にフォローアップを行う。</p>		
2	外国人創業活動	外国人による創業活動を促進するため、地	令和5年度中目途に	内閣府

	<p>促進事業の全国展開*</p>	<p>方自治体等が一定の要件を確認した場合には、在留資格「経営・管理」の基準である「事業所の確保」等を6か月後までに満たす見込みがあれば入国を可能とする特例（外国人創業活動促進事業）の全国展開に関して、具体的な措置内容等について速やかに検討を開始し、令和5年度中を目途に結論を得る。</p>	<p>結論</p>	<p>法務省</p>
<p>3</p>	<p>スタートアップの新技术・製品開発を促進するための政府調達手法の整備</p>	<p>a 経済産業省及び内閣府（科学技術・イノベーション推進事務局（CSTI））は、財務省と連携しながら、政府調達において、スタートアップ等による新技术・新製品・新サービスの開発を促進するべく、中小企業技術革新制度（SBIR）における研究開発成果の調達手法と同様の仕組みでの随意契約を高度な新技术を持った J-Startup 選定企業等との間でも可能とすることについて、対象企業の選定方法を整備し、令和5年度中の活用に向け、所要の措置を講ずる。その際、事務手続の負担軽減についても検討を行うとともに、制度活用促進に向けた適切な周知を行う。</p> <p>b 経済産業省及び内閣府（CSTI）は、官公需におけるスタートアップからの調達が見込まれる分野についての検証を行うとともに、政府調達においてスタートアップが提供可能な新技术及び新サービス並びにスタートアップが政府調達に参入する上での課題に関する調査を行い、各府省等に情報提供を行う。</p> <p>c 経済産業省及び内閣府（CSTI）は、財務省と連携しながら、政府調達へのスタートアップの参加を促進する観点から、高度な新技术を有する等一定の要件を満たすスタートアップに対し、保有している入札参加等級よりも上位の等級の入札への参加資格を与えることを含む、一般競争入札におけるスタートアップからの新技术及び新サービスの調達を促進するための入札手法の整備について、引き続き必要な検証・検討を進め、結論を得次第速やかに措置する。その際、事務手続の負担軽減についても検討を行うとともに、制度活用促進に向けた適切な周知を行</p>	<p>a：令和5年度措置 b：措置済み c：引き続き検討を進め、令和5年度措置 d：引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置</p>	<p>a, c：経済産業省 内閣府 財務省 b：経済産業省 内閣府 d：経済産業省</p>

		う。 d 経済産業省は、スタートアップの業態等に応じた政府調達促進の目標設定や支援について、引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置する。		
4	個別資産に対する担保や経営者保証を前提としない新たな融資手法としての事業性に着目した担保制度の創設・整備	金融庁及び法務省は、資金調達手段の充実がスタートアップや事業の成長及び促進における喫緊の課題であることを認識し、融資における新たな選択肢として、不動産等の個別資産に対する担保や経営者保証を前提としない、事業性に着目した成長資金の提供への利活用が期待される新たな担保制度（事業成長担保権）について、資金需要を取り込み、活用しやすい制度設計となるよう、相互に積極的に連携して早急に検討を進め、関連法案の早期の国会提出等、必要な措置を行う。 なお、事業性に着目した担保制度の整備に係る検討の結論を得次第、金融庁は、金融機関と融資先である事業者が事業価値の維持や向上に向けて緊密な関係を構築できるよう、制度の適切な運用による成長資金の提供促進に必要な環境の整備を行う。	引き続き検討を進め、令和5年度目途に結論・措置	金融庁 法務省
5	起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直し	法務省は、令和4年度に実施された定款認証に係る公証実務に関する実態を把握するための調査について、その結果を分析し、定款認証が果たすべき機能・役割について評価を加えるとともに、その結果に基づいて、定款認証の改善に向けて、デジタル完結・自動化原則などのデジタル原則を踏まえた上で、面前での確認の在り方の見直しを含め、起業家の負担を軽減する方策を検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずるとともに、定款認証に係るサービスの改善や利用者の満足度向上にもつなげる。	評価・検討・結論については令和5年度、必要な措置については遅くとも令和6年度	法務省
6	新事業活動を後押しするためのグレーゾーン解消制度の運用の改善	経済産業省は、グレーゾーン解消制度は、産業競争力強化の観点から、新事業活動を実施しようとする事業者が規制の適用の有無及び解釈を明確化し、委縮せずチャレンジできるための制度であることに鑑み、新事業活動を後押しできるよう、同制度の活用を委縮させることのないように留意しつつ、既存事業者に対する同制度の運用及び回答による	引き続き検討、令和5年結論・措置	内閣府 経済産業省

		副次的な影響への対応について検討を行い、内閣府との連携も含め、必要な措置を講ずる。		
7	規制改革関連制度の連携の強化	規制改革関係府省庁は、規制改革関連制度の利用者の利便性向上のため、更なる連携の強化を検討するとともに、これらの制度に係る手続の迅速化を図るため、必要に応じて、規制所管省庁の対応状況を整理し、定期的に公表を行うなど、統一的な進捗管理を行う。	令和5年措置	内閣官房 内閣府 デジタル庁 経済産業省

(2) イノベーションによる新製品・新サービスの創出と安全の確保との両立を図る規制・制度見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
8	新たな空のモビリティ推進及び新たな物流サービスの実現に向けた無操縦者航空機に係る制度整備	<p>a 国土交通省は、特定されたルートの飛行等によりリスクを低減し、物資輸送を目的とする無操縦者航空機について、そのような機体、条件及び目的にふさわしい規制となるよう、操縦者が乗り組まないことを前提とした基準の内容について検討を進めているところ、さらに、機体性能と運用条件を考慮したリスクベースでの耐空性基準の設定を含む、運用の柔軟化等の必要な対応を速やかに検討し、結論を得る。</p> <p>b 国土交通省は、無操縦者航空機の社会実装を目指す事業者の予見可能性を高め、事業者の技術開発・新サービス展開といったイノベーションの促進に資するよう、航空法（昭和27年法律第231号）第11条第1項ただし書の試験飛行における関係者間の調整の在り方に関する事例や、無操縦者航空機の迅速・円滑な認証取得等に役立つ事例の紹介等について検討し、事業者に対してプッシュ型の周知を行う。</p> <p>c 国土交通省は、新たな空のモビリティの社会実装を世界に先立ちリードしていく観点から、空の移動革命に向けた官民協議会において、事業者や自治体等の関係者の意見も聴きながら、無操縦者航空機の活用に向け、安全性確保を前提としつつ、耐空性基準の考え方、審査の迅速化・費用削減に資する設計の効率化、将来的なマルチユース化に当たっ</p>	<p>a：令和5年結論・措置</p> <p>b：令和5年度検討開始、結論を得次第速やかに措置</p> <p>c：令和5年度検討、結論を得次第速やかに措置</p>	国土交通省

		<p>での考慮事項等、イノベーションの促進に資する無操縦者航空機に関する環境整備について、速やかに検討する。同時に、今後の革新的技術による様々な特性・性能を持つ新たな空のモビリティサービスの速やかな社会実装を実現するために、今後の機体開発の動向も踏まえながら、制度全体の在り方を見据えつつ、ロードマップの見直しを行い、航空機の規制がリスクに照らして合理的なものとなるよう、速やかに環境整備を行っていく。</p>		
9	<p>建設DX新市場創出に向けた建設用3Dプリンターの社会実装に資する環境整備</p>	<p>a 国土交通省は、建設用3Dプリンターを活用する上で、材料の一つとなる「モルタル」の取扱いについて、建築基準法（昭和25年法律第201号）第37条に基づいて整理し、地方自治体や指定確認検査機関等が適法性を確認する場面において、その適切な判断に資するための文書を作成・公表し、十分に周知する。</p> <p>b 国土交通省は、スタートアップ等新たに参入しようとする事業者にも分かりやすい各種制度に関する情報提供の在り方の更なる改善や体制の充実について、相談窓口の設置も含めて検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>c 国土交通省は、デジタル時代における建築に係る規制の在り方等につき、機動的で柔軟な規制となるよう、検討会を設置して議論し、結論を得て措置する。その際、以下の点に留意する。</p> <p>① 建設用3Dプリンターを利用した建築に係る規制の在り方に関する諸課題について、普及・活用を促進する観点で、論点を整理すること。</p> <p>② スタートアップを含む事業者等を検討会の構成員とすることも含めて検討し、事業者、指定性能評価機関、地方自治体等の当事者から広く意見を聴取した上で、新しい材料・技術の実態に即した内容となるよう報告書等の取りまとめに反映すること。</p> <p>③ 建築基準法第20条について、いわゆる「一般認定」の運用・基準等を文書で明らかにして利用者側の予見可能性を確保し、周知する</p>	<p>a : 措置済み</p> <p>b : 令和5年度検討・措置</p> <p>c : (検討会については) 令和5年度上期設置、(①・②・③・⑥) 令和5年度措置、(④・⑤) 令和5年度結論、結論を得次第速やかに措置</p>	国土交通省

		<p>こと。また、建設用3Dプリンター等の新技術で使用する材料については、工場だけでなく、建築現場で材料を製造する方法等も認められるよう、現場の実態を踏まえて、検討すること。</p> <p>④ 指定性能評価機関による評価については、デジタル技術の著しい進展を踏まえて、審査項目、審査基準、期間、費用及び手続について必要な見直しを行うとともに、新しい材料・技術に迅速かつ的確に対応するための能力の向上や人員の配置等の見直しについても検討するよう周知、指導を行うこと。</p> <p>⑤ 今後の革新的技術の出現や、それに適した新たな材料・工法の登場も見据え、材料の性能等に着目する等デジタル時代における規制の在り方そのものについても検討すること。</p> <p>⑥ オープンイノベーションに資するよう、検討会の結果を公表するなど透明性を確保すること。</p>		
10	<p>カーボンニュートラル実現に資する環境配慮型コンクリートの社会実装に向けた環境整備</p>	<p>a 国土交通省は、環境配慮型コンクリート等の新しい材料・技術の出現も踏まえて、指定性能評価機関による評価に関し、審査項目、期間、費用、手続及び新しい材料・技術への対応等を含め、各種見直しを検討し、結論を得る。その後、継続的に指定性能評価機関への監督及び指導を行い、イノベーション促進に資する迅速かつ的確な評価が行われるよう、適切な運用を行う。</p> <p>b 国土交通省は、環境配慮型コンクリートの利用促進に向けて、機動的で柔軟な規制となるよう各種見直しを行う。規制の見直しに当たっては、検討会を設置して議論し、結論を得て措置する。その際、以下の点に留意する。</p> <p>① イノベーション促進を念頭に、新たな仕様規定策定の必要性を検討すること。</p> <p>② 国内外の事業者や学識経験者等から、幅広く意見を聴取すること。報告書等の取りまとめについては、聴取した意見を踏まえ、新しい材料・技術の実態に即した内容とすること。</p>	<p>a : 令和5年度検討・措置</p> <p>b : (検討会については) 令和5年度上期設置、(①) 令和5年度結論、結論を得次第速やかに措置、(②・③・④・⑤) 令和5年度措置</p>	国土交通省

		<p>③ スタートアップ等の新規参入者にも分かりやすい各種制度に関する情報提供の在り方の更なる改善や体制の充実等について、相談窓口の設置も含めて措置すること。</p> <p>④ 国内外での研究・開発状況の積極的な実態把握を進め、環境配慮型コンクリートの「指定建築材料」への追加を検討すること。また、今後の革新的技術の出現や、それに適した新たな材料・工法の登場も見据え、新たな認定制度の創出等、規制の在り方そのものについても検討すること。</p> <p>⑤ オープンイノベーションに資するよう、検討会の結果を公表するなど透明性を確保すること。</p>		
--	--	--	--	--

### (3) AI活用を推進する規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
11	契約書の自動レビューサービスと弁護士法	法務省は、契約書審査やナレッジマネジメントにおけるAIの有用性及び民間企業の法務部門におけるデジタル技術の活用拡大の重要性に鑑み、契約書の自動レビューサービスの提供と弁護士法(昭和24年法律第205号)第72条本文との関係について、予測可能性を可能な限り高めるため、当該サービスの提供に係るガイドラインの作成・公表を行う。	令和5年度上期措置	法務省

### (4) 女性活躍推進のための旧姓使用者の本人確認におけるマイナンバーカードの活用促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
12	女性活躍推進のための旧姓使用者の本人確認におけるマイナンバーカードの活用促進	a デジタル庁、総務省及び内閣府(男女共同参画局)は、マイナンバーカードに旧姓併記ができることの周知及び旧姓使用者の本人確認に際しての旧姓併記したマイナンバーカードの活用推進を依頼する通知を、各省庁及び地方公共団体宛てに発出し、各省庁から所管法人宛てに同様の通知を発出するよう依頼するとともに、民間での本人確認に際しての活用促進を図るため、ホームページ等の一般への情報提供媒体において、住民票に旧姓を併記した場合にはマイナンバーカードにも旧姓が併記されることを引き続き周	令和5年措置	a, b: デジタル庁 総務省 内閣府 c: デジタル庁 総務省



	<p>知するとともに、旧姓併記されたマイナンバーカードが持つ旧姓の公証力に関する必要な周知を行う。</p> <p>b デジタル庁、総務省及び内閣府（男女共同参画局）は、旧姓を併記したマイナンバーカードの署名用電子証明書が円滑に広く利用されるように、署名用電子証明書の旧姓に係る仕様を踏まえたシステム構築等に積極的に対応するよう、各省、地方公共団体及び各省所管団体その他関係事業者等に対して周知する。あわせて、ホームページ等の一般への情報提供媒体において、住民票に旧姓を併記した場合にはマイナンバーカードの署名用電子証明書にも旧姓が併記されることを引き続き周知するとともに、署名用電子証明書の構成や仕様について、アプリケーション開発者が旧姓併記に対応するために必要な周知を行う。</p> <p>c デジタル庁及び総務省は、マイナンバーカードへの旧姓併記等について、公的証明書としての活用を促進するために、券面印字の視認性の向上を含め、使いやすさを向上させる改善策について、当事者の意見を聞きつつ、検討を行う。</p>		
--	---	--	--

(5) 自動車整備士人材の多様化に向けた改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
13	自動車整備士人材の多様化に向けた改革	<p>a 国土交通省は、自動車整備士養成施設における学科教育について、多様な人材が学びやすい環境の整備、更にはデジタルコンテンツ等新技術の活用を進める観点から、自動車整備士養成施設以外の場所から受講することができるオンライン授業ができるよう、制度の見直しを検討し、結論を得次第速やかに措置する。</p> <p>b 国土交通省は、大学卒業者の自動車整備士資格取得を後押しするため、一級自動車整備士養成課程入学に相応する一定の条件を満たした大学卒業者に自動車整備士養成施設の一級自動車整備士養成課程への入学を認めることについて、自動車整備士養成施設</p>	<p>a：令和5年度検討開始、結論を得次第速やかに措置</p> <p>b：令和5年度検討開始</p> <p>c：（前段）令和5年度検討開始、結論を得次第速やかに措置、（後段）令和5年度以降検討開始</p>	国土交通省

		<p>や事業者等の関係者の意見を聴取した上で、必要な条件の在り方も含め検討を開始する。</p> <p>c 国土交通省は、自動車整備士について、多様な人材の更なる確保を進めるために必要な就労環境の改善を図る観点から、全認証事業場数の約8割を占める従業員10人以下の事業場を含め、自動車整備事業場の生産性を向上させ、収益力の向上や賃上げに結び付くような施策について自動車整備の高度化に対応する人材確保に係る検討ワーキング・グループで取りまとめたところ、今後、同ワーキング・グループにおいて、その実行状況についてデータに基づきフォローアップする。あわせて、フォローアップ結果を踏まえ、必要に応じて施策の改善を検討する。</p>		
--	--	--	--	--

(6) 企業のコーポレートガバナンス強化及び人材確保に資する株式報酬の発行環境の整備

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
14	企業のコーポレートガバナンス強化及び人材確保に資する株式報酬の発行環境の整備	<p>a 金融庁は、報酬として交付する譲渡制限付株式（RS）に関し、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）の開示規制を緩和する金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第2条の12第1号に基づく制度について、交付対象者の死亡によって譲渡制限が解除されるものであっても、同制度の要件を充足することを明確化する等、同制度の活用促進について検討し、結論を得次第、必要な措置を行う。</p> <p>b 金融庁は、株式報酬が、中長期的な企業の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な起業家精神の発揮に資するインセンティブとして、コーポレートガバナンス強化の一環となること、また、企業における優秀人材の確保といった人事戦略に有用であることを認識の上、株式報酬は企業内の者に発行することが想定されることも踏まえ、開示規制における投資家保護の趣旨に鑑み、株式報酬の類型等に応じた開示規制の在り方を検討する。</p> <p>c 法務省及び経済産業省は、いわゆるストックオプションプールの実現に向け、株主総会から取締役会への委任内容について、新株</p>	<p>a : 令和5年検討・結論・措置</p> <p>b, c : 令和5年度検討開始</p>	<p>a, b : 金融庁</p> <p>c : 法務省 経済産業省</p>

		予約権の権利行使の価額や権利行使期間等も含めることができるよう会社法制上の措置を講ずる。また、新株予約権の発行に係る募集事項の決定の委任について、株主総会から取締役会への委任決議の有効期限が現行では「1年以内」となっているところ、この制約を撤廃することを検討する。		
--	--	--	--	--

(7) 生産性向上に企業が取り組みやすい環境整備のための毒物及び劇物の製造登録の合理化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
15	生産性向上に企業が取り組みやすい環境整備のための毒物及び劇物の製造登録の合理化	厚生労働省は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）が求める、毒物又は劇物に指定した物質を販売又は授与の目的で製造する場合に事業者が当該事業者を管轄する都道府県知事に行う品目の登録に関し、包括的に毒物又は劇物に指定している有機シアン化合物等について、実際の登録事務を行っている自治体や、関連する企業・業界団体へのヒアリング等の実態調査を行うとともに、まずは有機シアン化合物の適切な管理の観点から、品目登録の合理化方策を令和5年度早期に検討を開始し、結論を得次第速やかに措置する。	令和5年度早期に検討を開始、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省

(8) イノベーションや地域の課題に応えるラストワンマイル配送・交通

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
16	イノベーションや地域の課題に応えるラストワンマイル配送の実現	<p>a 国土交通省は、ラストワンマイル配送における担い手不足や輸送能力不足の解消、効率性向上を図る観点から、貨物軽自動車運送事業で使用できる車両が軽貨物車に限られている運用について、軽乗用車の使用を可能とする検討に着手し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。また、軽乗用車に積載可能な貨物の重量の見直し等を求める意見があることも踏まえ、各種データを用いた客観的な分析・検証を行いつつ、安全性の確保を前提に対策を検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。</p> <p>b 国土交通省は、一定の過疎地域を対象に認められている、貸切バス事業者、タクシー</p>	<p>a, b : (前段) 措置済み、(後段) 令和5年度検討開始、結論を得次第速やかに措置</p> <p>c : 令和5年検討・結論、令和5年度措置</p> <p>d : 令和5年検討開始、結論を得次第速やかに措置</p>	国土交通省

		<p>事業者及びトラック事業者が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）の許可の取得により荷物の有償運送を可能とする貨客混載の制度について、令和 4 年度に行った具体的なニーズ等の調査を踏まえ、全国で実施可能とすることの結論を速やかに得て、必要な措置を講ずる。また、制度措置後、新規事業者の参入が妨げられることのない仕組みとなるようモニタリングを行い、その結果に基づいて施策効果検証のための K G I ・ K P I を設定し、必要な措置を講ずる。</p> <p>c 国土交通省は、令和 3 年 9 月 1 日に施行した「年末及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」（平成 15 年 2 月 14 日自動車交通局貨物課長通達。以下本項において「通達」という。）に基づき、貨物自動車運送事業者による自家用自動車の有償運送を繁忙期に認める制度について、輸送の安全性確保等を前提に、令和 4 年度に実施した現行通達の運用状況（事故や法令違反の状況等）のモニタリング結果等を踏まえ、事業者のニーズに柔軟に応えるため、事業者の選択により一定の日数を繁忙期として選択可能にする等の必要な措置について検討し、結論を得る。</p> <p>d 国土交通省は、事業者の省力化や新規参入促進の観点から、貨物用軽自動車の事業用ナンバープレートの郵送や手続のデジタル完結といった、各種手続の簡素化・合理化につき、関係事業者・団体等と連携しつつ速やかに検討を開始し、必要な措置を講ずる。</p>		
17	D X を通じたタクシーの利便性向上	<p>a 国土交通省は、ソフトメーターの導入に当たり、ソフトメーターの規格策定に必要な事項について、「フィージビリティスタディ調査」等を通じて得た、精度・費用面における課題等の解決を図る。その際、利用者から運賃を収受するに当たって十分な正確性を確保することを前提としつつ、ソフトメーターの導入を通じたタクシー事業全体の D X 化の進展といった、事業者・利用者双方の利便性向上につながるよう検討を加速させ、将来的な国際整合を見据えつつ、ソフト</p>	<p>a : 引き続き検討を進め、令和 5 年度結論、結論を得次第速やかに措置</p> <p>b : 令和 5 年度検討・結論</p>	国土交通省

		<p>メーターの規格を決定し、措置する。</p> <p>b 国土交通省は、変動運賃制度の在り方について、制度導入後6か月のモニタリング期間の結果等を踏まえ、利用者の利便性を損なうことがないように、検討を引き続き進める。その際、公共交通機関に求められる妥当性に配慮するとともに、当該制度が潜在需要を掘り起こす新たな選択肢になるよう、利用者や事業者の声に十分に配慮しつつ、利用者の予見可能性及び需給に応じた柔軟な運賃変動の仕組みが確保されるよう制度の改善を行う。</p>		
--	--	---	--	--

(9) イノベーション促進に向けた日本の技術基準適合証明の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
18	イノベーション促進に向けた日本の技術基準適合証明の見直し	<p>a 総務省は、2.4GHz帯無線LAN等の技術基準適合証明等における技術基準及び試験方法について、無線LAN等の欧米基準試験データの活用の在り方に関する検討会において得られた結論を基に、削除可能とされた項目の削除を含む、技術基準及び試験方法の見直しを行う。</p> <p>あわせて、2.4GHz帯無線LAN等の欧米基準試験データ等を活用するに当たり、登録証明機関ごとの差異が生じないように、品質を担保するための基準、確認すべき項目及び具体的な確認のポイント等を「2.4GHz帯無線LAN等の欧米基準試験データ等活用ガイドライン」としてまとめ、当該試験データ等を活用するメーカー等及び審査を行う登録証明機関に周知を行い、その適切な運用を促すとともに、スタートアップ事業者等初めて認証の申込みを行う者を含むメーカー等向けに、基準認証制度全般の仕組みや手続を分かりやすく説明する「基準認証制度マニュアル」についても、広く活用されるよう周知を行う。</p> <p>b 総務省は、2.4GHz帯無線LAN等の技術基準適合証明等における技術基準及び試験方法の見直し、「2.4GHz帯無線LAN等の欧米基準試験データ等活用ガイドライン」</p>	<p>a : 令和5年秋頃措置</p> <p>b : 令和7年措置</p>	総務省

		及び「基準認証制度マニュアル」の作成・周知の措置の実態及び効果について、措置から2年経過後を目途に調査を行い、その結果を踏まえて課題を検証する。		
--	--	--	--	--

(10) 労働者の利便性向上のための資金移動業者の口座への賃金支払実現

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
19	労働者の利便性向上のための資金移動業者の口座への賃金支払実現	<p>a 厚生労働省は、資金移動業者の口座への賃金支払を行う場合の制度について、令和4年中できるだけ早期に措置する。</p> <p>b 厚生労働省は、資金移動業者の口座への賃金支払を行う場合の、労働政策審議会労働条件分科会の議論を通じて策定された制度について、制度施行から2年経過後を目途に、制度利用状況を基に、必要十分な要件の在り方を含めた課題の有無の検証を開始する。</p>	<p>a：措置済み</p> <p>b：令和7年措置</p>	厚生労働省

(11) 金融商品取引における分かりやすく、国民の金融リテラシー向上の観点も踏まえた情報提供の在り方

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
20	金融商品取引における分かりやすく、国民の金融リテラシー向上の観点も踏まえた情報提供の在り方	<p>金融庁は、金融商品取引における顧客への情報提供について、情報受領の迅速化、情報アクセスの簡易化を実現し、また、単なる書面交付や形式的説明にとどまらない、より分かりやすい説明や充実した情報提供を行う形で効果的にデジタルツールを活用することは、顧客本位の業務運営の徹底や国民の金融リテラシー向上の観点においても有用となる可能性があることを踏まえ、金融審議会での検討を続ける。同審議会においては、国内外の原則デジタル化に向けた改革の進展を踏まえ、従前からの顧客への情報提供のデジタル化や、事業者の手法の工夫による顧客に対するより分かりやすい情報提供の在り方、対象とする顧客の範囲、書面交付を求める顧客の意思確認手法、必要な顧客保護のための措置等実務的対応も含めて結論を得、その結果に基づき、準備作業が整い次第、法案提出等、必要な措置を行う。</p>	措置済み	金融庁

(12) Society 5.0 の実現に向けた電波制度改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
21	Society 5.0 の実現に向けた電波制度改革	総務省は、新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会において、令和4年11月に取りまとめた、我が国における電波オークション等を含めた新たな割当方式についての方向性を踏まえ、透明性・客観性を担保した具体的な制度設計やスケジュールについて検討し、令和5年度上期までに結論を得る。	令和5年度上期結論	総務省

(13) 放送に関する制度の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
22	デジタル時代における放送制度の在り方	<p>a ①総務省は、デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会における放送ネットワークインフラの将来像についての議論を踏まえて令和4年7月に取りまとめた、放送事業者が放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減し、コンテンツ制作に注力するための方策について、特にローカル局にとっても採り得る経営の選択肢となるよう、その具体化に向けた取組を推進する。具体的には、複数の放送事業者の小規模中継局等をまとめて保有・運用する「共同利用型モデル」の実現に向けて、「共同利用型モデル」によるハード会社を想定した柔軟な参入制度を措置し、制度の運用に向けた取組を進める。</p> <p>②小規模中継局等のブロードバンド等による代替については、技術実証も実施しつつ、必要となるコストの試算など、制度面・運用面を含めた更なる検討を進め、結論を得る。</p> <p>b 総務省は、令和4年7月に取りまとめた内容を踏まえて、放送法（昭和25年法律第132号）等の関係法令について、デジタル時代に適した放送の在り方を実現するための制度見直しを措置する。具体的には、放送事業者のマスメディア集中排除原則の見直しや複数の放送対象地域における放送番組の同一化に向けた制度整備を措置するほか、コーポレートガバナンスの強化など、経営基盤</p>	<p>a : (①) 法案提出については措置済み、運用については令和5年度検討・措置、(②) 令和6年度結論</p> <p>b : (前段、①、②前段) 措置済み、(後段(①、②以外)、②後段、③) 令和5年結論、結論後速やかに措置、措置後も継続的にフォローアップ</p> <p>c : 令和5年度結論、結論時に期限を定めて措置</p>	総務省

		<p>の強化に向けた取組を行う。</p> <p>① マスメディア集中排除原則の見直しに際しては、同原則が目指す多様性、多元性、地域性に留意しつつ、認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限の撤廃、地上波テレビジョン放送の異なる放送対象地域に係る規制（認定放送持株会社制度によらない場合）に関する、既存の隣接地域等の特例に限らない、一定の範囲での規制緩和の特例の創設などについて必要な総務省令の改正を行う。</p> <p>② 複数の放送対象地域における放送番組の同一化については、希望する放送事業者において、放送番組の同一化が可能となるよう制度を創設する。さらに、視聴者への説明責任が果たされるようなPDCAサイクルの確保や、地域情報等の各放送事業者の特性に応じた情報の発信を適切に評価するための定量的な指標の設定も含め、地域情報の発信を確保するための仕組みを併せて検討して、措置し、継続的にフォローアップを行う。</p> <p>③ コーポレートガバナンスについては、放送事業者が社会的な役割と責任を負っていることに鑑み、地域における放送番組の質を高められるよう、番組制作力の維持・向上のための人材戦略や経営戦略の策定の<sup>しゅうよう</sup>懲憑等も含めたコーポレートガバナンスの強化について、上記の制度見直しの状況を踏まえて、検討する。また、放送事業者を取り巻く経営環境の厳しさが増していることを踏まえて、総務省が放送法等の権限に基づき行う免許や業務の認定等の審査の機会において、放送事業者の経営の持続可能性の確認を行うことなどを含めて、放送事業者の経営基盤強化に向けた取組を進める。</p> <p>c 総務省は、NHK及び民間放送事業者の同時配信等及びオンデマンド配信による方法を含めて、通信における放送事業者の情報発信を推進するために、プラットフォーム連携やオンライン配信を推進するための必要な制度や方策を含めた、デジタル時代に適した放送の在り方の構築に向けて検討を行い、</p>		
--	--	---	--	--



		必要な措置を講ずる。NHKについては、インターネット時代において公共放送が担うべき役割や、NHKのインターネット活用業務の在り方について検討を進め、結論を得る。また、ローカル局の番組がインターネット上においてもより幅広く視聴されるよう、地域情報の発信の確保の観点も踏まえて、放送コンテンツの制作・流通の促進について検討を行い、必要な措置を講ずる。		
23	放送受信料の障害者免除手続の負担軽減・デジタル完結	<p>総務省及び厚生労働省は、放送受信料の障害者免除手続について地方自治体において障害者に対し世帯情報等の開示に係る同意書を求める手続が存在し、障害者・地方自治体・NHKの負担となっている現状を踏まえ、個人情報保護委員会からの助言を受けて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の趣旨に留意しつつ、手続の早期デジタル完結化の観点も踏まえ、負担軽減に向けた方策を検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>その際、個人情報保護委員会は、令和3年改正個人情報保護法が令和5年4月に全面施行されたことを踏まえ、総務省と厚生労働省の取組に協力する。</p>	令和5年度検討、結論後速やかに措置	総務省 厚生労働省 個人情報保護委員会

#### (14) デジタル時代における著作権制度の在り方

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
24	デジタル時代における著作権制度の在り方	<p>a 文化庁は、デジタル時代に対応した著作物の利用円滑化と権利者への適切な対価還元を両立を図るため、過去コンテンツやUGC（User generated content：いわゆる「アマチュア」のクリエイターによる創作物）、権利者不明著作物を始め、著作権等管理事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等について、拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度を実現する。本制度を実現すべく、著作権法の一部を改正する法律（令和5年法律第33号。以下「改正著作権法」という。）の施行に向けて、引き続き、内閣府（知的財</p>	<p>a：（前段）令和5年検討開始、法施行までに速やかに措置、（後段）令和5年検討・可及的速やかに実施</p> <p>b：令和5年検討開始、法施行までに速やかに措置</p> <p>c：（前段）令和6年度要件定義・可及的速やかに構築及び運用開始、（中段）令和5年度対応完了、</p>	<p>a～c：内閣府 デジタル庁 総務省 文部科学省 経済産業省 d：総務省</p>

	<p>産戦略推進事務局)、経済産業省、総務省、デジタル庁の協力を得ながら、デジタル時代のスピードの要請に対応した、著作物の利用円滑化に資するデジタルで一元的に完結する手続を目指して、制度説明・普及・広報等を含めた、所要の措置を講ずる。具体的には、b、cの措置に向けた取組のほか、①集中管理の促進、②現行の著作権者不明等の著作物等に係る裁定制度の改善(手続の迅速化・簡素化。bの「分野を横断する一元的な窓口組織」の活用を含む。)、③UGC等のデジタルコンテンツの利用促進を含むものとする。</p> <p>特に①については、本制度が著作物の利用円滑化に資するよう、改正著作権法の内容に限らず、集中管理促進のための施策の検討及び実施を進め、集中管理の促進や意思表示の啓発等、①の実現に向けた具体的な取組を検討し、実施する。</p> <p>b 文化庁は、aの「簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度」の実現に向けて、いわゆる拡大集中許諾制度等を基にした、利用者及び権利者の実務的な負担軽減に十分配慮した、分野を横断する一元的な窓口組織による新しい権利処理の仕組みを実現する。改正著作権法の施行等に関して、当該組織の運用に当たっては、著作権者等による①利用許諾の可否とその条件、②オプトアウトなどの意思表示、③利用・対価還元状況の把握、④個々の許諾手続、⑤未管理公表著作物等に係る権利処理に一元的に対応できるものとし、当該組織における事務・業務が迅速かつ適正に実施されるとともに、持続的な運営が可能となるよう、所要の措置を講ずる。</p> <p>c 文化庁は、aの「簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度」の実現に向けて、内閣府(知的財産戦略推進事務局)、経済産業省、総務省、デジタル庁の協力を得て、分野横断権利情報検索システム(以下「権利情報検索システム」という。)の要件定義を行い、構築・運用が開始されるよう取り組む。その際、権利情報検索システムは、①ネットクリエイター作成のコンテンツやネット配</p>	<p>(後段)要件定義と 並行して検討開始 d: 令和4年度検討 開始済・令和5年度 措置</p>	
--	---	---	--

信のみを行っているコンテンツ、集中管理されていない著作物等の既存のデータベースに登録されていないコンテンツ等の情報の登録を円滑に処理可能で、②ニーズのあるあらゆる分野の著作物等を対象とする権利者情報の確認・利用許諾に係る意思表示（利用方法の提示を含む。）を行うことができ、③運用主体と運営基盤の確立を通じて持続的なビジネスモデルを備える、④ニーズのある全てのデータベースとの接続を行うものとする。

前段の要件定義に当たっては、引き続き、既存のデータベースの充実や権利者情報等のフォーマットの標準化、IDやコードに係るルール整備といった、技術面の課題に関する検討も必要となる。関係府省は、府省横断的な体制の下、UGCに係るプラットフォームが管理するデータベースを含めたニーズのある全てのデータベースとの連携を目指し、データベースを管理する各団体との調整や既存のデータベースに関する調査研究、異なる分野のデータベース同士の連携、部分的な実証研究を含む、過去コンテンツやUGC、著作権等管理事業者が集中管理していないコンテンツの情報の登録の在り方に係る具体策の検討等を通じて、優先的に連携すべきデータベースの特定や連携方法の検討、検索画面のイメージ作成等を行う。

さらに、その結果を踏まえた中長期的な目標として、権利情報検索システムが①IT技術・デジタル化の進展に対する継続的な対応、②蓄積されたデータの活用を通じてシステムそのものの維持・管理に必要な収益を確保できるビジネスモデルなど、情報そのものを価値化できるような仕組み、③システム上で権利処理を完結することのできる仕組みについても検討を進めるものとする。

d 総務省は、bの「分野を横断する一元的な窓口組織による新しい権利処理の仕組み」を含めたaの「簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度」の実現を促進するために、インターネット上のコンテンツ流通の媒

	<p>介者である通信関係事業者の協力体制及び役割分担の枠組みについて、コンテンツ制作者に対してコンテンツ流通取引の場を提供するデジタル・プラットフォーマーの優位な関係性・市場におけるUGCの増加等のコンテンツ産業の将来的な姿・欧米の制度における通信関係事業者の媒介者責任の位置付け等を踏まえて検討し、結論を得る。</p> <p>また、前段の結論を踏まえ、a～cを通じて企図される新制度の円滑な開始準備及び持続的運用に資する措置を、デジタル時代のスピードの要請にも対応した形で実現する。その際、先端技術の活用についても検討の範疇に含める。</p>		
--	--	--	--

(15) 高経年マンション等の管理と再生の円滑化に向けた規制改革の推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
25	高経年マンション等の管理と再生の円滑化に向けた規制改革の推進	<p>a 法務省は、区分所有法制の見直しについて、区分所有権は一定の団体的制約を受け得るものであるという視点に立った区分所有者の責務の在り方について検討するとともに、多数決要件緩和の条件としての客観的で予見可能性の高い条件の活用や、多数決割合の更なる引下げの可能性、区分所有者の不明状態の発生防止のための制度設計といった各論も含め、令和4年10月より開始した法制審議会区分所有法制部会において検討中の諸課題について、区分所有法制の見直しに関する検討を早急に進め、結論を得次第速やかに措置する。</p> <p>b 国土交通省は、マンション管理適正化に対する区分所有者等の意識啓発を図るために必要な措置について、今後のマンション政策の在り方に関する検討会において検討を行い、結論を得次第速やかに措置する。</p> <p>c 法務省及び国土交通省は、区分所有法制の見直しによる民事的手法と、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）の運用による行政的手法の双方を通じて、適切なマンション管理の在り方を提示できるよう、定期的な情報共有を行</p>	<p>a, b : 引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置</p> <p>c : 引き続き措置</p>	<p>a : 法務省</p> <p>b : 国土交通省</p> <p>c : 法務省 国土交通省</p>

		いつつ、連携して取組を進める。		
--	--	-----------------	--	--

(16) 無人航空機用のワイヤレス電力伝送装置に係る型式指定の制度化 \*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
26	無人航空機用のワイヤレス電力伝送装置に係る型式指定の制度化	無人航空機用のワイヤレス電力伝送装置に係る型式指定の制度化について、提案主体が実施する実証実験等の結果を踏まえ、当該装置が任意の場所で設置・運用した場合であっても他の無線通信に妨害を与えないこと、また、人体等に危害を及ぼさないことを確認した上で、利用周波数、高周波出力、使用形態、妨害波の強度など型式指定に必要となる条件について、情報通信審議会において検討を開始し、その結果を踏まえ、速やかに必要な措置を講ずる。	当該装置が他の無線通信に妨害を与えないこと、また、人体等に危害を与えないことを確認した上で、情報通信審議会において検討を開始し、その結果を踏まえ、速やかに措置	内閣府 総務省

(17) ダイナミックプライシング等による駐車料金の設定 \*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
27	ダイナミックプライシング等による駐車料金の設定	大規模イベント開催時、自家用車での来場者の行動変容を促し、イベント会場周辺の渋滞・混雑緩和を図るため、エリア別、時間帯別、イベント来場者・非来場者の別により駐車料金に差を設けることは、都道府県知事等又は道路管理者が、駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）又は道路法（昭和 27 年法律第 180 号）における「不当な差別的取扱」に当たらないと判断できる合理的な理由があれば、現行制度下で対応可能であることを踏まえ、令和 5 年中に具体的なスキームを提案主体において検討するとともに、両法における「不当な差別的取扱」等の解釈について、国土交通省から提案主体に対し適切に助言等を行う。	令和 5 年中措置	内閣府 国土交通省

(18) Wi-Fi HaLow 活用のための特定実験試験局制度の対象の拡大 \*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
28	Wi-Fi HaLow 活用のための特定実験試験局制度の対象の拡大	900MHz 帯における Wi-Fi HaLow の迅速な技術開発や製品化等を推進するため、デジタル田園健康特区に指定された加賀市内で令和 4 年度に提案主体が実施した調査の結果を踏まえ、他の無線通信の影響を受けずに	令和 5 年度中を目途に措置	内閣府 総務省

		Wi-Fi HaLow を活用することが可能な周波数等について検討を進め、特定実験試験局制度の対象とする告示改正を令和5年度中を目途に措置する。		
--	--	--	--	--

(19) L P S の事業内容の拡大 \*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
29	L P S の事業内容の拡大	投資事業有限責任組合（L P S）の事業内容に、暗号資産（ガバナストークン）の取得・保有を位置付けることについて、令和5年度中を目途に結論を得るべく検討を行い、その結果を踏まえ、令和6年度中に必要な措置を講ずる。	令和5年度中を目途に検討、令和6年度中に措置	内閣府 経済産業省

(20) 外国人エンジニアの就労円滑化 \*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
30	外国人エンジニアの就労円滑化	外国人エンジニアの就労促進を図るため、地方公共団体による受入企業の認定等を要件として在留資格認定証明書交付申請の審査期間を短縮することについて、令和5年度早期に所要の措置を講ずる。	令和5年度早期に措置	内閣府 法務省

(21) 一般送配電網以外における高速 P L C の使用範囲の拡大 \*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
31	一般送配電網以外における高速 P L C の使用範囲の拡大	「一般送配電事業者以外が維持し、及び運用する電線路と直接に電氣的に接続され引込口において設置される分電盤から負荷側の電力線」において、一般の個別許可を受けることにより、広帯域電力線搬送通信設備を設置できるようにするため、一般送配電事業者に係る電力系統の電氣的特性等と同一と見なせる電力系統の範囲等について検討し、所要の措置を講ずる。また、これと合わせて、型式の指定を受けた設備を設置できる範囲の拡大の可否等について、他の無線局への影響等を確認し、令和5年度中に結論を得て、所要の措置を講ずる。 ※高速 P L C (Power Line Communication) 設備 (広帯域電力線搬送通信設備) : 電力線に通信信号を乗せ、高周波帯域 (2~30MHz) で、高速通信を可能とする設備。	令和5年度中措置	内閣府 総務省

(22) 水素導管に関する新たな技術の審査制度の創設\*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
32	水素導管に関する新たな技術の審査制度の創設	水素の社会実装に向けて、現行の技術基準で求める技術以外について審査を可能とする大臣特認制度の創設に向け、制度設計を検討し、令和5年度中に所要の措置を講ずる。	令和5年度中に措置	内閣府 経済産業省

## <グリーン分野>

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーに関しては、S+3Eを大前提に、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すことが重要である。また、カーボンニュートラルの実現に向けては、EV普及に向けた充電器の整備のための規制・制度の見直し等も必要である。このような観点から、以下の事項について、重点的に取り組む。

### (1) カーボンニュートラルに向けたEV普及のための充電器の整備に向けた見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	EV用充電器の整備に係るロードマップの策定	<p>カーボンニュートラルに向けて、走行時に二酸化炭素を排出しないEVの普及が重要であるが、その前提として、EV用充電器の整備を進める必要がある。この点、EV用充電器については、経路充電、基礎充電、目的地充電に係る充電器がバランスよく設置され、適切な場所に適切な数、充電出力等の性能が十分確保された充電器を設置することが重要である。これらの点を踏まえ、経済産業省は、必要に応じ国土交通省の協力の下、EV用充電器の整備に係る下記ロードマップを策定する。</p> <p>a 高速道路におけるEV用充電器の整備に関するロードマップ</p> <p>b a以外の経路充電、基礎充電、目的地充電に係るEV用充電器の整備に関するロードマップ</p>	<p>a：措置済み</p> <p>b：令和5年度上期 目途措置</p>	<p>経済産業省 国土交通省</p>
2	サービスエリアパーキングエリア（SA・PA）の充電器の設置	<p>全国の高速度道路のSA・PAの駐車場において、高出力の急速充電器を設置する際、EV用充電器の設置主体となる事業者が充電能力の拡張性（更に需要が増えた場合に備えた用地や工事計画上の配慮（電線の埋設管路の設置等））を確保しつつ、円滑にEV用充電器の設置事業を進められるよう、国土交通省、経済産業省は、NEXCO等の高速道路会社や独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構等の関係機関と適切に連携しつつ、ロードマップの実現のために当該事業に協力する。</p>	措置済み	<p>国土交通省 経済産業省</p>
3	高速道路近傍の	国土交通省は、高速道路の一部のSA・P	令和6年度措置	国土交通省



	EV充電器利用のための高速道路からの一時退出の実現	AにおけるEVの充電渋滞の解消に向けて、高速道路を一時退出した上で、高速道路近傍のEV用充電器を利用できるようにするため、高速道路からの一時退出による充電器利用でも一時退出しない場合と同じ料金を適用できるよう経済産業省やEV用充電器の設置主体となる事業者とも連携しつつ、措置する。		経済産業省
4	道の駅における急速充電器の整備	全国の道の駅において、高出力の急速充電器を設置する際、EV用充電器の設置主体となる事業者の責任の下、充電能力の拡張性（更に需要が増えた場合に備えた用地や工事計画上の配慮（電線の埋設管路の設置等））を確保しつつ、円滑にEV用充電器の設置事業を進められるよう、国土交通省から道の駅の設置者である市町村等に対し、当該事業に協力するよう通知を発出する等の措置を行う。	令和5年度上期目途措置	国土交通省
5	EV用充電器の設置促進に係る補助制度の検討	EV用充電器に対する設置促進に係る補助制度において、ロードマップと整合性のある、真に必要で利便性向上につながる計画（箇所、設置基数など）を持つ事業者による充電器設置が進むことや、将来の能力拡張（出力、基数）がスムーズに進むことを目的に、要件等を検討し、必要な措置を講ずる。	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
6	一般道における道路占用許可等の基準の明確化	一般道にEV用充電器を設置する際の道路占用許可等の基準を各自治体が定めやすいよう、国がガイドライン等を作成・公表し、各自治体に周知を行う。	措置済み	国土交通省
7	緑化地域制度におけるEV用充電器スペースの扱いの見直し	緑化地域における商業施設等において設置されるEV用充電器スペースの扱いについて、緑化率の算定方法を整理した上で、通知等により全国の地方公共団体宛てに示し、かつ公表する等の措置を講ずる。	令和5年度上期措置	国土交通省
8	新築集合住宅へのEV用充電器の設置の促進	a 新築集合住宅を供給する事業者に対し、自社が供給する集合住宅へのEV用充電器の積極的な設置について要請文書の発出等を行う。 b 経済産業省において、補助制度の改善等を図るとともに、国土交通省と協力して、自治体における補助制度との連携や事業者に対する支援措置の周知・普及を行う。	令和5年度上期目途措置	国土交通省 経済産業省

9	既設の集合住宅へのEV用充電器の設置の容易化	既設の集合住宅へのEV用充電器の設置の容易化を図るため、管理組合の合意形成の円滑化に資する具体的な方策として、標準管理規約コメントにおけるEV用充電設備の設置に係る記載の充実化等について、法務省、国土交通省及び経済産業省の連携の下、検討し、必要な措置を講ずる。	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	法務省 国土交通省 経済産業省
10	月極駐車場へのEV用充電器の設置の促進	月極駐車場へのEV用充電器の設置促進のため、充電器に関する補助制度について、月極駐車場が補助対象であることを含めて、充電事業者や駐車場管理事業者等に周知を行う。	令和5年度上期措置	経済産業省
11	集合住宅における充電スペースに係る総合設計制度上の扱いの合理化	国土交通省はa及びbの場合について、充電器を一般に開放する場合か否かにかかわらず、「敷地内にEV充電器を設置する建築物」を市街地の環境の整備改善に資するものとして、建築基準法に基づく総合設計制度による容積率割増しを行うことについて検討した上で（その際には、当該充電用スペースが公開空地になる場合と同等水準の容積率の割増しを行うことについても検討する。）、各地方公共団体に通知する等の必要な措置を講ずる。 a 新築の集合住宅の建設の際に、当該集合住宅の駐車場等も含めた敷地内にEV用充電器を設置する場合 b 既存の集合住宅において、既に設定されている公開空地にEV用充電器を設置する場合	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	国土交通省
12	EV用充電器を設置している住宅の取得を促す措置	EV用充電器を設置している住宅の取得を促すインセンティブ制度の導入に向けて、必要な措置を講ずる。	措置済み	国土交通省
13	集合住宅の駐車場の附置義務に関するEV用充電器スペースの算入可否の明確化	経済産業省が作成するEV充電器普及のロードマップの方針を踏まえ、駐車場法に基づく附置義務制度の考え方を示すとともに、地域の実情に応じた事例を紹介すること等を内容として、駐車場法に基づく附置義務条例を制定し得る地方公共団体に対して通知を発出するとともに、その内容を公表する等の必要な措置を講ずる。	令和5年度上期目途措置	国土交通省 経済産業省
14	大規模小売店舗	経済産業省はショッピングセンター、ホー	a：措置済み	経済産業省

	立地法における 駐車場収容台数 についてのEV 用充電器付き駐 車スペースの算 入に係る明確化	ムセンター、スーパーなど大規模小売店舗に 設置するEV用充電器付きの駐車スペース に関し、下記の場合について、大規模小売店 舗立地法（平成10年法律第91号）上の必要 な駐車場の台数に算入可能である旨を明確 にするため、自治体に対し、通知の発出等必 要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容 をホームページ上で公表する。 a  例えば、EV等を優先する駐車マス等E V以外の自動車（ガソリン車等）の利用を完 全に排除しないような場合 b  「EV専用」駐車スペースとする場合	b：令和5年度検 討・結論、結論を得 次第速やかに措置	
15	EV用急速充電 器の消防法上の 設置方法及び届 出等の解釈の統 一化	EV用急速充電器の設置方法に係る関係 規定の解釈や届出の際の提出書類について、 各消防管区で統一化を図るため、通知を発出 する等の措置を講じ、周知を行う。	措置済み	総務省
16	受電電圧600V以 上のEV用充電 器について一般 EVユーザーが 扱えることの解 釈の明確化と周 知等	経済産業省は、受電電圧600V以上のEV 用急速充電器について、EVの一般ユーザー が充電行為を行える旨について、例えば「電 気設備の技術基準の解釈の解説」等に追記す ることにより、広く周知を行う。	令和5年度検討・結 論、結論を得次第速 やかに措置	経済産業省
17	「高圧」扱いと なる場合のEV 用充電器の安全 な施設方法の明 確化	a  電圧が直流750Vを超え、1500V以下のE V充電器用充電ケーブルについて、海外の基 準も検討材料とした上で、電気設備の技術基 準の解釈等において、EV充電器用充電ケー ブルの構造要件を明確化するとともに、自家 用電気工作物となるEV用充電器の技術基 準について明確化し、周知する。 b  EV用充電器に係る高圧の機械器具につ いて、現状、機械器具をコンクリート製の箱 等に収め、充電部分が露出しないように施設 するといった基準があるが、具体的にどのよ うな設置形態とすれば、上記の規制に抵触し ないのか、施設方法等を明確化すること。	令和5年度検討・結 論、結論を得次第速 やかに措置	経済産業省
18	高電圧のEV用 充電器の保安を 担当する主任技 術者に関する制 度の合理化	今後、主任技術者の高齢化によりEV用充 電器の保安の担い手が不足する一方で、EV 利用者の利便性の観点からは、高出力・高電 圧の充電器の設置が求められる。このような 中で、より多くのEV用充電器の保安を主任	令和5年度検討・結 論、結論を得次第速 やかに措置	経済産業省

		技術者が担当できるよう、経済産業省において、外部委託承認制度における点検頻度の在り方・換算値等の見直しについて検討を行い、結論を得て、結論を得次第速やかに措置する。		
19	急速充電器の互換性の確保	特定のEVのみしか接続できない仕様となっている急速充電器について、自社のユーザー向けのサービスとして設置している状況を尊重しつつ、他の規格との接続性を高め、他のユーザーの利便性が向上するよう必要な措置を検討し、検討結果に応じた措置を講ずる。	可能な限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
20	急速充電器の互換性テストを行う環境の構築	CHAdeMOの認証を取得した充電器であっても、EVと接続できない場合や所定の受電出力が出ない事象が発生している。このため、希望する車両メーカーが、CHAdeMOの認証を受けた様々な充電器と接続確認ができる場を提供する。	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
21	普通充電器の出力上限の見直し	普通充電器の充電時間の短縮による利便性向上の観点から、JARI認証における6kWの上限について、海外の規格等を参考とし、より高出力のものまで認証されるよう検討する。	令和5年度末目途措置	経済産業省
22	EV用充電器を設置した事業者等を適切に評価する仕組みの構築	地方公共団体が、域内の事業者に対して温室効果ガス排出量やその抑制方策等を盛り込んだ計画書・報告書の策定と提出を求める「地球温暖化対策計画書制度」に関して、当該制度に係るガイドラインにおいて、事業者によるEV用充電器の設置等を評価項目例として新たに追加するとともに、その好事例を記載する。	措置済み	環境省
23	EV用充電器の不具合発生時の復旧作業の合理化に向けた取組	EV用充電器について、不具合が発生した際に、可能な限り遠隔監視・制御技術によるリセット（再起動）を可能とし、EV用充電器の利便性を向上させるため、例えば、OCPP（Open Charge Point Protocol）を搭載したEV用充電器を普及させるための施策を実施する等の必要な措置を講ずる。	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
24	屋外広告物条例におけるEV用充電器案内看板の設置基準の整	公共性が高く、全国的に設置されるEV充電器の案内看板の扱いについて、対応が異なる各地方公共団体における具体的な判断の相違点を含め必要な点の実態を整理し、地方	令和5年度上期措置	国土交通省

理	公共団体に対し国土交通省より通知を发出するなど技術的助言等の必要な措置を講ずるとともに十分な周知を行う。		
---	--	--	--

(2) 住宅等におけるエネルギーマネジメントの円滑化及び再生可能エネルギー発電設備の設置促進等

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
25	ECHONET Lite機器の接続性の確保に向けた措置	ECHONET Lite機器であれば、ホワイトリスト等で限定をされることなく、メーカーを問わず、全てのECHONET Liteの認証を取得したHEMSコントローラーと接続可能となるよう、ECHONET Liteに関する制度設計の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。	令和5年10月までの可能な限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
26	新たなスマートホームシステムへの対応	ECHONET Liteでの接続システムだけでなく、近年国内で登場したAPIを活用したスマートホームのシステムや海外の新たな通信規格を活用したスマートホームのシステムが混在する環境下においても、住宅内において、消費者の利便性の観点も踏まえ、既存の特定の通信規格によらず各機器が接続できる環境の構築が重要である。このため、特定の通信規格によらず、包括的に接続可能となる新たなシステムの導入を可能とするためのガイドラインの活用に向けて、事業者働きかけを行う。	令和5年10月までの可能な限り早期に措置	経済産業省
27	HEMSに係る目標の策定	HEMSは自家消費の最適化や、それを通じた省エネにも有効であり、HEMSに係る国の目標・指標等を適切に設定する必要がある。この点、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」や「2020年度における地球温暖化対策計画」の進捗状況における導入率や指標について、現状では、「スマートホームデバイス」が含まれているところ、 a 「スマートホームデバイス」の導入について、それがエネルギーマネジメントにつながるのか否か及びその省エネ効果について検討する。 b 家庭部門の徹底的なエネルギー管理の実施に係る省エネ目標については、aにおける検討結果等を踏まえて修正要否について検	a：令和5年内のできるだけ早期に開始 b：令和5年度から検討を開始し、結論を得次第速やかに措置	経済産業省

		討した上で、検討結果に応じて、必要な措置を講ずる。		
28	太陽光発電リースの住宅ローン上の扱いに関する金融機関への情報提供	住宅等への屋根置き太陽光設備の導入について、初期費用を軽減できるリース等により太陽光発電設備を設置する事例も増えてきているところ、リースにより太陽光発電設備を設置している住宅等の取得に係る住宅ローンの与信審査に関しては、例えば、自家消費による電気代削減や売電収入等の側面についても考慮すること等を必要に応じて検討することを、金融機関等に対し適切に周知する。	措置済み	金融庁
29	屋上に架台を取り付けて太陽光パネルを設置する際の建築基準法における取扱いの明確化	建築物の屋上に架台を取り付け、その上に設置する太陽電池発電設備について、当該太陽電池発電設備の架台下の空間にキュービクルや室外機等の建築設備が設置されることのみをもって、建築基準法上の主要構造部に該当しないことや、当該架台下の空間は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に規定される床面積及び階数に算入されないこと等を明確化するため、通知を発出する。	措置済み	国土交通省
30	目安光熱費の表示について	建築物の省エネルギー性能の広告表示について、目安光熱費を表示する際のルールを定めるのに併せて、当該目安光熱費の表示をすることが望ましい旨をガイドライン等において、明記する。	令和6年4月措置	国土交通省

### (3) リチウムイオン蓄電池の普及拡大に向けた消防法の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
31	一定の安全性を有する車載用リチウムイオン蓄電池に係る、消防法上の危険物規制の体系・適用の在り方の検討	消防庁は、電気自動車分野で国際競争が激化する中、欧米での事業環境とイコールフットィングとなることを目指し、国際規格を満たすなど一定の安全性を有する車載用リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制の体系・適用の在り方について、海外の状況等との比較も含めて課題を洗い出し、安全の確保を前提に、その後速やかに結論を得る。	令和5年度内に課題を洗い出し、その後速やかに結論	総務省
32	一般取扱所におけるリチウムイオン蓄電池の消	一般取扱所におけるリチウムイオン電池の消火設備について、スプリンクラーを消火設備とすることを可能とするため必要な措	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	総務省

	火設備に関する見直し	置を講ずる。		
33	鋼板製の筐体で覆われる車載用リチウムイオン蓄電池についての指定数量の合算方法の見直し	EV用リチウムイオン蓄電池について、鋼板製の筐体で覆われ、かつ充電率が一定値以下等の要件を満たすものについては、指定数量の合算から除外するよう必要な措置を講ずる。	令和5年度上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置	総務省
34	定置用リチウムイオン蓄電池設備を屋外に設置する場合の保有空地等の緩和	消防庁は、消防法（昭和23年法律第186号）の危険物規制の対象となる、コンテナ又はキュービクルに収納された屋外設置の一定数量以上のリチウムイオン蓄電池設備に関して、当該設備が出火及び類焼対策が規定されているJIS規格等に準拠しており、かつ、消火困難性に応じた消火設備を設置する場合には、設備周辺の保有空地の幅の規制緩和や設備間の離隔距離の撤廃等の措置を講ずる。	令和5年度上期措置	総務省

#### (4) 電力システムに係る見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
35	北海道エリアの出力変動対策要件により再エネ発電設備に併設した既設の蓄電池の見直し	最新の再エネ設備導入量や北海道本州間の地域間連系線の運用実態等を踏まえたシミュレーションを行い、必要な調整力量等について検証し、出力変動対策要件により既に再エネ発電設備に併設されている蓄電池について、実際の運用データ等も踏まえて、将来的に当該蓄電池がどのように活用可能であるかという点やその在り方について検討し、必要な措置を講ずる。	令和5年度内を目途に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
36	北海道エリアにおける蓄電池募集プロセスの取りやめ	再エネ事業者を対象とした発電設備系統接続条件としての蓄電池募集プロセスのⅠ期の残余分及びⅡ期の募集は取りやめる。	令和5年度上期措置	経済産業省
37	非FIT再エネについての出力抑制時の金銭的精算の実施	卒FIT電源やFIP電源等の限界費用が0 [円/kWh] の非FIT再エネについて、現行の調整電源と同様、ゲートクローズ後に送配電事業者が指示する出力制御に応じた場合の金銭的な精算の在り方を検討し、その結果を踏まえて必要な場合は、措置を講ずる。	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省

38	再エネ設備併設蓄電池の有効活用に向けた措置	全国のFIT・FIP認定を受けた再エネ発電設備に併設される蓄電池（北海道エリアにおける変動緩和要件が課されている蓄電池を含む。）について、系統側からの充電を認めるとともに、系統側から充電された電気量と発電設備側から充電された電気量を計量し、その比率で按分した発電設備由来の電気量については、FIT買取・FIPプレミアム交付の対象とするため、必要なシステムの運用を検討し、必要な措置を講ずる。	令和5年度上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
39	容量市場における蓄電池の扱いの見直し	容量市場における蓄電池の扱いについて、現状、発動指令電源にのみ区分されているが、それに加えて、一定規模以上の蓄電池について、安定電源にも区分されるよう検討し、必要な措置を講ずる。	令和5年上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
40	容量市場における発動指令電源の電源等の登録手続の見直し	経済産業省は、諸外国とは異なり、容量市場における発動指令電源は、落札後18か月以内に電源等を登録する必要があるところ、電源等リストの提出から実効性テストまでの期間について、運用状況を踏まえ、手続期間を短縮していく方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。	令和5年度内を目途に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
41	容量市場における1地点複数電源の応札可能化	経済産業省は、容量市場において、「1地点複数電源区分（変動電源と発動指令電源の組合せ）」の応札は認められていないところ、変動電源と発動指令電源の組合せについて、各電源から供給した分を区分計量できる場合の、容量市場のリクワイアメント及びその確認方法について技術的な実現可能性を確認しながら検討を行い、必要な措置を講ずる。	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
42	需給調整市場における計量方法	経済産業省は、需給調整市場にディマンドレスポンスで参画する場合、現状は需要家の引込み地点（受電点）で計量及びベースライン設定を行うこととなっているところ、受電点より下部のメータで計量及びベースライン設定を行うことを可能とするために詳細な業務フロー設計等必要な措置を講ずる。	令和8年度措置	経済産業省
43	再給電方式に係る見直し	送電線の利用ルールについては、メリットオーダーを追求していくが、市場主導型（ゾーン制、ノーダル制）への見直しは、システム開発等により一定の時間がかかる。そこ	a：令和5年措置 b：令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省



		で、早期に再エネの出力制御量を減らすため、まずは再給電方式による混雑処理を開始したところ、順次、以下の導入を進める。 a 基幹系統への再給電方式（一定の順序）を導入する。 b 基幹系統の導入状況も踏まえ、ローカル系統の混雑処理を検討する。		
44	送電線利用・出力制御ルールの見直し	市場主導型（ゾーン制、ノードル制）への見直しを検討し、早急な実現を目指す。	令和5年度以降可能な限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
45	送配電系統に係る情報の開示等	a ローカル系統については、発電事業者が最適な運転をできるように、予想潮流及び潮流実績等の情報公開の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。 b ノンファーム型接続において、系統制約に係る将来の出力制御の見通しの情報公開について検討し、必要な措置を講ずる。	a：令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 b：令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
46	配電系統へのノンファーム型接続の適用拡大	配電系統へのノンファーム型接続の適用拡大については、当面、分散型エネルギーリソースを活用したNEDOの事業プロジェクトにおいて必要となる要素技術等の開発・検証を進め、社会実装に向けた方向性を取りまとめる。この結果を踏まえ、配電系統へのノンファーム型接続の適用拡大の必要性を検討する。	令和6年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
47	需給ひっ迫警報等の対応手続の改善	需給ひっ迫時等に需要側の対応を期待するためには、需給状況が事前に需要側に伝えられることが前提になる。令和4年3月の東京エリアにおける需給ひっ迫等を踏まえ、手続の改善について検討し、必要な措置を講ずる。 a エリア予備率及び広域予備率について、週間・翌日・当日の3段階で公表しているところ、翌々日の段階においても需給見込みを公表する。 b 需給ひっ迫時の対応を検証した上で、その結果に基づき、需給ひっ迫時の手続を合理的で分かりやすいものに見直す。	措置済み	経済産業省
48	デマンドリスポンスが自然に発動される合理	a 令和4年3月の東京エリアにおける需給ひっ迫時の5GWの節電について、内訳（需要家の種類、節電量、デマンドリスポンス	措置済み	経済産業省

	的な仕組みの構築	契約によるものか、要請に応じたものか、送配電事業者経由か、小売事業者経由か等)を調査・検証する。 b その上で、今後このような節電が対価に基づいて自発的に行われる仕組みを検討し、必要な措置を講ずる。		
49	昨今の自然現象を踏まえた必要供給予備力の確保	昨今の自然現象を踏まえ、調整力公募の電源Ⅰ'や電源Ⅰに相当する部分で必要量が十分確保されているか、改めて検証し、必要な措置を講ずる。	措置済み	経済産業省
50	需給ひっ迫時に自家発電やデマンドリスポンスが調整力として提供される仕組みの構築	需給ひっ迫時において、自家発電やデマンドリスポンスのkWh価値が提供されるよう、調整力公募の電源Ⅱ'、電源Ⅱ及び今後それに相当する部分(令和6年度以降、電源Ⅰ'と類似の機能を担う容量市場の発動指令電源及び電源Ⅱからその機能を引き継ぐ需給調整市場)について、自家発電やデマンドリスポンスも対象に含まれていること及びkWh価格には機会費用を含めることができることを経済産業省等のホームページにおいて周知する。 また、容量市場における発動指令電源等については、需給ひっ迫時等において、活用できることとしており、必要な措置を講ずる。	令和5年度上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
51	電力価格高騰を踏まえた需要家への情報提供の充実化	電力価格が高騰している中、需要家への電気料金に係る適切な情報提供がより重要となっているところ、 a 市場連動型料金メニューや燃料費調整等の仕組みを伴う料金メニューによる小売り供給を行う際には、需要家に対し、その仕組みやそれによる電気料金への影響などについて情報提供を行う。 b 小売電気事業・供給契約そのものや、料金水準の変動のリスクが顕在化してきている中で、料金メニューのリスクなどが十分に需要家に理解されるよう、情報提供の充実化について更なる検討を行い、必要な措置を講ずる。	a: 措置済み b: 令和5年検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
52	新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案を踏まえた行為規	経済産業省は、新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案を踏まえ、 a 顧客情報を管理する情報システムの物理分割及びアクセス権限の管理を徹底させる	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省

	制の在り方の見直し	ため、必要な措置を検討し、講ずる。 b 災害時等における一般送配電事業者と旧一般電気事業者の情報共有の在り方を検討する。		
53	新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案を踏まえた一般送配電事業者の中立化のための措置	新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案を踏まえ、一般送配電事業者の中立性を確保する観点から、経済産業省は、一般送配電事業者の役職員について、特定関係事業者との間での人事交流（出向・転籍等）の適切な在り方について検討する。	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
54	内外無差別な卸売等に向けた措置	経済産業省は、公正取引委員会から電力・ガス取引監視等委員会に対し、公正な競争を阻害する可能性のある行為について、情報提供がされたことを踏まえ、当該情報提供事案についてヒアリングを行い、その結果に応じて適切に対応する。 また、今後、小売電気事業の健全な競争の実現に向け、発電事業者に対する卸売における内外無差別を強化するための方策（制度措置、行政措置の要否含む。）を検討し、必要な措置を講ずる。	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
55	旧一般電気事業者のコンプライアンスの強化	経済産業省は、新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案やカルテル事案等を踏まえたコンプライアンスの徹底に向けて、次に掲げる内容も参考に、必要な指導を行う。 a コンプライアンスを含め内部監査を行う組織について、外部専門家を入れるなど、被監査部門に対して十分けん制機能が働くよう独立性を高める。 b aにおける組織の意見も聞きつつ、社員に対して徹底したコンプライアンス教育を実施する。	令和5年度上期可能な限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
56	新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案及びカルテル事案を踏まえた電気事業法上の罰則の強化	経済産業省は、事業者の法令違反行為の抑止効果を高めるため、 a 新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案を踏まえた罰則の強化について、その必要性や妥当性等について検討し、必要な措置を講ずる。 b カルテルを含む電気事業の健全な発達を阻害する行為について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省

		律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)との関係に留意しつつ、電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)に基づく規律の強化を検討する。		
57	新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案を踏まえた行政上の制裁の強化	経済産業省は、新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案を踏まえ、再発防止に向けた行政上の制裁としての電気事業者に対する業務停止命令などの行政上の制裁について、その必要性や妥当性等について検討し、必要な措置を講ずる。	令和 5 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
58	電力・ガス取引監視等委員会の機能強化	経済産業省は、新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案やカルテル事案等を踏まえ、再発防止に向けて、電力・ガス取引監視等委員会について、諸外国の類似した規制機関の例も参考に、独立性を前提に監視機能強化について検討する(当該委員会の職員を増強する(特に専門性の高い外部出身者の割合を増やす。)など)。	令和 5 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
59	電気事業者の組織の在り方の検討	経済産業省は、電気事業者の組織の在り方について、新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案やカルテル事案等を踏まえつつ、2013 年の電力システム改革報告書に基づき、次のような点について引き続き検討する。 a 旧一般電気事業者の送配電部門の所有権分離についてその必要性や妥当性、長所・短所を含めて検討する。 b 電気事業者の発電部門と小売部門の組織の在り方に関し、発販分離及び会計分離については、各事業者の事業戦略に基づき選択可能であるという前提の上で、検討する。 c 小売電気事業の健全な競争を実現するため、各エリアにおいて新たな有力選択肢となり得る小売電気事業者の創出のための環境整備について検討する。	令和 5 年度を目途に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
60	独占禁止法上の厳正な対処	公正取引委員会は、旧一般電気事業者の小売部門によるカルテル事案等を踏まえ、電力分野において、独占禁止法上問題となる事実が認められた場合は、引き続き、独占禁止法上のあらゆる手段を排除せず、厳正・的確に対処する。	令和 5 年度以降継続的に措置	公正取引委員会

(5) 再生可能エネルギー及び水素の利用促進に係る保安規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
61	電気保安規制の主任技術者制度に係る見直しの検討	経済産業省は、電気主任技術者制度において、監督可能な事業場数に関しては統括及び兼任について、点検頻度及び点検方法等に関してはそれぞれ兼任及び外部委託について、一律に求められている現行規制の趣旨・目的や規制の科学的根拠・合理性について、諸外国の規制との比較や保険制度の適用等も含めて調査し、審議会での議論を基に、結論を得て、必要な規制見直しを実施する。	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
62	主任技術者制度における2時間以内の到着要件に係る規制の見直しの検討	経済産業省は、電気主任技術者制度において、 a 統括、兼任及び外部委託の場合それぞれについて一律に求められている設備への2時間以内の到着要件について、洋上風力や僻地の太陽光といった、その個々の事情に鑑みて直ちに現行の規制・運用を柔軟化することが適当と考えられるものについて必要な見直しを実施する。 b 外部委託の場合について、2時間以内に到達できる者を主任技術者本人でなく担当技術者とすることができる組織形態を許容することを検討し、必要な措置を講ずる。また、仮にその制度的措置が可能と認められる場合には、外部委託制度において受託可能な設備区分の全てをその対象とすることが可能であるかについても併せて検討し、必要な措置を講ずる。	a : 令和5年度措置 b : 令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
63	外部委託制度における月次・年次点検周期や換算係数・圧縮係数の見直し	a 経済産業省は、自家用電気工作物の電気主任技術者を外部委託する場合、告示等にて点検頻度（例：月次点検を1月に1回以上実施、年次点検を1年に1回以上実施など）を定めているところ、スマート保安技術を実装し、高い保安レベルを確保している事業者に対する点検頻度の見直しについて、必要な措置を講ずる。 b 経済産業省は、スマート保安プロモーション委員会等を活用してスマート保安技術等を実装し保安レベルが確保されるか否かを確認した上で、随時換算係数・圧縮係数の見直しを併せて行う。	令和5年度措置	経済産業省

64	外部委託の対象となる電圧・出力規模の拡大	<p>経済産業省は、電気主任技術者制度について、外部委託の対象となる電圧・出力を特別高圧で系統連系する設備まで拡大することに関して、諸外国の規制・制度等を調査した上で、我が国の電気保安規制の制度趣旨も踏まえつつ検討し、下記の設備についてそれぞれ必要な措置を講ずる。</p> <p>a 太陽電池発電設備及び風力発電設備 b 上記以外の再生可能エネルギー発電設備及び需要設備</p>	<p>a：令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 b：令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p>	経済産業省
65	ダム水路主任技術者に係る実務経験年数の見直し	<p>経済産業省は、将来的な人材不足が懸念されるダム水路主任技術者の免状取得に当たり求められている実務経験年数について、講習受講等による実務経験年数の短縮を図るため必要な措置を講ずる。</p>	令和5年度上期措置	経済産業省
66	風力発電の電力保安通信用電話設備の在り方の見直し	<p>一定規模以上の風力発電設備に設置が要求される電力保安通信用電話設備について、衛星電話等のその他の手段の活用により、非常時に確実に必要な保安上の措置をとることができる手段を講ずれば、専用の通信用電話設備の設置を免除することについて検討を行い、必要な措置を講ずる。</p>	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
67	風力発電設備の工事計画届出に係る審査の迅速化に向けた情報発信	<p>風力発電設備の工事計画届出に係る技術基準の審査の迅速化を目的として、経済産業省は、登録適合性確認機関に対し、実際の審査で蓄積された審査のポイントなどを事業者公表するよう指導する。</p>	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
68	郊外型水素スタンドにおける散水装置への上水道からの水の直接供給の許容	<p>郊外型水素スタンドにおいては、現状、防火水槽の設置が求められ、当該防火水槽を通じて散水装置に水を供給することが必要とされているところ、都市型水素スタンドと同様に、上水道から散水装置への水の直接供給が認められるよう必要な措置を講ずる。</p>	令和5年度措置	経済産業省

(6) その他

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
69	生産緑地地区内における売電を行う営農型太陽光発電設備の設置の実現	<p>現行制度上認められている、農産物等の生産のために必要な太陽光発電設備だけではなく、営農の確保を前提に売電を行う営農型太陽光発電設備についても、農業関係者のニーズ・要望を待って、生産緑地地区内で地域</p>	可能な限り早期に検討・結論	国土交通省

		住民の理解を得た上で設置できるよう措置を検討する。		
70	農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入目標の設定	農林水産省は、2050年カーボンニュートラルに向けた農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入目標の策定のため、令和5年度が目標年度となっている農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）に基づく基本方針の目標の見直しを行う。その際には、森林分野の導入目標も併せて示す。	令和5年度内の措置を目指す	農林水産省
71	エネルギー利用の促進に向けた、食品リサイクル基本方針の一部改正	<p>a 農林水産省は、次期食品リサイクル基本方針において、「エネルギー利用の推進」、「焼却・埋立の削減目標」、更には「社員食堂等からの食品廃棄物の削減の重要性」等を明記する方向で検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>b 農林水産省は、「学校給食や社食を製造する施設」や「物流・倉庫業」等の食品関連事業者の者以外の者について、実態を把握した上で、収集運搬の特例制度の適用を検討し、結論を得る。</p> <p>c 農林水産省は、「登録再生利用事業者制度」について、過去1年間に特定肥飼料等の製造・販売実績がない者も登録を受けられるよう見直しを検討し、必要な措置を講ずる。</p>	令和5年措置	農林水産省
72	非化石証書に係るトラッキング形式の改善	<p>FIT証書及び非FIT証書のトラッキングは、非化石証書の購入者に対し、希望する電源の属性状況を約定後に後付けする形式を採用しているが、令和4年10月に「RE100」における再エネ調達手法などを定める技術要件が改訂され、再エネ調達の要件として、運転開始から15年以内であることが追加された。これも踏まえ、再エネ価値取引市場及びエネルギー供給事業者によるエネルギーの環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）に基づく市場において以下の措置を講ずる。</p> <p>a 稼働開始年月を需要家が選択して調達可能とするために必要な措置</p> <p>b 入札の際にトラッキング情報として、電</p>	<p>a：令和5年度上期措置</p> <p>b：令和5年度内を目途に検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p>	経済産業省

		源種別及び産地情報を需要家が選択して調達可能とするために必要な措置		
73	太陽光発電設備の更新・増設時のFIT・FIP価格に係る見直し	現状、太陽光発電設備の合計出力が3kW以上又は3%以上増加した場合、更新・増設部分だけでなく、既設部分も含めて最新のFIT調達価格・FIP基準価格に変更されることとされているところ、更新・増設を促すため、既設部分と更新・増設部分を切り分けて価格を設定すべく必要な措置を講ずるとともに、当該更新・増設の内容を含む措置の適用条件の設定に当たっては、国民負担の増大の抑制を前提に、合理的な基準となるよう必要な措置を講ずる。	令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
74	小規模な再生可能エネルギー発電設備に係る情報の地方公共団体への提供	地方公共団体が地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）において求められる再エネ利用促進の目標策定等に適切に対応するため、再エネ導入量の把握、再エネ導入目標の策定及び進捗管理等に活用できるよう、FIT以外の再エネに係る情報についても地方自治体に共有することが重要であることから、 a 令和4年6月22日の電気事業法の改正により、10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備及び20kW未満の風力発電設備について、基礎情報の届出制度が創設されたが、この制度で収集した基礎情報を基に都道府県・市町村ごとの小規模事業用電気工作物の合計出力について、適切に公表する。 b システム接続されている10kW未満の太陽光を含む発電設備の最大受電電力及び逆潮流量等について、都道府県・市区町村ごと、電源種別ごとに国で情報把握できるよう必要な措置を講ずる。 c bで把握した情報について、地方公共団体に適切に情報提供する。	a：令和7年度措置 b：措置済み c：令和5年度措置	経済産業省 環境省
75	地熱発電事業の円滑な実施に向けた制度の取扱いの明確化	地熱発電事業に係る独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の債務保証制度について、FITの一旦認定であっても採択可能であることを適切な文書等に明記して公表する。	措置済み	経済産業省
76	「地域脱炭素のための促進区域	「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック」における、地球温暖化対	措置済み	環境省



	設定等に向けた「ハンドブック」における大規模風力発電施設に係る保安林に関する記載の明確化	策の推進に関する法律に基づき都道府県が定める促進区域の設定に関する基準（以下「都道府県基準」という。）の例示において、大規模風力発電施設に関して、促進区域に含めない区域の例として保安林の記載がある。これはあくまで、都道府県基準の策定例を示したものであり、基準の具体的な内容は、地域の自然的社会的条件に応じて、各都道府県において決定されるものである。一方で、都道府県基準において、一律に保安林が促進区域の対象外であると解されることがないように、分かりやすさの観点から、当該ハンドブックに注意書きを記載する等の必要な措置を講ずる。		
77	風況観測方法の改善	浮体式の洋上風力の設置促進の前提として、フローティングライダーでの乱流強度計測を円滑に実施することが重要であるところ、乱流強度計測技術も含めてフローティングライダーの精度検証及び観測手法の確立に向けて必要な措置を講じ、その成果を公表する。	措置済み	経済産業省
78	送電線等の道路占用許可の運用改善	一般的に占用の許可等の手続に際して道路占用に係る許可の判断に必要となる範囲を著しく超えた過度な資料の提出を求めるとや、他の占用申請者との不公平な取扱いを行うことは妥当ではないため、占用の許可等の手続に当たって適正な運用を行うよう、国及び地方公共団体の関係機関に対して通知を発出する等の措置を講ずる。	措置済み	国土交通省
79	再生可能エネルギーの促進に係る、地球温暖化対策の推進に関する法律上の公共部門の率先実行のPDCAの改善	「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」(令和3年10月22日公表)における2030年度の太陽光発電の導入見込みにおいて、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく政府実行計画等に基づき、公共部門が率先して実行」することで6.0GW(以下「GW導入目標」という。)分の導入が見込まれているが、環境省及びその他各府省庁は、GW導入目標の達成に向けたPDCAを回す仕組みとして連絡会議を設置し、当該連絡会議を活用して、施設種別のkWベースでの2030年度の主に太陽光発電による再生可能エネルギーの導入目標の策定・精緻化も含め、G	令和5年上期措置、以降順次措置	環境省 内閣官房 内閣府 宮内庁 警察庁 こども家庭庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省

		<p>W導入目標の着実な達成に向けて適切に調整を行うなど必要な措置を講ずる。</p>	<p>経済産業省 国土交通省 防衛省 人事院 会計検査院※</p> <p>※内閣から独立した機関であるが、趣旨を踏まえ、オブザーバーとして参加している。</p>
--	--	--	--

<人への投資分野>

(1) 外国人材の受入れ・活躍の促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	外国人材の受入れ・活躍の促進	<p>a 法務省は、深刻化する人手不足に対応するため、技能実習の対象職種・分野も含め、各業界からの要望を踏まえた所管省庁の検討結果を受け、制度を所管する省庁とともに、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」の対象となる分野の追加について検討する。特に「特定技能2号」については、「特定技能1号」の在留者の状況も踏まえ、速やかに検討を進め、具体的な措置を講ずる。</p> <p>b 法務省は、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)及び同法施行規則(昭和56年法務省令第54号)に定める特定技能所属機関による定期届出に関し、届出頻度、届出書の参考様式及び提出書類の合理化・適正化等の観点から、特定技能所属機関の実績を考慮した定期届出の頻度の低下を含む手続の簡素化に向けた見直しについて検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>c 法務省及び厚生労働省は、技能実習制度に関する手続について、書類又は記載の重複排除などの観点から、簡素化に向けた見直しを検討し、必要な措置を講ずる。また、今後の技能実習制度の見直しにおいては、これまでの規制改革における議論を踏まえ、手続が簡素で合理的なものとなるよう検討する。</p> <p>d 法務省及び厚生労働省は、技能実習計画の認定申請に関する手続について、今後の技能実習制度の見直しの方向性も踏まえつつオンライン化に向けた検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>e 法務省及び文部科学省は、専門学校を卒業した外国人材に一層の活躍の機会を提供するため、一定の要件を満たし、文部科学大臣が認定した専門学校の卒業生については、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の取得に当たり、大学等の卒業生と同等に、業務と専攻の関連性を柔軟に取り扱うことにつ</p>	<p>a : (前段) 令和5年度検討、結論を得次第速やかに措置、(後段) 令和5年上期検討、措置</p> <p>b : 令和5年中結論、結論を得次第速やかに措置</p> <p>c : (前段) 令和5年度結論、結論を得次第速やかに措置、(後段) 令和5年度検討開始</p> <p>d : 令和5年度検討、結論を得次第速やかに措置</p> <p>e : 令和5年上期検討、措置</p>	<p>a, b : 法務省 c, d : 法務省 厚生労働省 e : 法務省 文部科学省</p>

		いて検討を行い、必要な措置を講ずる。また、特定活動 46 号について、当該認定を受けた専門学校を修了した者（高度専門士に限る。）などを大学卒業者と同等のものとして、新たに対象に加えることについても検討を行い、必要な措置を講ずる。		
--	--	--	--	--

## (2) 労働時間制度の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
2	労働時間制度の見直し	厚生労働省は、裁量労働制について、労働政策審議会での議論の結果に基づき、同制度がその趣旨に沿って労使双方にとって有益な制度として活用されるよう、必要な措置を講ずるとともに、年次有給休暇の時季指定義務を含め、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）で導入又は改正された制度について、同法の施行 5 年後に、施行状況等を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずることとされていることを踏まえ、今後、施行状況等を把握した上で、検討する。	（前段）措置済み、 （後段）令和 6 年 4 月以降検討開始	厚生労働省

## (3) 副業・兼業の活用促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
3	副業・兼業の活用促進	a 厚生労働省は、副業・兼業時における労働時間管理の方法として、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に、「原則的な労働時間管理の方法」及び「簡便な労働時間管理の方法」（以下「管理モデル」という。）を示しているが、これらについて、使用者が、実際に労働時間管理を行うに当たって具体的に想定されるケースにどのように対応すれば良いか分かりやすくなるよう、随時必要な措置を講ずる。 b 厚生労働省は、副業・兼業を認めている企業等における労働時間管理などの運用実態を踏まえ、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に示された管理モデルの、実際の企業等における取組事例を収集・周知し、副業・兼業がより行いやすくなるよう環境整	a : 令和 4 年度から 継続的に措置 b : 措置済み	厚生労働省

		備を進める。		
--	--	--------	--	--

#### (4) 企業に求められる雇用関係手続の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
4	企業に求められる雇用関係手続の見直し	<p>a 厚生労働省は、時間外労働・休日労働に関する協定届（36 協定届）の本社一括届出について、届出の内容が異なる場合でも一括届出を可能とし、これを、本社を管轄する労働基準監督署から各事業場を管轄する労働基準監督署に送付（送信）するなどにより処理することが可能となるよう、システム改修の具体的な内容について速やかに検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>b 厚生労働省は、雇用保険事務手続について、企業が本社等で集中的な処理を行う場合に、公共職業安定所への提出についてより効率的な処理が行えるよう、システム改修等必要な措置を速やかに講ずる。</p>	<p>a：令和5年度上期 結論、結論を得次第速やかに措置</p> <p>b：速やかに措置</p>	厚生労働省

#### (5) 在宅勤務手当を「割増賃金の基礎となる賃金」から除外できる場合の明確化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
5	在宅勤務手当を「割増賃金の基礎となる賃金」から除外できる場合の明確化	<p>厚生労働省は、在宅勤務をする労働者に使用者から支給される、いわゆる在宅勤務手当について、割増賃金の算定基礎から除外することができる場合を明確化するため、在宅勤務手当のうちどのようなものであれば、合理的・客観的に計算された実費を弁償するもの等として、割増賃金の算定基礎から除外することが可能であるかについて検討し、必要な措置を講ずる。</p>	令和5年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省

#### (6) 企業による雇用関係情報の公開に関する方法等の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
6	企業による雇用関係情報の公開に関する方法等の見直し	<p>a 厚生労働省は、女性の活躍推進企業データベース、両立支援のひろば、職場情報総合サイト（しょくばらぼ）について、企業による更なる情報公表を促すため、これらの利用者像や利用実態等を把握し、その結果を企業等に周知するなど必要な措置を講ずる。</p> <p>b 厚生労働省は、労働者がより適切に職業選択を行うため、また、企業にとっては円滑</p>	<p>a：令和5年度結論、結論を得次第速やかに措置</p> <p>b：令和5年度措置</p>	厚生労働省

		な人材確保を図るため、企業に公表を推奨すべき情報等について検討し、開示の項目や方法を整理した職場情報の開示に関するガイドライン（仮称）を策定するなど、必要な措置を講ずる。		
--	--	---	--	--

(7) 多様な正社員（限定正社員）の活用促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
7	多様な正社員（限定正社員）の活用促進	<p>a 厚生労働省は、有期雇用労働者の無期転換及び企業における「多様な正社員」制度の活用を促進するため、労働契約法（平成19年法律第128号）第3条第2項の規定に関し、「多様な正社員」を含む正社員の間においても就業の実態に応じて処遇等の均衡を考慮すべきことについて使用者に対し周知するとともに、労働者に対して無期転換後の労働条件を明示する場合においては、就業の実態に応じて均衡を考慮した事項について、当該労働者に説明が行われるよう、必要な措置を講ずる。</p> <p>b 厚生労働省は、企業による「多様な正社員」制度の導入の参考となるよう、「多様な正社員」制度を活用している企業の事例について実態調査を行い、勤務地や職種等が限定された正社員の処遇等を含めた情報提供の充実を図る。</p> <p>c 厚生労働省は、パートタイム・有期雇用労働者のキャリア・アップを促進するため、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）の施行状況について実態調査を行った上で、必要な措置を講ずる。</p> <p>d 厚生労働省は、パートタイム・有期雇用労働者や、無期転換正社員、限定正社員を含む多様な働き手のキャリア形成を支援するため、職業訓練や学び・学び直しの支援に関する研修を受講したキャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティングの機会を提供する。</p> <p>e 厚生労働省は、多様な働き手の中長期的なキャリア形成を支援するため、パートタイ</p>	<p>a：（前段）令和5年度上期措置、（後段）措置済み</p> <p>b, d, e：令和5年度措置</p> <p>c, f：令和5年度検討、結論を得次第速やかに措置</p>	厚生労働省

		<p>ム・有期雇用労働者、無期転換正社員、限定正社員等多様な働き方に応じたキャリア形成支援に関するキャリアコンサルタント向け研修を新規開発・提供し、キャリアコンサルタントの専門性の向上を図る。</p> <p>f 厚生労働省は、若年層の将来の選択に資するよう、現在行っている労働関係法令に関する教育の取組に加え、特に中学生・高校生向けに、「多様な働き方」や、その前提となる労働法の基本的な考え方に関する情報提供を強化する方策について検討し、必要な措置を講ずる。</p>		
--	--	---	--	--

(8) 教育イノベーション促進のための大学等に対する「事後型の規制・制度」

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
8	大学設置基準等の見直し（教育課程等に係る特例制度）	<p>a 文部科学省は、大学設置基準における教育課程等に係る特例制度について、多くの大学が同制度を活用することで、大学における創意工夫や試行錯誤が促され、イノベーションの創出が盛んとなるようにするため、数値目標等を設定した上で、大学等に、同制度の積極的な利用を働きかける。あわせて、令和4年度末時点の特例制度の申請件数（3件）に鑑み、中央教育審議会大学分科会教育課程等特例制度運営委員会において、特例制度の申請が少数となっている要因を分析した上で、より多くの大学に利用されるよう特例制度の在り方や運用の見直しについて改めて検討する。また、各大学が特例の申請を行いやすくする観点から、審査及び認定の状況を分かりやすい形に整理し、公表する。</p> <p>b 文部科学省は、特例の申請・審査の状況や認定後の当該大学の教育・研究及び経営の状況を調査・分析した上で、各申請要件の妥当性を検討するとともに、規制緩和の内容を、新設の大学でも活用できるようにすることや、事後チェックの仕組みを強化しつつ、事前の認定ではなく届出制とすることなど、制度の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。</p>	a, b : 令和5年度以降継続的に措置	文部科学省
9	調査・情報公開	a 文部科学省は、各大学に関する情報を、	a, b, e : 令和5年度	文部科学省

<p>の充実・強化</p>	<p>ステークホルダーからの意見等を聴取しつつ、「オープンデータ基本指針」（平成 29 年 5 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）等を基にオープンデータとして整備し公開するとともに、大学等が、大学の教育や経営に関する比較可能な指標を設定し、これらをモニタリングしたり、大学入学希望者に情報提供したりすることを促すための方策を検討し、実施状況を踏まえ必要な措置を講ずる。あわせて、各大学が、公表した情報について分析や解説を行うよう促すため、分析や解説の好事例やガイドラインを示すなど、具体的な方法を各大学に示すとともに、こうした取組を行う大学へのインセンティブを設けることについて検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>b 文部科学省は、大学ポートレートについて、その運用を主導するとともに、網羅性、検索性並びに大学間及び時系列間での比較可能性を確保したものとする。また、各種申請や調査等の情報の活用について、その可能性を検討した上で、各大学の負担軽減や学生等の利便性向上に向け必要な措置を講ずる。</p> <p>c 文部科学省は、学生・保護者を含む学校法人・学校等のステークホルダーの判断に資するよう、企業等の例も参考に、経営情報の公開の在り方について検討する。</p> <p>d 文部科学省は、文部科学省のホームページで、各認証評価機関による認証評価から明らかとなった各大学の「長所」を取りまとめて、認証評価結果とともに毎年度一覧化して公開する。</p> <p>e 文部科学省は、学生による学修成果や大学による教育成果に関する情報（特に成果指標）及びこれらの公開について調査分析を行うとともに、その結果を、関係機関等が認証評価や各大学における教育研究及び経営に関するモニタリングなどの調査分析（メタ評価）に活用するなど、アウトカムを重視した事後チェック機能の強化のため、必要な措置を講ずる。</p>	<p>措置</p> <p>c：令和 4 年度検討開始</p> <p>d：措置済み</p>	
---------------	--	--	--



10	認証評価等事後評価の在り方	<p>a 文部科学省は、認証評価の妥当性について、調査分析（メタ評価）を主導するとともに、認証評価の方法や結果の活用について、海外の事例も含めて調査・検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>b 文部科学省は、認証評価において、よりアウトカムを重視した評価がなされるよう、認証評価機関による評価の在り方を検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>c 文部科学省は、大学における教育研究及び経営に関する事後評価について、各大学に対し、学生により良い学修機会を与える場となることを含めた改革を積極的に促すことができるよう、評価の効率化や客観性の確保等の観点も踏まえ、その妥当性を検証するなどの取組を実施する。</p>	<p>a, c : 令和5年度措置</p> <p>b : 令和4年度検討開始、結論を得次第速やかに措置</p>	文部科学省
11	連携・統合及び縮小・撤退の促進に向けた制度の見直し	<p>文部科学省は、連携・統合及び縮小・撤退について、これらに関する現行の制度等が、各大学の再建や撤退等の判断や取組を後押しするものとして実効的に機能しているか、また、連携・統合や縮小・撤退に至る適切なプロセスが設計されているか、以下の点を踏まえ、必要な調査研究を行うとともに、連携・統合及び縮小・撤退の在り方やプロセスの包括的な見直しに向け検討する。</p> <p>① 私立大学への支援の在り方を始めとする連携・統合及び縮小・撤退の促進に向けたインセンティブの設計を含む経営者の行動変容を促すための措置の検討</p> <p>② 今後の経営困難校がどれだけ生じるか、また、再建・撤退の際に最低限必要となる残余財産額がどれだけかなどの将来の経営に関するシミュレーションの実施</p> <p>③ 早期に健全化すべき大学を特定するための経営判断指標及び基準値の設定</p> <p>④ 大学に対するデューデリジェンスの在り方</p> <p>⑤ 再建・撤退に関する判断基準の整備</p> <p>⑥ 大学の再建・撤退のための支援機関や機能、スキームの整備</p>	令和5年度検討、令和6年度以降に措置	文部科学省
12	高等学校の参入規制の見直し	a 文部科学省は、都道府県における設置認可に係る審査の基準等による参入規制につ	a~c : 令和5年中措置	文部科学省

		<p>いて定期的に実態把握を行い、必要な措置を講ずる。また、公私間を始めとする定員調整等の現状や公正な競争を実現する上での課題について、関係機関の見解も踏まえ、実態把握を行う。</p> <p>b 文部科学省は、各都道府県に設置されている私立学校審議会に関し、公正性と透明性の一層の確保に向け、審議の詳細が分かる議事録の公開を原則とした更なる情報公開の推進や、学校教育の質の向上につながるような委員構成及び審議事項の在り方について、平成 16 年の私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）改正の際の議論等を踏まえて留意事項や好事例等を整理した上で、都道府県に周知する。</p> <p>c 文部科学省は、少子化への対応と教育イノベーションの両立のため、事後型の規制・制度の充実を図ることにつき、過度な事前の規制・制度につながりかねない公私間の定員調整、設置認可に係る審査の基準等による参入規制や私立学校審議会の運営の現状について、都道府県への調査を継続的に行うとともに、その結果を公表する。また、この結果を基に、事後型の規制・制度の充実に向けた必要な方策について検討する。</p> <p>d 文部科学省は、都道府県における高等学校の設置や学則変更の審査について、都道府県の対応に係る学校関係者からの相談に適切に対応する旨、学校関係者に周知する。また、学校関係者からの相談の状況について、都道府県との情報共有を図るとともに、都道府県において適切な対応がとられるよう指導・助言等を行う。</p>	d：令和 5 年度上期 措置	
--	--	--	-------------------	--

(9) 初等中等教育における課題解決と教育イノベーションの両立による教育システムの変革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
13	教育現場の実態や課題の効率的かつ的確な把握	a 文部科学省は、都道府県・指定都市教育委員会を通じた調査について、調査結果が市区町村教育委員会や学校現場の実態を的確に反映したものとなるよう、調査目的の明確	a～c：令和 5 年度以降継続的に措置	文部科学省

		<p>化や項目の精査等を通じ、調査の適切な実施に努める。</p> <p>b 文部科学省は、学校現場に対する調査について、調査を実施する主体によって調査手法が異なることにより、学校現場の負担になっていることや調査結果の共有・横断的な分析が困難となっていることを踏まえ、「文部科学省WEB調査システム(EduSurvey)」の、都道府県・指定都市及び市区町村教育委員会の調査への活用可能性について検討する。</p> <p>c 文部科学省は、各種調査の実施に当たっては、教育現場の負担軽減の観点から、教育委員会に対する調査内容の精査や、様式等の工夫、調査の実施時期の統一等による複数調査の一元化の呼びかけ等を通じて、調査総数の減少や効率的な調査の実施を図る。</p>		
14	<p>情報技術の活用等による教育現場の創意工夫を通じた教育イノベーションの創出</p>	<p>a 文部科学省は、新しい教育イノベーションの事例創出につなげるため、教育現場の創意工夫により、個々の児童生徒の状況に応じた学びが一層実現されるよう、現行制度の課題等について中央教育審議会等で検討し、一定の結論を得る。</p> <p>b 文部科学省は、情報教育やプログラミング教育を始めとした教育コンテンツについて、国立教育政策研究所や独立行政法人教職員支援機構、各大学、NHK等と連携し、教員が授業で活用できるコンテンツの質・量の充実を図るとともに、関係者が利用しやすい公開方法について検討する。</p> <p>c 文部科学省は、遠隔教育特例校制度について、中央教育審議会等において、現行制度の課題等を整理する。</p> <p>d 文部科学省は、令和3年度から5年度にかけて実施している「地域社会に根差した高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業」における実証の検証結果等を踏まえ、遠隔教育の受信側教員の配置要件の緩和について検討する。</p>	<p>a, c : 令和5年度検討開始</p> <p>b, d : 令和5年度措置</p>	<p>文部科学省</p>
15	<p>教育に関する政策効果等の検証・評価の充実</p>	<p>a 文部科学省は、教育の成果や政策の効果のアウトカムベースでの把握のほか、b及びcの実施について、教育分野が他の政策分野と比較して、成果が判明するまでに長い時間</p>	<p>a~c : 令和5年度以降継続的に措置</p>	<p>文部科学省</p>

		<p>を要するものが多いこと、成果に対して家庭環境など他の要因が影響している場合が多く、政策と成果との因果関係の証明が難しいものが多いことなどの特性があることに鑑み、数値化が難しい側面（幼児、児童、生徒及び学生等の課題、保護者・地域の意向、事例分析、過去の実績等）についても可能な限り情報を収集・分析・評価・検証していくことが求められることから、国立教育政策研究所とも連携し、客観的な根拠を重視した教育施策の企画立案（EBPM）の推進を中長期的な視点で戦略的に進めていくため、その実施の在り方について検討する。</p> <p>b 文部科学省は、高等学校について、教室で対面型の授業で学ぶ全日制・定時制の生徒と、オンデマンド型コンテンツ等で学習する通信制の生徒との間の教育効果等を把握するため、それぞれの生徒の実態の把握等について検討する。特に、情報教育を始め、新たな教育課題に関する知識を持つ教員の不足と地域差が生じる中であっても、生徒の多様な学習ニーズに応えられるよう、遠隔授業やオンデマンド型コンテンツ等も取り入れた教育の推進方策について、既存の制度にとらわれず、検討する。</p> <p>c 文部科学省は、教員に係る各種要素や、多様な入職プロセスにより入職した教員の学校現場での教育効果について実証的な研究に着手する。</p>		
16	<p>教育政策に関する評価結果や好事例の展開と活用拡大</p>	<p>a 文部科学省は、好事例の現場への展開・浸透の重要性に鑑み、実施する各特例校制度について、各学校設置者や各学校等が情報にアクセスしやすい環境を整備するため、特例校制度の概要や実施状況等について取りまとめたウェブサイトを作成する。</p> <p>b 文部科学省は、高等学校情報科等強化によるデジタル人材の供給体制整備支援事業（令和4年度補正予算委託事業）において、大学・専門学校・民間企業・NPO等と各都道府県教育委員会とが協議会を設置し、専門性の高い指導者の育成・確保のためのエコシステム確立を進めていることの実効性も踏</p>	<p>a, c, f : 令和5年度措置 b, d, e : 令和5年度以降継続的に措置</p>	<p>文部科学省</p>

		<p>まえて、ICT活用や学校における働き方改革といった教育現場における社会課題解決に向けた取組を実施する。</p> <p>c 文部科学省は、教員業務支援員として小学校・中学校の学校現場で大学生等の活用を図ることが、教師の魅力向上の観点からも有益である可能性があることに鑑み、教育委員会や地域の学校と大学等との連携について検討する。</p> <p>d 文部科学省は、各都道府県・指定都市教育委員会における教員不足への対応を支援しつつ、優れた外部人材を学校現場で採用できるよう、大学・民間企業等との連携などによる多様な入職プロセスの事例を把握・横展開し、新たな事例の創出を促すことに加え、教員採用選考試験の早期化や複数回実施の促進、全国各地の教師募集情報を一覧できるサイトの開設、特別免許状等の活用を推進する。</p> <p>e 文部科学省は、都道府県・指定都市教育委員会による教職員配置について、市区町村教育委員会や学校現場の実態に基づいて柔軟に人事配置が行われるよう、それらの実態や課題を把握する。また、遠隔授業の活用や近隣自治体間での協力など、全国の市区町村教育委員会や学校の創意工夫により、効果的・効率的な教育を行うことが可能な場合は、現行制度よりも一層柔軟に学級編制や教職員配置ができる仕組みについて検討する。</p> <p>f 文部科学省は、教育の目標・方法・評価の一体化が重要であり、かつ、学習指導要領という目標が定められていることに鑑み、また、教育資源の現状を踏まえ、CBT（Computer Based Testing）システムであるMEXCBT（メクビット）の更なる活用促進について検討し、必要な措置を講ずる。</p>		
17	<p>的確な評価や情報の展開を通じた教育システム変革（教員の役割の見直しを含む。）</p>	<p>a 文部科学省は、教員から児童・生徒に教育を施すといった教育システムに児童・生徒を適合させるという考え方より、児童・生徒の主体的な学習者としての成長を支える教育システムを全てのこどもに適用できるという考え方が重要であるとの指摘を踏まえ、</p>	<p>a：令和5年度検討開始、結論を得次第措置 b：令和5年度措置</p>	<p>文部科学省</p>

		<p>多様性と包摂性を重視した教育の実現について、中央教育審議会義務教育の在り方ワーキンググループで検討し、一定の結論を得る。</p> <p>b 文部科学省は、教員の負担軽減及び教育の質の向上を図る観点から、教員の担うべき役割を詳細に整理し、適切な役割分担にしていくため、①～④について、中央教育審議会等で検討する。</p> <p>① 教員等が担うべき業務を的確に整理するため、以下の取組を進めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県・指定都市教育委員会及び市区町村教育委員会の間で、働き方改革の進展に差がある現状に鑑み、改善策の提示や優良事例の横展開を効果的に進めること。</li> <li>・学校における教員の勤務や、教育委員会による制度運営について、BPR (Business Process Reengineering) の手法等も踏まえ、詳細に実態や課題の把握を行うこと。</li> <li>・「学校・教師が担う業務に係る3分類」における14項目について、より実態に沿った形で業務を把握・分析し、役割分担の適正化を図ること。</li> </ul> <p>② 教員の負担軽減のため、以下の取組を進めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの教員勤務の実態に関する調査において、教員の授業時間が一貫して増加していることに鑑み、効果的・効率的な授業の在り方の検討も含めて、教員一人当たりの授業に係る負担の軽減を実効的に図ること。</li> <li>・授業や学習指導・生徒指導等の教師が本来担うべき業務に集中することのできる環境を構築するため、教員免許を持たない者が行える業務の明確化などにより、これまで教員が担ってきた業務を支援スタッフなど教員以外の者が担えるようにすること。</li> </ul> <p>③ 外部人材の活用促進のため、以下の取組を進めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や地域における外部人材の標準的な配置の考え方を示すことについて検討す</li> </ul>		
--	--	---	--	--

		<p>ること。その際、具体的な配置について、都道府県教育委員会で共通した画一的なものとはせず、地域の実情や工夫を踏まえた柔軟な配置を可能とすることも併せて検討すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な教職員のキャリアパス形成に資するよう、人材の確保・育成・活躍が十分に行われるための、必要な措置を講ずること。</li> </ul> <p>④ 学校組織マネジメントの強化のため、以下の取組を進めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業等でのマネジメント経験者によるサポート、先進モデル校のマネジメント手法の共有など学校組織マネジメントの向上のための具体策や、既に行われている校長の資質明確化の取組も踏まえた学校組織マネジメント指針の策定が重要との指摘も踏まえ、校長等による学校マネジメント力の向上に資する更なる取組を検討すること。</li> </ul>		
--	--	--	--	--

(10) 「常勤保育士」と「短時間保育士」の定義の明確化・見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
18	「常勤保育士」と「短時間保育士」の定義の明確化・見直し	<p>こども家庭庁は、保育士の勤務形態の多様化への対応及び保育士確保の円滑化（潜在保育士の活用を含む。）を図るため、保育所等の配置基準や施設型給付費の給付認定の要件に関わる「常勤保育士」及び「短時間勤務保育士」について、これらの定義の明確化及び見直しに向けた検討を行い、必要な措置を講ずる。また、明確化された常勤保育士及び短時間勤務保育士の定義を踏まえた運用が行われていない都道府県等があった場合、再度定義を周知するなど必要な措置を講ずる。</p>	<p>（前段）措置済み、 （後段）令和5年度以降継続的に措置</p>	こども家庭庁

(11) 里帰り出産を行う妊産婦の支援

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
19	伴走型相談支援の拡充及び自治体・医療機関との間の連携等の	<p>a こども家庭庁は、妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じたサービスにつなぐ「伴走型相談支援」について、自治体の取組と課題を踏ま</p>	<p>a, c : 令和5年度検討、令和6年度以降措置 b : 令和5年度上期</p>	<p>a, b : こども家庭庁 c : こども家庭庁</p>

推進	<p>えつつ、継続的な実施に向け制度化を検討し、必要な措置を講ずる。あわせて、妊産婦の産後の心身の負担軽減を図る観点から、出産後速やかなリスク評価を実施し、医療機関や自治体が連携して必要な支援につなげる取組を推進するための措置を講ずる。また、令和4年度に作成した支援が必要な妊産婦を把握するための「リスクアセスメントシート」の周知を図るとともに、効果的な活用方法等について検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>b こども家庭庁は、里帰り出産をする妊産婦に対して、産前・産後のケアなどの提供可能な行政支援に関する情報提供を行い、必要な行政支援が行われるようにするための環境整備について検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>c こども家庭庁は、自治体が、支援の対象となる妊産婦を把握し、支援を実施するとともに、利用者の利便性向上等の観点から、出産・子育て応援交付金事務におけるデジタル技術の活用や、伴走型相談支援における面談等の相談記録や出産・子育て応援ギフトの支給記録に係る情報連携に向けて検討を行い、必要な措置を講ずる。具体的には、デジタル庁と連携し、伴走型相談支援事業に係る事務をマイナンバーを活用した情報連携を可能な事務として位置付けるため、関係法令の改正の可否の検討を含め、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）に基づく自治体間での情報連携を可能とする仕組みの構築を検討し、必要な措置を講ずる。あわせて、里帰り出産をする妊産婦について、自治体や医療機関との間での情報連携の在り方についても検討を行い、必要な措置を講ずる。</p>	措置	デジタル庁
----	--	----	-------

(12) 家事支援外国人材の更なる活躍に向けた環境整備\*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
20	家事支援外国人	国家戦略特区家事支援外国人受入事業に	令和5年度中を目途	内閣府



	材の更なる活躍に向けた環境整備	に関して、家事支援活動の提供に係る請負契約については法人等の代理人による契約を含むことを始めとした家事支援人材の更なる活躍に向けた環境整備、本事業の適正かつ確実な実施を図る観点から必要な制度改善について、令和5年度中を目途に所要の措置を講ずる。	に措置	法務省 経済産業省 厚生労働省
--	-----------------	--	-----	-----------------------

(13) 海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革 \*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
21	海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革	日本語学校の留学生においても、学校が推薦する優良学生であれば、適正校の選定年数にかかわらず、卒業後の継続就職活動のための在留資格「特定活動」への変更を可能とすることについて、令和5年度中に結論を得る。	令和5年度中に結論	内閣府 法務省

(14) 企業主導型保育事業の規制改革 \*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
22	企業主導型保育事業の規制改革	企業主導型保育事業における従業員枠等の在り方について、本事業の趣旨を踏まえつつ、事業主拠出金を負担する事業主団体との協議を行い、その上で令和5年度中に具体的な検討を行う。	令和5年度中に検討	内閣府 こども家庭庁

(15) 「地域限定保育士」の創設及び多様な主体による地域限定保育士試験の実施 \*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
23	「地域限定保育士」の創設及び多様な主体による地域限定保育士試験の実施	登録日から3年間は事業実施区域内でのみ有効となる地域限定保育士の資格を付与する特例措置及び株式会社を含む多様な法人を地域限定保育士試験の指定試験機関として活用可能とする特例措置の全国展開について、今後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に向けて、令和5年度中に詳細な制度の検討を行う。	令和5年度中に検討	内閣府 こども家庭庁

(16) 小規模認可保育所における対象年齢の拡大（3～5歳のみの保育） \*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
24	小規模認可保育所における対象	原則として0～2歳を対象とする小規模認可保育所について、3～5歳のみの保育を	次回の児童福祉法改正の際に在り方を検	内閣府 こども家庭庁

	年齢の拡大（3～5歳のみ保育）	可能とする特例の全国展開について、次回の児童福祉法改正の際に在り方の検討を行う。	討	
--	-----------------	--	---	--

<医療・介護・感染症対策分野>

(1) デジタルヘルスの推進① —データの利活用基盤の整備—

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	医療等データの利活用法制等の整備	<p>厚生労働省は、医療・ケアや医学研究、創薬・医療機器開発などに医療等データ（電子カルテ、介護記録等に含まれるデータ、死亡情報その他の個人の出生から死亡までのデータであって診療や介護等に一般的に有用と考えられるデータをいう。以下同じ。）を円滑に利活用することを通じて、国民の健康増進、より質の高い医療・ケア、医療の技術革新（医学研究、医薬品開発等）、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続性確保（医療費の適正化等）、次の感染症危機への対応力の強化などにつなげていくため、今般の新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）への対応も踏まえ、医療等データに関する特別法の制定を含め、所要の制度・運用の整備及び情報連携基盤の構築等を検討する。個人情報保護委員会は、上記検討について個人の権利利益の保護の観点から助言等を行うとともに、上記検討により明らかになった医療等データの有用性及びその利活用に関する必要性に配慮しつつ、個人情報の保護に関する他の分野における規律との整合性等を踏まえ、個人情報保護法の制度・運用の見直しの必要性を含めて、所要の検討を行う。厚生労働省及び個人情報保護委員会は、これらの検討を行うに当たっては、個人の権利利益の保護のため必要かつ適切な措置を講ずる必要があることに留意するとともに、次の i～vii に留意するものとする。</p> <p>i 一次利用（医療等データを当該医療等データに関連する自然人の治療及びケア等のために利用することをいう。以下同じ。）について、①患者の診療に当たる医師等が、当該患者が過去に受診した他の医師等に対して、過去の診療内容等について照会しようとする際に同意の取得が困難な場合があり、効率的に情報共有ができない事例があるという指摘、②各地の地域医療情</p>	令和5年度以降速やかに措置	個人情報保護委員会 厚生労働省

報連携ネットワークにおいても、同意取得負担等が、当該地域医療情報連携ネットワークが対象とする圏域の人口に対する普及率が低迷している一要因であるという指摘、③高齢人口の増加により医療・介護職の適切な確保が必要になることによつて、①及び②のような問題は医療のみならず介護分野も含めて更に深刻になることが予想されるとの指摘及び④アメリカ合衆国の連邦法やEUの規則では、一次利用のために必要な医療機関等の間での第三者提供について、当該患者に対する医療の提供等に関する契約に係る同意と別には、必ずしも同意を求めているとの指摘を踏まえ、患者等に対する適切な診療やケア等の目的に限り、必要な医療等データを医療関係職種や介護職員等限定された範囲で、当該患者等の明示の同意なく提供し得る必要があるとの指摘があること。これらを踏まえ、検討の際には、①適切な治療及びケア等が確保される患者の利益を含めた観点から、明示の同意を必要とする範囲、②明示の同意が必ずしも必要がないこととするとしても、単純に明示の同意を省略するのではなく、明示の同意以外の措置を利用した医療等データに関する個人の権利利益の保護水準の担保、③当該患者等が希望する場合に適切な医療等の提供の目的に照らした共有の停止の請求及び④共有の停止を行う範囲等の論点について考慮する必要があること。

ii 二次利用（医療等データを医学研究その他の当該医療等データによって識別される特定の個人のみを対象としない目的で利用することをいう。以下同じ。）について、我が国において医学研究や創薬、医療機器の開発等に利用し得る民間のリアルワールドデータ（RWD）が欧米に比較して少ないとの指摘があり、加えて、研究者、製薬会社等は医療等データの提供を受けるために個別に医療機関等と交渉する場合があるという実態やEUの動向を踏ま

え、例えば医学研究、創薬・医療機器開発など人々のQOLの向上に重要な役割を果たし、公益性があると考えられる目的のためには、一定の仮名化を行った医療等データを研究者等（仮名化処理を行える主体は医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号）の認定事業者に限らない。）が二次利用に用いること（以下「特定二次利用」という。）を、必ずしも患者等本人の同意がなくとも行うことを可能とし、大量の医療等データを対象とする円滑な特定二次利用を実現することを含め、国民の健康増進、より質の高い医療・ケア、医療の技術革新（医学研究、医薬品開発等）、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続性確保（医療費の適正化等）等の観点から実効的な制度・運用の整備を検討する必要があること。また、現在の個人情報保護法上の個人データの第三者提供に係る例外規定の制度又は運用については、上記の課題解決に照らして必ずしも十分な解決策となっていないとの指摘もあること。他方、検討の際には、①医療等データを取得した者（適法に取得したか否かを問わない。）が差別など本人の不利益となるような利用を行うことを禁止するとともに、医療等データの漏洩等が適切に防止されること等により、個人の権利利益を保護するために必要かつ適切な措置が講じられること、②特定二次利用について第三者機関を設けて公益性を審査する場合は、当該第三者機関に患者の代表者を含める等、患者の意見を反映すること及び③自らの医療等データの利用を望まない者に対して、特定二次利用の円滑な運用を著しく損なわない範囲で、その利用の停止を請求できる権利を付与すること等の論点について考慮する必要があること。

iii 円滑な特定二次利用を確保するためにも、少なくとも医療等データのうち特定二次利用に供される可能性のある外部出力

		<p>データに対しては、病名、検査項目、薬剤、用法等のコード体系、項目値の単位とその表現方法、データのフォーマット、通信手順等の標準化を電子カルテ等のベンダーなど適切に対応し得る者に対して義務付けることや、そのような標準化が行われた電子カルテの導入に係る関係者のインセンティブを考慮した上での対応を含め検討を行う必要があるとの指摘があること。</p> <p>iv 一次利用に加え、特定二次利用のため、医療機関、製薬会社・医療機器メーカー、研究者、行政機関等が必要な医療等データに円滑にアクセスし、利用できる公的な情報連携基盤の整備（オンライン資格確認等システムの拡充や電子カルテ情報交換サービス等の整備等）を計画的に進めるための工程表に基づき、進捗を確認する必要があること。</p> <p>v 公的な情報連携基盤の設計に当たっては、①一次利用に供された医療等データに必要な仮名化等を行った上で、自動的かつ長期にわたって特定二次利用を可能な仕組みとすること、②特定二次利用の頻度が高いと考えられる一定の医療等データについて、NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）等の仕組みを参考にし、公的に収集し、利用に供すること及び③少なくとも公的資金が投入され、収集され、構築された医療等データのデータベースについて、利用者の一定の費用負担の下に、特定二次利用を行うこととする規律を整備することの必要性について検討すること。</p> <p>vi 一次利用又は特定二次利用のために医療機関等がその医療等データを公的な情報連携基盤に提供した場合において、当該医療等データの漏洩等が生じた場合、個別の医療機関が公的な情報連携基盤に対して監督等を行うことは困難であることを踏まえて、医療機関と公的な情報連携基盤等の運用主体の責任関係及び役割を整理し、必要な措置を講ずる必要があること。</p>		
--	--	---	--	--

		vii 医療等データの利活用に当たって、本人の権利利益を適切に保護する独立した監督機関が必要であること。		
2	NDBの利活用の容易化等	<p>厚生労働省は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に基づくNDBに収録されたデータ（以下「NDBデータ」という。）の大学、民間事業者等の研究者その他の利用者（以下本項において「研究者等」という。）への提供（高齢者医療確保法第16条の2）等の迅速化及び円滑化を図り、医療サービスの質の向上につなげていくため、以下の措置を講ずる。</p> <p>a 厚生労働省は、NDBデータの利用を行おうとする者に対して、NDBデータの項目及びその構造等の理解を助け、NDBデータを効率的に解析し得るよう、そのサンプルデータを公開する。</p> <p>b 厚生労働省は、NDBデータの利用を行おうとする者が探索・試行的にデータ解析することを可能とするため、トライアルデータセット（NDBの各年1月、4月、7月及び10月分から無作為に数%程度抽出する等の処理をしたものをいう。以下同じ。）又は特別抽出（研究者等の指定した抽出条件に従ってNDBデータをNDBから抽出することをいう。）の承認を受け当該研究者等に提供されたデータに対する医療・介護データ等解析基盤（HIC：Healthcare Intelligence Cloud）を通じたリモートアクセス（国が指定する特定の施設に限定せず、研究者等の自宅や研究室等からセキュリティレベルを保ったまま調査票情報等を格納するシステムにアクセスし、分析・集計を行うことができるアクセス方式をいう。以下同じ。）による解析を可能とする。なお、トライアルデータセットの利用申請に関する審査については、匿名医療情報等の提供に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）における審査項目を減らすなど、審査を簡略化するものとする。</p> <p>c 厚生労働省は、解析用に処理したNDB</p>	<p>a：令和5年上期措置</p> <p>b, d～f：令和5年秋措置</p> <p>c：令和6年秋措置</p> <p>g：①令和5年度措置、②令和5年度検討・結論</p> <p>h：令和5年度検討・結論</p>	厚生労働省

データ（ブラックリスト方式で個人特定の可能性のある項目を匿名化する等の処理をしたもの）に対するリモートアクセスを、以下の点に留意しつつ可能とする。あわせて、専門委員会による審査の効率化等を行い、利用申請から申請者が実際にデータの利用を開始し得るまでに要する期間について、平均で390日を要する現状から、原則7日（研究者等側の都合に要した期間は除く。）とする。また、現状の申請件数を踏まえ、当面月1回を設定するが、今後申請件数が増えれば複数回設定する。

- ・ 特定の商品又は役務の広告又は宣伝を目的とする利用、承諾された利用目的以外の利用、特定の個人を識別する目的での利用その他の不適切利用をオンラインで監視可能な解析環境を構築すること。なお、研究者等がNDBデータを利用する場合を含め研究を行うに当たっては、探索・試行的なデータ解析を行うことが通常であることに留意する。
- ・ 研究者等による、厚生労働省等に対するリモートアクセスの申請手続等をオンラインで行うことを可能とすること。
- ・ 研究者等が希望する場合に、NDBデータの専門家等が抽出条件のアドバイスを行う等の支援体制を構築するとともに構造化されたデータを整備するなど解析環境を整備すること。

d 厚生労働省は、NDBデータの利用の要件として高齢者医療確保法第16条の2に定める「相当の公益性を有すると認められる業務」について、特定の商品等の広告・宣伝を除く、医薬品や医療機器の創出又は改善に資する調査、研究又は開発（製薬企業を含む民間事業者等による医薬品安全性調査、市販後の有害事象のエビデンス収集等の研究を含む。）に利用可能であることを明確化する。

e 厚生労働省は、NDBデータの利用に関して、「匿名レセプト情報・匿名特定健診等情報の提供に関するガイドライン」（令和2年10月厚生労働省）において利用を行った



研究者等に対して「他の研究や政策利用等を阻害するような特許の取得を禁止する」とされていることについて、当該記載は特許法（昭和34年法律第121号）第32条の不特許事由と同様の趣旨であり、NDBデータの利用による研究を基礎とする場合であっても、公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがない限り、特許を受けることが可能であることを明確化する。

f 厚生労働省は、学会誌への投稿手続が進行している場合など一定の場合は利用期間の延長が可能であることを明確化する。あわせて、利用期間の延長手続によって延長可能な期間が運用上1年以下となっている現状に対し、必要に応じて2年以上の延長が認められることを明確化する。

g 厚生労働省は、NDBオープンデータ（診療行為、処方薬、健診項目等について、全国レベルで集計を行った集計表をいう。）について、個人情報の保護等を引き続き図るとともに、利用による研究等を精密化する観点から、①各セルにおける患者数の該当数値が0である場合にも公表データにマスキングを行っている現状について、当該セルの該当数値が0であることを明らかにすることによって、他のセルにおいて10未満の患者数であることが必然的に明らかとなるケースを自動的に判別するプログラム開発を行うことによって、マスキングの範囲を減らす運用を実施し、あわせて、②各セルにおける医療機関等の施設数が3未満となる場合についてマスキングを行っている現状について、マスキングを行わないことを基本に検討し、結論を得る。

h 厚生労働省は、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が行う、提供申出者の指定した抽出条件及び集計条件に従ってレセプトデータ等を抽出し、一定の集計処理を加え集計表の形式で提供する情報提供サービスにおいて、医療機関の施設数が3未満となる場合にマスキングを行っている現状について、個人情報の保護等を引き続

		<p>き図るとともに、利用による研究等を精密化する観点から、マスキングを行わないことを基本に支払基金と連携しながら検討し、結論を得る。</p>		
3	<p>公的統計の調査票情報の円滑な二次的利用の確保</p>	<p>総務省及び統計所管府省庁（大規模な統計調査を行う独立行政法人等を含む。以下同じ。）は、学術研究の発展及びEBPMの推進を図る観点から、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計及び一般統計等（以下「公的統計」という。）の調査票情報の研究者、各府省庁その他の利用者（以下「研究者等」という。）への提供（統計法第33条及び第33条の2。以下「二次的利用」という。）を迅速化し、及び円滑化するため、必要なりソースを確保の上、以下の措置を講ずる。具体的な検討に当たっては、統計調査に対する国民の信頼や協力を確保するため、個人情報等の適切な保護を確保する必要があることに留意する。</p> <p>a 総務省は、統計所管府省庁がその所管する公的統計の調査票情報を、光ディスクを利用して二次的利用に供する場合に要する審査を標準化し、及び効率化するため、審査の趣旨及び実施方法を明確化するマニュアルの作成並びに利用申出の様式の統一を行い、所要のシステム開発に着手する。その際、以下の点を踏まえるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用申出の様式の統一に当たっては、申出に係る変数が多数の場合には、いわゆる「塗り絵」作業（毎年度の調査票に係るデータレイアウトの中で、研究者等が申出に係る変数に色付けする作業をいう。）等に要する研究者等の手間・負担を軽減するため、研究者等が作成予定の統計表（集計様式）や分析出力表（論文等において結果的に公表されない可能性があるものを含む。）（以下「統計表等」という。）のイメージを示しつつ、「令和〇年度から〇年度までの△△統計調査中の××を除く全ての変数」といった簡易な指定方法もあり得ることを明確化すること。</li> <li>・統計所管府省庁が「公益性」（統計法第33</li> </ul>	<p>a：令和5年度上期措置 b：（平均1か月以内での提供）令和5年度措置、（総務省が所管する統計等は平均1週間以内、遅くとも4週間での提供）令和6年度措置、（総務省以外が所管する統計は特段の事情がある場合平均1週間以内、遅くとも4週間での提供）令和7年度措置 c：（前段）令和5年度上期措置、（後段）令和6年度上期措置 d：（前段・実証実験の開始）令和5年7月末までに措置、（前段・相当数の総務省所管統計についてリモートアクセスの開始）令和5年度措置、（中段）令和7年度措置、（後段）令和6年度措置 e, g：令和5年度検討・結論 f：令和5年度上期措置 h：令和5年度措置</p>	<p>a, c, e~h：総務省 b, d：総務省統計所管府省庁</p>

	<p>条及び第 33 条の 2) を審査するに当たって、競争的研究費（科学研究費助成事業、厚生労働科学研究費補助金等）その他実施に要する費用を府省庁（所管する独立行政法人を含む。）が公募の方法により補助する調査研究又は府省庁（所管する独立行政法人を含む。）の委託による調査研究については、統計所管府省庁においてはその旨の外形的な確認のみを行うものであり、具体的な研究内容に踏み込んで公益性の有無に関する判断を行うものではないことを明確化すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供対象となる変数が「必要最小限となっており、不要と考えられるものが含まれていないこと」（「調査票情報の提供に関するガイドライン」（平成 20 年 12 月 24 日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）第 2 の 3（3）ウ）に関する統計所管府省庁の審査について、研究内容には立ち入らず、客観的・外形的に判断するものであることを明確化すること。また、個別の審査に当たって、研究者等が研究開始前の時点で予定している統計表等を統計所管府省庁職員が確認し、当該統計表等に記載される変数（以下「利用予定変数」という。）の全て、当該研究者等が当該研究を行うための利用予定変数のいずれかに代えて用いる可能性があるとする変数の全て及び制御変数として用いる変数の全てを提供することを明確化する方向で検討すること。</li> <li>・研究・論文作成において必要となるプライバシー保護策は研究者等が適切に実施することとし、統計所管府省庁の審査においては、①研究者等が作成する統計表等において、個人等の識別・特定が回避されることを論文等における秘匿措置の内容の疎明などの手段によって確認するとともに、②提供・閲覧される調査票情報自体の管理について、プライバシー保護のための適切な管理等が研究者等において行われることを初回利用時の管理状況等の確認に基づく資格認定、誓約の徴取その他の手段に</li> </ul>		
--	---	--	--

		<p>よって確認するものであることを明らかにすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・光ディスクによる調査票情報の提供に代えてオンラインストレージによるデータの送信その他のオンライン上での提供を研究者等が選択可能とすることを検討すること。</li> </ul> <p>b 統計所管府省庁は、aの措置の実施その他の方策により、統計所管府省庁が利用申出から調査票情報の提供までに要する期間（以下「審査期間」という。）を、令和5年度中に平均1か月以内、令和6年度中（総務省を除く統計所管府省庁が所管する統計であって、過去の二次的利用件数が乏しいなど特段の事情がある統計に限り令和7年度中）に平均1週間以内、かつ、遅くとも4週間に短縮するものとし、総務省はその遵守状況を適切に把握する。また、この過程において、総務省が所管する統計については、その審査期間を、令和6年6月末までに当該統計に関する申出総件数の半数について、また、令和6年12月末までに当該統計に関する申出総件数の全てについて、遅くとも4週間に短縮する。</p> <p>なお、統計所管府省庁における審査期間の短縮に当たっては、二次的利用ニーズを踏まえ、優先順位を付けて審査期間の短縮を図るものとする。</p> <p>c 総務省は、公的統計の調査票情報の提供に関する研究者等向けの一元的な相談窓口を設置し、研究者等に対する必要な助言、申出のサポートを行うとともに、必要に応じて、統計所管府省庁に対して、個別の申出に対する処理状況の確認、迅速化の要請、技術的助言その他必要な措置を講ずる。あわせて、総務省は二次的利用に関する統計所管府省庁の審査状況を一元的に管理し、また、その概要を公表し、必要に応じて、統計所管府省庁に対して適時に助言等を行うこととし、所要の情報システムの開発の着手その他所要の措置を講ずる。</p> <p>d 総務省は、個人情報等の保護水準の向上や研究者等の場所の制約のない働き方を推</p>		
--	--	--	--	--

進する観点から、研究者等による公的統計の調査票情報に対するリモートアクセスを早期に可能とすることとし、その技術的課題を整理するための実証実験を令和5年7月末までに開始し、相当数の総務省所管統計について令和5年度中にリモートアクセスを開始する。また、統計所管府省庁は、令和7年度末までに公的統計の全てについてリモートアクセスによる調査票情報の提供を可能とする。なお、総務省は、リモートアクセスを設計し実装するに当たって、事務の効率化の観点から、リモートアクセスのサーバーやデータベースをオンサイト施設と共通化することも併せて検討する。

e 総務省は、統計所管府省庁ごとに二次的利用に関する審査を行っている現状に対し、審査の標準化及び効率化を徹底する観点から、二次的利用を光ディスクの提供による場合、リモートアクセスによる場合のいずれについても、省庁横断的な審査体制の一元化を検討し、結論を得る。

f 総務省は、研究者等の二次的利用の円滑化等のため、公的統計に関するメタデータ（調査年ごとの公的統計の利用可能な変数の一覧及びその変数の定義等）の整理を加速するとともに、公的統計に関する全てのデータの機械可読化を推進するためのリソースの確保を含む工程表を作成する。あわせて、全ての公的統計の調査票情報のリモートアクセスによる提供に関する工程表を作成する。

g 総務省は、複数の統計における調査票情報を回答者ごとに連結して多様な分析を行うことを可能とする観点から、諸外国の状況を踏まえ、関係府省庁の協力も得つつ、回答者を紐付ける方策について検討し、結論を得る。

h 総務省は、地方公共団体に対し、その作成する公的統計（以下「地方公共団体作成統計」という。）の円滑な二次的利用を図るため、aからgまでの国の取組を周知し、必要に応じ、同様の対応について要望するととも

		に、地方公共団体の求めに応じて、地方公共団体作成統計をリモートアクセスの対象とすることを検討する。		
--	--	---	--	--

(2) デジタルヘルスの推進② – デジタル技術を活用した健康管理、重症化防止 –

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
4	通所介護事業所や公民館等の身近な場所におけるオンライン診療の受診の円滑化	厚生労働省は、個別の患者が居宅以外にオンライン診療を受けることができる場所について明らかにするとともに、デジタルデバイスに明るくない高齢者等の医療の確保の観点から、今般へき地等において公民館等にオンライン診療のための医師非常駐の診療所を開設可能としたことを踏まえ、へき地等に限らず都市部を含めこのような診療所を開設可能とすることについて、引き続き検討し、結論を得る。	令和5年措置	厚生労働省
5	要指導医薬品についてのオンライン服薬指導の実現	厚生労働省は、要指導医薬品についてのオンライン服薬指導の実施に向けた課題（令和4年度に検討し結論を得たもの）を踏まえ、要指導医薬品についてのオンライン服薬指導の実施に向けて、対象範囲及び実施要件を検討し、方向性について結論を得る。その上で、当該結論を踏まえた所要の措置を講ずる。その際、政府全体としてデジタル原則に基づいて対面規制の見直しが横断的に進められていることを踏まえるものとする。	令和5年度検討・結論、結論を得次第可能な限り速やかに措置	厚生労働省
6	プログラム医療機器（SaMD）等の開発・市場投入の促進	SaMD（Software as a Medical Device：プログラム医療機器。医療機器プログラム（医療機器のうちプログラムであるものをいう。）又はこれを記録した記録媒体たる医療機器をいう。以下同じ。）は、我が国における医療水準の引上げや医師の働き方改革を推進し、地方の高齢者などを含め、全国どこに住んでいても高度な医療を受けることを可能とするなどの観点から、また、我が国経済の成長戦略の観点から、その社会実装は極めて重要な課題である。 規制改革推進会議では令和元年度から本件の議論を行っており、今後、数年間のうちに、SaMDの上市及び上市後の機能向上が欧米諸国と同程度以上に円滑に進められる	a：引き続き検討を進め、令和5年度結論 b：令和5年措置 c：令和5年度検討・結論 d～f：令和5年春検討開始、令和5年度結論 g：引き続き検討を進め、令和5年上期結論 h：令和5年度上期検討・結論 i：令和5年度上期	厚生労働省

	<p>よう、その開発・市場投入の促進を進めるため、以下の措置を講ずるとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の所要の体制強化を図る。</p> <p>a 厚生労働省は、SaMDはソフトウェアであり、その物理的性質上、人体に対する侵襲性が低いことが一般的である一方で、早期の臨床投入により性能の向上が加速する場合があること、ライフサイクルが他の医療機器よりも相当程度短期的であるといった特性を有するため、SaMDの臨床現場における使用を早期に可能とする必要があることを踏まえ、SaMDに関する二段階承認制度を導入する方向（SaMD版リバランス通知を新たに発出することにより対応する場合を含む。）で検討する。その検討に当たっては、第一段階の承認については、非臨床試験で評価できる場合や探索的臨床試験が必要である場合の整理、標榜可能な臨床的意義の範囲など、SaMDの使用目的や機能等の違いに応じた検討を行う。なお、第二段階の承認に当たっては、治験による場合のほか、リアルワールドデータなどを活用して有効性の確認を行い得ることとする。</p> <p>b 厚生労働省は、SaMDの承認後の追加学習を通じた有効性向上のためのアップデートなど一定範囲のアップデートについて、SaMDの上市後の機能向上が欧米諸国と同程度に確保され、臨床現場に恩恵をもたらすことを目指し、①令和4年度のPMDAの科学委員会における検討において、データを恣意的に操作できない等の一定の条件の下で、アップデート時を含む評価データの再利用を認めることについて結論を得たことを踏まえ、具体的な想定事例を含め、データの評価方法及び評価データの再利用に関する留意点を報告書に取りまとめて公表するとともに、②変更計画確認手続制度（IDATEN）の効果を向上させる観点から、必要な変更計画書について、様式の具体的な記載例及び医療機器の開発経験の乏しいスタートアップなどのニーズを踏まえたQ&amp;Aを充</p>	措置	
--	--	----	--

実させる。

c bの取組その他の取組によって、変更計画確認手続制度における変更計画の確認申請から確認完了に係る審査の標準的事務処理期間を新たに設定することとし、その際、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)における医療機器の各類型に応じた申請区分ごとの一部変更承認申請に係る標準的事務処理期間(4か月から6か月)より短い期間で設定する方向で、具体的な方策を検討し、結論を得る。

d 厚生労働省は、SaMDのライフサイクルの短期性を踏まえ、事業者が迅速に保険償還を受けられることで、革新的なSaMDの開発を可能とする観点から、SaMDについては保険外併用療養費制度の活用も含めた新たな仕組みを設ける方向で、保険適用の在り方を検討する。

- ・第一段階の承認後、事業者の選択に基づき保険外併用療養費制度の活用等を可能とすることにより、保険診療において使用できることとし、臨床現場で活用されながら第二段階の承認に向けた迅速なデータ収集を可能にする。
- ・臨床現場での一定期間の使用実績を踏まえて償還価格の柔軟な見直しを行う。

e 厚生労働省は、上市後の使用実績に応じて性能が継続的に向上していく可能性があるというSaMDの特性を踏まえ、保険点数を決定した後であっても、事業者の任意の時点における申込みに基づき、一定期間内の申請により当該保険点数の再評価を複数回実施することを可能とする方向で、現行のチャレンジ申請制度に関する特例の創設等を含め、検討する。なお、申請に対する厚生労働省の審査は、事業者のアップデートの実態に即した頻度で開催可能とする方向で、厚生労働省における所要の体制整備を含め、検討する。

f SaMDの保険対象期間が経過した後も継続的に患者が当該製品を利用する場合や



希少疾患を対象とする製品で製造販売の承認を少数の症例で取得している製品を利用する場合など、保険外併用療養費制度を活用して、患者が当該製品を利用するニーズがある。このため、厚生労働省は、SaMDを使用する患者が可能な限りその希望する医療機関において保険外併用療養費制度等を円滑に利用できる環境を整備するため、現行制度について、具体的な事例も踏まえつつ、望ましい在り方を検討する。その際、事業者が将来的に保険収載を目指す場合であっても利用可能な制度の在り方を検討するとともに、事業者のニーズに応じた迅速な対象追加が可能となる観点で検討を行う。また、可能な限り、患者が受診する医療機関で制度利用が可能となるよう、開発事業者と医療機関が円滑に連携できる仕組みとすることに留意する。

g SaMDのうち医家向け医療機器に該当するものについては、医療関係者以外の一般人を対象とする広告を制限する広告規制（行政指導）が課せられる一方で、医療機器に該当しない機器については当該規制は課せられず、「悪貨が良貨を駆逐」する状態にあるとの指摘がある。これを踏まえ、厚生労働省は、良質なSaMDへの国民のアクセスを円滑化する観点から、一般人が利用することが想定されるSaMDについて、単なる性能等の情報提供にとどまらない、適正・安全に使用するための注意事項等も含めた、一般人が機器の選択を行うために必要な情報提供の在り方やそれを踏まえた広告規制の要否について、検討を行う。

h SaMDは、他の医療機器の開発と異なり、スタートアップなどがごく少人数で開発・生産を行う内外の実情がある一方で、我が国では、医療機器の製造に当たり選任が必要となる国内品質業務運営責任者（以下「品質」という。）の要件を満たす人材に限られ、特に、ソフトウェア開発に関する知見を有する者は更に限られるとの指摘がある。このため、厚生労働省は、スタートアップ等による

		<p>S a M Dの開発及び生産を円滑化する観点から、品責の資格要件の一つである3年以上の品質管理業務等の職務経験について、講習の受講等により代替することを可能とする方向で検討し、結論を得る。なお、当該検討に当たっては、S a M Dについては、薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成26年厚生労働省令第87号)における経過措置として、平成26年から平成29年までの間、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習を修了した者は、3年以上の品質管理業務等に従事した者とみなすこととされていたことを踏まえることとする。</p> <p>i 厚生労働省は、遠隔医療のうち、看護師が医師の指示・監督の下、相談者と情報通信機器を活用して得られた情報のやり取りを行い、患者個人の心身の状態に応じた必要な医学的助言を行うサービスについて、看護師が回答し得る範囲を明確化する。その際、適切かつ円滑なサービス提供が可能となるよう、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(平成30年3月厚生労働省)において遠隔健康医療相談(医師以外)で実施が可能とされている「一般的な医学的な情報の提供や一般的な受診勧奨」には、年齢、性別、B M Iといった相談者の各種属性や発症時期、痛みの程度を踏まえ、一般的に可能性があると考えられる要因(通常は複数の要因)について情報提供を行うこと(受診の要否を含む。)が含まれることを明確化する方向で検討する。</p>		
7	科学的介護の推進とアウトカムベースの報酬評価の拡充	<p>a 厚生労働省は、科学的に妥当性のある指標を収集・蓄積及び分析し、分析結果を現場にフィードバックすることを目的に令和3年度に運用が開始された科学的介護情報システム(L I F E)について、現状では、介護事業所等にフィードバックされた情報の活用方法が明らかでないことなどの課題が指摘されていることを踏まえ、フィードバック</p>	<p>a, b : 令和5年度措置 c : 令和5年度検討、令和6年度結論・措置 d : 令和9年度措置</p>	厚生労働省

		<p>クされた情報の具体的な活用方法の周知、フィードバックの範囲について利用者個人の時系列のデータの追加などの改善を実施する。</p> <p>b 厚生労働省は、L I F Eへの介護事業所等の入力負担を軽減する観点から、入力項目の重複の解消、入力選択肢の不足への対応、曖昧な入力項目の定義の明確化等を、令和6年度介護報酬改定と併せて実施するための検討を進め、必要な措置を講ずる。</p> <p>c 厚生労働省は、介護現場におけるデータ収集及びデータ分析を活用した効果的なPDCAサイクルを実現するために、先進的な取組をしている事業者の実態も踏まえ、L I F Eの項目の見直し等に際して、介護現場及び学術的観点から新たな項目の候補を提案いただき、活用可能性等の検討を経て、介護報酬改定時等に関係審議会へ提案するサイクルの構築に向けた調査研究事業等を実施する。</p> <p>d 厚生労働省は、自立支援・重度化防止に資するサービスの提供を推進していく観点から、介護報酬におけるアウトカム評価の在り方について、アウトカムを介護報酬に相当程度反映すべきとの要望が有ることに留意しつつ、関係審議会における議論を踏まえ、引き続き検討を行う。その際、高度なセンサーの利用等により一定期間のアウトカムについて一定の精度を確保して測定するなど先端的な事例が報告される一方で、アウトカムとしてどのようなことが望ましいのかの判断が必ずしも容易ではないといった課題も指摘されていることを踏まえつつ、L I F Eで蓄積された知見も活用することとする。また、介護現場及び学術的観点から提案される情報について、専門家等による検討を経て、関係審議会において議論を行い、3年に1度の介護報酬改定につなげるサイクルを構築する。</p>		
8	患者等の負担の軽減のための公費負担医療制度	a こども家庭庁、デジタル庁及び厚生労働省は、患者等が円滑に受診し、また、結果的に高額療養費等の限度額の把握を行い得る	a : (前段) 令和5年度措置、(後段・所要のシステム構築)	a : こども家庭庁 デジタル庁

	<p>等に伴う審査支払業務等の見直し</p>	<p>こととするため、公費負担医療、予防接種及び母子保健（妊婦健診等の健診を含む。）（以下「公費負担医療制度等」と総称する。）並びに地方公共団体が単独に設けた医療費等の助成制度（以下「地方単独医療費等助成」という。）に係る患者等の資格情報（受給期間及び対象である助成制度の種類を含む。以下同じ。）について、患者や医療機関等がマイナンバーカードにより資格情報の確認を可能とするために、令和5年度末までに希望する地方公共団体及び医療機関において実証を行い、実施に向けた課題を整理する。その上で、法律にその実施根拠がある公費負担医療制度等の全てについて、特段の事情があるものを除き、マイナンバーカードによる資格情報の確認を可能とするとともに、地方単独医療費等助成についても、患者や医療機関等がマイナンバーカードにより資格情報の確認を可能とするための所要のシステム構築その他環境整備を実施し、地方公共団体に対して同様の対応を要請する。</p> <p>b こども家庭庁及び厚生労働省は、aの状況を踏まえつつ、公費負担医療制度等に関する審査支払業務について、特段の事情があるものを除き、審査支払機関に委託することで、一時的な患者等の窓口負担をなくすとともに、地方公共団体や医療機関等の関係者の事務手続負担を軽減する方向で検討し、必要な措置を講ずる。また、乳幼児医療、ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療その他の地方単独医療費等助成に関する審査支払業務についても、aの状況を踏まえつつ、地方公共団体の区域の内外を問わず、患者が一時的な窓口負担なく円滑に受診できるよう、当該地方単独医療費等助成の受給者数などの実態を踏まえ、優先順位を付けた上で、各地方単独医療費等助成の対象者に係る施策の関係省庁（こども家庭庁及び厚生労働省）において、審査支払機関への委託の拡大を含めた地方公共団体、医療関係者等との調整その他の必要な取組を行う。</p>	<p>令和5年度に着手、（後段・同様の対応の要請）令和6年度に相当数の地方公共団体において同様の対応が行われ、その後同様の対応が行われる地方公共団体が段階的に拡大するよう措置</p> <p>b：（前段）令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置、（後段・優先順位付け）令和5年度措置、（後段・必要な取組の実施）令和6年度以降速やかに措置</p>	<p>厚生労働省 b：こども家庭庁 厚生労働省</p>
9	各種レセプト関	a レセプトの再審査を効率化することで患	a：令和5年度検	厚生労働省

<p>連業務のDX化に伴う見直し</p>	<p>者が迅速に高額療養費を算定することを可能にするとともに、医療機関や各保険者が被災した場合におけるレセプトの消失を防止するため、厚生労働省の「審査支払機能の在り方に関する検討会報告書」（令和3年3月29日）を踏まえ、レセプト原本の一元管理について厚生労働省が主体的に関係者との調整を進め、結論を得る。</p> <p>b 厚生労働省は、支払基金において、レセプト等の審査を行う審査委員会の審査委員会費について、AIによるレセプト振り分け機能の採用による審査委員が審査する目視対象レセプト及び審査委員の審査従事時間の減少の効果を反映し、それに応じた金額が削減される仕組みが検討されるようにする。</p> <p>あわせて、厚生労働省は、支払基金の審査委員会費の透明性を向上させるため、都道府県審査委員会ごとの審査委員会費の額及びその内訳が毎年度公表されるようにする。</p> <p>c 厚生労働省は、医療機関等による診療報酬の請求方法について、令和4年6月の「規制改革実施計画」を踏まえ令和5年3月に厚生労働省において取りまとめられた「オンライン請求の割合を100%に近づけていくためのロードマップ」が実効的なものとなるよう、必要な対策を講ずる。</p> <p>具体的には、光ディスク等による請求や紙レセプトによる請求を継続しようとする医療機関等が提出するオンライン請求への移行計画や届出について、厚生労働省は、経過的な取扱いが必要なものと認められる事情や移行に向けた計画として記載すべき事項等を整理・明確化するとともに、医療機関等が必要な対応を早期に行うよう促し、提出された移行計画等が適切なものであることが確認されるようにする。</p> <p>d 厚生労働省は、柔道整復療養費について、オンライン請求の導入及び柔道整復療養費の請求が原則オンライン請求により行われるために必要な措置を検討する。</p> <p>あわせて、柔道整復療養費に関するオンライン請求の導入に関する検討結果も参考に、</p>	<p>討・結論</p> <p>b：（前段）令和5年度措置、（後段）令和5年度以降継続的に措置</p> <p>c：令和5年度下期以降継続的に措置</p> <p>d：（前段）令和6年度結論、（後段）令和6年度検討開始、前段の検討結果を踏まえて早期に結論</p>	
----------------------	--	--	--

		あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費について、オンライン請求の導入に向けた課題を検討し、早期に結論を得る。		
--	--	---	--	--

(3) 医療関係職種間のタスク・シフト／シェア等

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
10	在宅医療を提供する環境の整備	厚生労働省は、地域で主たる責任を持って在宅療養者に対する診療に当たる「在宅療養支援診療所」を含め診療所からの往診について、診療所から半径16kmを超える往診が当該診療所からの往診を必要とする「絶対的な理由」がある場合に認められているところ、現実には、16km以内に医療機関が存在しているにもかかわらず、やむを得ない事情で当該医療機関の医師が適時に往診できず、医療アクセスが困難な地域における患者の医療に支障が生じているとの指摘があることを踏まえ、地域の在宅医療の提供状況に応じ、16kmを超えた往診が可能となる「絶対的な理由」について、更なる整理・周知を検討する。加えて、診療所の管理者の常勤要件について、新たに管理医師を配置した上で診療所を開設することが困難であるとの指摘があることを踏まえ、地域の在宅医療の提供状況に鑑み、医療提供体制が不足していると都道府県が認める場合には、他の診療所の管理者がへき地や医師少数区域等の診療所の管理者を兼務可能であることの更なる整理・周知を検討する。	令和5年度上期検討・結論	厚生労働省
11	在宅領域など地域医療における医師—看護師のタスクシェア	a 厚生労働省は、高い知識や技術を持つ看護師が在宅領域など地域医療において、多くは慢性疾患を持つ患者の生活に立脚した健康管理や予防に、その能力や専門性を発揮できる環境を整備し、患者、医師の負担を軽減するため以下の措置を講ずる。 ①厚生労働省は、在宅医療において、患者に対し適時に適切な医療が行われることを確保する観点から、看護師が医師の包括的指示を受けて行い得る業務を明確化するため、現場のニーズを踏まえて、包括的指示の例を示す。包括的指示の例を作成するに当たっては、在宅療養者の症状変化に対して医師と看	a : 令和5年度措置 b : ①②令和5年度検討開始、遅くとも令和6年度措置、③(前段)令和5年度措置、③(後段)令和6年度検討開始、令和7年度結論 c : (前段)令和6年度及び令和7年度措置、(中段)令和7年度結論、(後段)令和7年度	厚生労働省

	<p>護師の適切な連携の下に、既に提供されている薬剤の使用、検査、処置（抜糸抜鉤等）等の実施を妨げることがないように留意するものとする。</p> <p>②在宅医療など地域医療の現場において、虚弱高齢者に対する生活評価（入浴等）、認知機能評価、生活習慣病患者に対する指導等については、看護師限りで実施可能な行為の範囲が不明確であり、結果として医師に都度確認があるため、医師、看護師の双方にとって負担となっているとの指摘があることを踏まえ、適切な連携の下に円滑に対応されている具体例を示す。なお、具体例の提示に当たっては、状態変化等を踏まえた必要時の医師への報告や相談を妨げることなく、また、当該具体例以外を看護師限りで行ってはならないと誤認されないよう留意するものとする。</p> <p>b 厚生労働省は、現行の特定行為研修修了者の活躍の場が大病院に偏っているとの指摘を踏まえ、特に、地域医療（地域の小規模医療機関での外来看護や訪問看護など）で活躍可能な特定行為研修修了者の養成を促進し、医師不足が顕著な地域を始めとする各地でのケアの質を維持するため、以下の措置を講ずる。</p> <p>①現行の特定行為研修の受講に要する時間と費用は、一般の看護師や医療機関にとっては負担が重く、普及は現実的ではないとの調査結果が示された。特定行為研修の時間数は、現在対象となっている特定行為を実施するための実践的かつ高度な理解力、思考力、判断力を身につけるために必要な内容であるが、看護師によっては既にこうした能力を備えている場合もあることから、その全部又は一部を、国の関与の下、講義履修などのプロセス評価のみならず、現場におけるアウトカム評価で代替することを可能とし、より多くの看護師が積極的に挑戦可能なものとする。あわせて、アウトカム評価が困難な部分については、短期集中型ではなく、看護師の日常業務の空き時間での長期にわたる研修</p>	<p>までの間措置</p>	
--	--	---------------	--

		<p>を可能とし、あわせて、オンライン研修の活用を進める。</p> <p>②実務上、特定行為の実施に必要な手順書が医師から必ずしも円滑に発行されない実態を踏まえ、関係団体の協力も得ながら医師に対し、手順書の理解促進のための周知・広報を図る。また、手順書を発行する医師の負担を軽減するため、医師が簡易に作成できる様式例の検討や看護師の裁量をより拡大するなど、現在の標準的な手順書例を改定する。</p> <p>③特定行為（診療の補助）について、その運用状況と地域医療におけるニーズを現場の医師及び看護師等から把握し、特定行為の拡充について検討する。</p> <p>c 厚生労働省は、上記各措置を円滑に実施しつつ、①地域の在宅患者に対して最適なタイミングで必要な医療が提供できないため患者が不利益を被る具体的状況や②そのような具体的状況において医師、看護師が実際に果たしている役割や課題を令和6年度及び7年度に調査し、更なる医師、看護師間でのタスクシェアを推進するための措置について検討する。その際、限定された範囲で診療行為の一部を実施可能な国家資格であるナース・プラクティショナー制度を導入する要望に対して様々な指摘があったことを適切に踏まえるものとする。上記検討の間においても、離島・へき地等において特区制度を活用した実証の提案があった場合は、その結果も踏まえて所要の対応を行う。</p>		
12	在宅医療における円滑な薬物治療の提供	<p>在宅患者への薬物治療の提供については、訪問看護師が訪問した際に患者が薬剤を入手できていないなど、患者の症状変化に対する迅速な薬物治療を受けられない場合があるとの声がある。これについては、夜間・休日などを中心に、薬剤の投与に必要な医師の指示が得られない、指示が得られたとしても処方箋が円滑に発行されない、処方箋が発行されたとしても薬局の営業時間外であり薬剤を入手できないなど様々な要因によるものとの意見がある。このような背景の下、訪問看護ステーションに必要最低限の薬剤を</p>	<p>a：令和5年度検討開始、令和6年度結論</p> <p>b：令和5年度検討・結論</p> <p>c：令和5年度検討開始、遅くとも令和6年度中に結論</p>	厚生労働省



配置し夜間・休日などの患者の急変に対応したいとの提案があり、これに対して、医師、薬剤師、看護師が連携し、緊急時に対応可能な体制を構築すること、医師があらかじめ処方し、当該医師自ら又は薬剤師が調剤した薬剤を患者宅等に保管しておくこと、OTC医薬品を使用することや地域において24時間対応が可能な薬局を確保することで対応できるのではないかなどの意見があった。これらを踏まえ、在宅医療の実施状況については地域により異なること、地域の多職種連携の重要性なども考慮し、在宅患者が適時に必要な薬剤（薬局では取り扱っていないことがあると指摘されている種類の輸液等を含む。）を入手できないことがないように、次の措置を講ずる。

a 厚生労働省は、医師から特定の患者に対する診療について包括的指示を受けた看護師（当該包括的指示に特定の薬剤の投与が含まれる場合に限る。）が夜間・休日を含め必要時に、医師に連絡がつかない事例や、在宅で看護師の同席の下で患者に対してオンライン診療（D to P with N）を行う場合など看護師が医師と別の場所にあつて、かつ、医師が医療機関外で処方箋を円滑に発行できない事例が存在するとの指摘を踏まえ、在宅患者が適時に必要な薬剤を円滑に入手可能とする観点から、具体的にどのような地域にどの程度の頻度でどのような課題があるかについて現場の医師、薬剤師、看護師及び患者等に対して調査を行い、必要な対応を検討する。

b 厚生労働省は、在宅患者への薬物治療の提供の実態について、24時間対応を行うこと等を要件とする地域連携薬局の認定等を取得している薬局の一部において、現実には夜間・休日の調剤が行われていないことがあるとの指摘を踏まえ、必要に応じて実態を調査の上、必要な措置を講ずる。具体的には、地域の薬局において、夜間・休日を含む24時間対応が可能となるよう、輪番制の導入や日々の対応薬局の公表等を実施するととも

		に、その実施状況に応じて、その是正等を図ることの方策も含め、必要な対応を検討する。 c bによっても24時間対応が可能な薬局が存在しない地域については、必要に応じて、薬剤師、看護師、患者等に対し具体的な課題を把握するための調査を行った上で、在宅患者に円滑に薬剤を提供する体制の整備に向けて必要な対応を検討する。		
13	在宅患者に対する円滑な点滴交換等	地域における訪問看護師が適時に患者宅を訪問できないことによって、在宅の患者が点滴交換・充填、褥瘡薬の塗布等を円滑に受けられない事例が存在するとの指摘があることに対して、薬剤師による当該事例への対応について提案があったことを踏まえ、次の措置を講ずる。 a 厚生労働省は、①具体的にどのような地域にどの程度の頻度でどのような課題があるか、②なぜ訪問看護師が適時に訪問できなかったのかを明らかにした上で訪問看護師による課題の解決可能性が現実的にどの程度あるか、について現場の医師、薬剤師、看護師及び患者等に対して調査を行い、当該事例への実効的な対応策を検討し、必要に応じて措置を講ずる。	令和5年度検討開始、令和6年度結論、結論を得次第速やかに必要に応じて措置	厚生労働省
14	薬剤師の地域における対人業務の強化（対物業務の効率化）	厚生労働省は、調剤業務の一部外部委託（薬局における調剤業務のうち、一定の薬剤に関する調製業務を、患者の意向やニーズを尊重しつつ、当該薬局の判断により外部に委託して実施することをいう。以下同じ。）の際の安全確保のために委託元や委託先が満たすべき基準や委託先への監督体制などの技術的詳細を令和4年度に検討し結論を得たことを踏まえ、調剤業務の一部外部委託を行うことを可能とするための法令改正を含む制度整備を安全確保を前提に早期に行うことを検討する。（※）	令和5年度以降早期に検討・結論	厚生労働省

(4) 働き方の変化への対応・運営の合理化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
-----	-----	---------	------	------

15	介護サービスにおける人員配置基準の見直し	<p>a 厚生労働省は、介護サービス種別ごとの管理者に係る人員配置基準について、経営能力を持つ人材には限りがあることを踏まえつつ、様々な介護サービスを行う複数の事業所を効率的に運営し、かつ、運営の生産性向上や職員のやりがいの最大化を図る観点から、同一の管理者が複数の介護サービス事業所を管理し得る範囲の見直しについて、社会保障審議会介護給付費分科会等での意見を聴き、結論を得る。その際、少なくとも次の事項の検討を含むものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主として管理業務を行う管理者について、例えば、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）において、管理業務に支障がないと認められる場合に「同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる」とされていることも踏まえ、サービス種別にかかわらず、例えば、同一・隣接又は近接の敷地に所在する複数の事業所について、管理者が兼務可能な範囲の見直し等を検討する。</li> </ul> <p>b 厚生労働省は、介護サービスの人員配置基準に係る地方公共団体による独自ルールの有無・内容等を整理し、公表することについて検討する。</p>	<p>a : 令和5年度検討・結論 b : 令和5年度措置</p>	厚生労働省
16	障害福祉分野における事務負担の軽減（ローカルルールの見直し等）	<p>a こども家庭庁及び厚生労働省は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等、指定障害児入所施設等及び指定障害児相談支援事業者（以下これらを総称して「障害福祉サービス等事業者」という。）が、障害者総合支援法及び児童福祉法（その政省令、通知、事務連絡等を含む。以下同じ。）の規定に基づいて地方公共団体に対して行う手続について、その簡素化や利便性向上に係る国や地方公共団体に対する要望を随時に提出できる専用の窓口を設ける。当該要望に</p>	<p>a, e : 令和5年度措置 b : (前段) 令和5年度措置、(中段) 令和5年度検討・結論 c : (前段) 可能な限り速やかに検討を開始し、令和6年度結論、(後段) 令和5年度措置 d : 可能な限り速やかに検討を開始し、令和6年度結論 f : 令和6年度措置</p>	こども家庭庁 厚生労働省

		<p>については、障害福祉サービス等事業者、地方公共団体関係者及び中立的な学識経験者の3者のバランスのとれた員数によって構成される会議体で改善等の対応を検討し、内容、件数及び処理状況を整理し、公表する。地方公共団体に対する要望については、必要に応じて当該地方公共団体に対する助言等を行う。</p> <p>b こども家庭庁及び厚生労働省は、障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書及び指導監査関連文書について、標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）を作成する。その際、当該標準様式等については、押印又は署名欄は設けないことを基本とし、あわせて、地方公共団体に対して押印又は署名を求めることがないよう要請するとともに、先行して標準様式が定められている介護サービスと共通化可能な部分は共通化することを基本とする。</p> <p>その上で、障害福祉サービス等事業者が、当該標準様式等を用いて手続等を行うこととするための所要の法令上の措置を講ずる方向で検討する。</p> <p>なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないこととし、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない。</p> <p>c こども家庭庁及び厚生労働省は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び相談支援並びに児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児入所施設及び障害児相談支援の指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請・届出について、障害福祉サービス等事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、bの標準様式等に関する検</p>		
--	--	--	--	--

討結果を踏まえ、障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするため、障害福祉サービス等事業者の選択により、電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備について検討する。その際、特段の事情があり、当該システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によることを可能とする。また、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無についてはこども家庭庁及び厚生労働省において公表する方向で検討する。

なお、システムの整備に関する検討の結果を得るまでの当面の間、こども家庭庁及び厚生労働省は、障害福祉サービス等事業者が、その選択により、デジタル技術であって適切なもの（電子メールや地方公共団体が作成したウェブ上の入力フォームへの入力等を含む。）又は書面によって、申請・届出を行うこととするための所要の措置を講ずる。

d こども家庭庁及び厚生労働省は、bの標準様式等に関する検討結果を踏まえ、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づく障害福祉サービス等事業者の届出であって、法人関係事項その他の事業所固有の事項以外の事項に関するものについては、届出手続のワンストップ化を実現する方向で検討する。その際、特段の事情があり、cのシステムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によることを可能とする。また、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無についてはこども家庭庁及び厚生労働省において公表する方向で検討する。

e こども家庭庁及び厚生労働省は、障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき行う必要がある申請、届出その他の手続に関する負担軽減に係る地方公共団体の取組状況や手続の利便性向上に係る地方公共団体の好取組事例を定期的に調査の上、公表する。調査に当たっては、地方公共団体ごとの手続のデジタル

		<p>化の有無、押印廃止の進捗状況及び紙による申請書類の有無も含めて確認し、公表する。</p> <p>f こども家庭庁及び厚生労働省は、bの標準様式等に関する検討結果を踏まえ、地方公共団体による独自ルールの明文化を徹底した上で、地方公共団体ごとの独自ルールの有無・内容を整理し、定期的に公表する。</p>		
17	報酬制度における常勤・専任要件の見直し等	<p>今後、我が国においては、高齢者の医療・介護需要が高止まりする一方、生産年齢人口は、地域によっても濃淡がありつつも全体として減少することが予想されること、育児・介護などを背景にフルタイムでの勤務が困難な労働者が増加していること、また、「非常勤あるいは兼任でも医療・看護・介護の質には問題が生じないのではないか」、「場合によっては、地域の中で、人材の融通を効かせる仕組みがあっても良いのではないか」との指摘があることも踏まえ、厚生労働省は、診療報酬改定及び介護報酬改定に当たって、常勤又は専任の有資格者の配置要件等について、質が担保された医療及び介護が提供されることを前提に、医療従事者及び介護従事者の柔軟な働き方の支援の観点から、必要な検討を行う。</p> <p>あわせて、医療及び介護の分野において、サービスの質の確保を前提としつつ、センサー等のロボット等の導入を通じた生産性向上が促されるよう、必要な措置を検討する。</p>	令和5年度措置	厚生労働省
18	医療・介護・保育分野における人材確保の円滑化のための有料職業紹介事業等の制度の見直し	<p>厚生労働省は、医療、介護（高齢者のみならず、障害者等に対するものを含む。以下本項において同じ。）及び保育分野（以下「3分野」という。）における人手不足を背景に、3分野の求人者において、職業紹介事業者（以下「紹介事業者」という。）に支払う紹介手数料に対する負担感が強く、また、一部の3分野の事業者において短期間での離職が多いとの指摘があることを踏まえ、既に、「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」の創設、職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がそ</p>	<p>a, e : 令和5年度措置</p> <p>b : 令和6年度検討</p> <p>c : (前段) 令和5年度検討・結論、(後段) 令和5年度措置</p> <p>d : 令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p>	厚生労働省

の責務等に関して適切に対処するための指針（平成11年労働省告示第141号。以下「指針」という。）の改正によるいわゆるお祝い金の禁止、都道府県労働局への『医療・介護・保育』求人者向け特別相談窓口の設置、ハローワークにおける3分野のための人材確保対策コーナーの拡充などを実施してきたものの、依然として3分野の人手不足は深刻であり、また、3分野を扱う紹介事業者の有料職業紹介業務の質や、紹介手数料やいわゆるお祝い金などに関する問題も引き続き指摘されていることを踏まえ、次の措置を講ずる。

a 厚生労働省は、3分野を扱う紹介事業者において、お祝い金その他これに類する名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭等を提供することを禁止する指針の規定や紹介事業者がその紹介により就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。）に対し2年間の転職の勧奨を禁止するといった指針の遵守が徹底されるよう、3分野の求人者向け特別相談窓口をより広く周知し、3分野の求人者からの相談を積極的に受け付けるとともに、3分野を扱う紹介事業者への集中的指導監督を実施する。なお、その際、紹介事業者による指針違反の具体的状況を求人者が把握することは困難であることを踏まえた相談受付を行うとともに、集中的指導監督に当たっては、紹介事業者の紹介先求人者等に対する調査を含め、より実効性のある調査手法を活用することとする。

b 厚生労働省は、aの集中的指導監督の効果を把握した上で、必要に応じ所要の措置を検討する。

c 厚生労働省は、求人者が紹介事業者を選択する際の参考となるよう、3分野を扱う紹介事業者により就職した者の離職や紹介手数料に関する統計データを適切に利活用することにより、実勢手数料の平均値及び分布並びに職種別離職率について、地域（紹介事業者数に応じて、都道府県又はより広域の工

		<p>リア) ごと及び職種ごとに、毎年度公表する方向で細部を検討し、結論を得る。</p> <p>厚生労働省の「人材サービス総合サイト」で公開されている紹介事業者ごとの離職状況について、「判明せず(人)」欄に多数を計上しており、離職率の正確な状況が明らかでない紹介事業者が存在することを踏まえ、当該欄に計上した人数が相当程度多い紹介事業者に対して、追跡調査を徹底させるとともに、これら離職者数の公表期間を、現行の2年から5年へ延長する。</p> <p>d 厚生労働省は、求人者が適正な紹介事業者を選択できるよう、「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」について、更なる改善を図るため、3分野の求人者のニーズを踏まえ、6か月以内の離職の場合に相当額の手数料の返還を行うことを含め、認定基準の追加等について検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>e 厚生労働省は、ハローワークの人材確保対策コーナーを中心に、労働者が定着しない個々の理由に着目した求人者への支援強化を、関係機関と協力して実施する。また、業界団体と連携したイベントの開催等を積極的に実施するとともに、オンライン上での求人者・求職者双方の利用を推進する。</p> <p>ハローワークが求職者支援のみならず求人者に対する支援機能をこれまで以上に発揮するとともに、介護施設等の合理的な選択を可能とするため、ハローワークごとの職種別の就職実績を毎年度公表する。</p>		
19	法定健康診断項目の合理化等	<p>a 厚生労働省は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき労働者の健康の保持増進のための措置として事業者が労働者に対して行うこととされている定期健康診断(以下「事業主健診」という。)について、各検査項目は最新の医学的知見や社会情勢の変化等を踏まえ、項目単独又は他の項目と併せて就業上の措置を行うためのデータとすることが期待できるものとして妥当性のある検査項目を設定する必要があると考え</p>	<p>a : 令和5年度検討開始、令和6年度結論 b : 令和5年度上期措置</p>	厚生労働省



		<p>られることから、医学的知見等に基づく検討の場を設け、検査項目（検査頻度を含む。）及び検査手法について所要の検討を行い、結論を得る。</p> <p>b 厚生労働省は、事業主健診の結果に基づき実施する就業上の措置及び保健指導（以下「事後措置」という。）について、小規模の事業場を中心にその実施が低調であるとの指摘があることを踏まえ、産業医の選任義務のない小規模事業場等の事業者による健診の結果を踏まえた適切な事後措置の推進のため、異常所見者については、医師等から意見を聴取し当該意見を勧告して就業上の措置を講ずること又は保健指導の実施に努める必要があることを周知徹底する。</p>		
20	<p>新型コロナウイルス及び季節性インフルエンザを同時に検査可能な抗原定性検査キットの利用環境の整備</p>	<p>自宅でも、新型コロナに加え季節性インフルエンザ（以下「インフルエンザ」という。）も同時に検査可能な抗原定性検査キット（以下「コンボキット」という。）の利用環境を整備することにより、通常の風邪とインフルエンザを患者において区別することで、発熱外来への来訪者を真に必要な方に限定することを通じ、必要な患者に対する適時適切な受診を確保することが期待できると考えられるため、以下の措置を講ずる。</p> <p>a 厚生労働省は、高齢者は一般的に重症化リスクが高いと考えられることを踏まえ、地域の発熱患者が急増し医療提供体制が逼迫するおそれがある場合に備えて、特別養護老人ホーム等の高齢者施設において、入居者が自ら、若しくは、施設等の看護職員が鼻腔検体を採取・検査して、新型コロナに加えインフルエンザも同時に検査可能なコンボキットを円滑に利用できるための措置を直ちに講ずる。</p> <p>b 厚生労働省は、年末年始、年明けの厳寒期などに発熱外来の負担増大が予測されることを踏まえ、コンボキットのO T C化について早急に検討を行う。</p>	措置済み	厚生労働省

(5) オンライン診療を活用した小児かかりつけ医の検討\*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
21	オンライン診療を活用した小児かかりつけ医の検討	安心して子育てができる環境を整備する観点から、小児かかりつけ医について、時間外におけるオンライン診療による地域外の医師とも連携した対応を行う場合の時間外対応加算の在り方について、令和6年度診療報酬改定に向けて検討する。	令和6年度診療報酬改定に向けて検討	内閣府 厚生労働省

(6) 救急救命処置の範囲の拡大\*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
22	救急救命処置の範囲の拡大	救急救命処置の範囲の拡大について、令和5年3月に行われた救急医療の現場における医療関係職種の在り方に関する検討会の取りまとめを踏まえ、当該検討会のWGとして医師の指示の下に救急救命士が実施する救急救命処置を議論する場を同年夏に設置し、エコー検査を含む新しい処置の要望・提案について、安全性、必要性、難易度、必要となる教育体制等の視点から検討を行い、検討の結果を踏まえ速やかに必要な措置を講ずる。	令和5年夏に議論する場を設置、検討の結果を踏まえ速やかに措置	内閣府 厚生労働省

(7) 救急救命処置の先行的な実証\*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
23	救急救命処置の先行的な実証	救急救命処置の範囲の拡大に関し、救急救命処置検討委員会で全国的な実施に更なる検討を要すると判断された処置（カテゴリーⅡ）のうち、心肺停止に対するアドレナリンの静脈内投与等の迅速化について、搬送途上においてより迅速な処置につながる医師の具体的指示の受け方、救急救命士の講習プログラム等を令和5年度中を目途に整理・検討するとともに、アナフィラキシーに対するアドレナリンの筋肉内注射に係る一連の判断の可否について、令和5年度中を目途に必要な検証を行い、その結果を踏まえ、実証に必要な体制等を整備の上、速やかに特例を措置する。	令和5年度中を目途に整理・検討及び必要な検証を行い、その結果を踏まえ、実証に必要な体制等を整備の上、速やかに措置	内閣府 厚生労働省

(8) 妊産婦の産後の血糖管理に係る保険診療上の取扱いの明確化\*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
24	妊産婦の産後の血糖管理に係る保険診療上の取扱いの明確化	令和5年度早期に、妊娠糖尿病患者の産後の血糖管理について、在宅妊娠糖尿病患者指導管理料2が算定されることを周知するとともに、妊娠糖尿病患者の産後12週以降に実施する検査について、医学的見地からの情報収集及び検討を踏まえて、診療報酬算定の可否に係る解釈を明確化する通知を発出する。	令和5年度早期措置	内閣府 厚生労働省

(9) 情報銀行における健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱い\*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
25	情報銀行における健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱い	令和5年4月に行われた情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会の取りまとめを踏まえ、情報銀行における健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱いについて措置するため、「情報信託機能の認定に係る指針」を同年夏に改定する。	令和5年夏措置	内閣府 総務省

(10) 外国人の医療アクセスの改善\*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
26	外国人の医療アクセスの改善	外国人の医療アクセスについての課題を整理し、令和5年度中に必要な措置を講ずるとともに、これらを踏まえた上で、速やかに、二国間協定に基づく外国医師による公的医療保険の取扱いも含め、外国人の医療アクセスの改善に必要な解決策の検討に着手する。	令和5年度中に一部措置	内閣府 厚生労働省

(11) 障害者総合支援法に基づく特例介護給付費等の支給方法の明確化\*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
27	障害者総合支援法に基づく特例介護給付費等の支給方法の明確化	障害者総合支援法には、介護給付費等の支給申請をしている障害者等が、緊急その他やむを得ない理由により、介護給付費等の支給決定前に障害福祉サービスを利用した場合の費用を、支給決定後にその範囲内で支給する特例介護給付費等の仕組みがある。その支給方法は市町村から障害者等に対して直接支払うこととしているが、市町村、事業者及び障害者等の三者の合意の下であれば、市町	令和5年度中に措置	内閣府 厚生労働省

		村から事業者に対して支払う、いわゆる代理受領を行うことも差し支えないことを明確化するための措置を令和5年度中に講ずる。		
--	--	---	--	--

(12) 障害者支援のための規制改革の推進\*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
28	障害者支援のための規制改革の推進	「公職選挙における障害者等が投票しやすい環境整備」、「障害者総合支援法に基づく特例給付の支給方法の明確化」など、障害者支援を念頭に置いた規制の特例措置について着実に取組を進めるとともに、令和4年に実施した「地方創生のための制度改革・規制改革に関するアイデア募集」において多くの主体から寄せられた障害者関連の規制改革事項について、提案内容の具体化を図り、実現可能な項目から早急に必要な措置を講ずる。	実現可能な項目から早急に措置	内閣府

(13) ユニット型指定介護老人福祉施設整備基準に関する特例\*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
29	ユニット型指定介護老人福祉施設整備基準に関する特例	ユニット型指定介護老人福祉施設において、介護ロボットを導入し実証実験を行う場合に、共同生活室に関し、隣接する2つのユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものとして、条例において定めることとしても差し支えないこととする特例を踏まえた全国展開について、国家戦略特区自治体による実証を更に重ね、令和5年度中にその結果を踏まえた検討を進め、所要の措置を講ずる。	令和5年度中に措置	内閣府 厚生労働省

<地域産業活性化分野>

(1) 共済事業における顧客本位の業務運営の取組等

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	共済事業における顧客本位の業務運営の取組等	<p>a 農林水産省は、不祥事件の未然・再発防止に向けて、改正後の監督指針が適正に運用されるよう、全国共済農業協同組合連合会（以下「全共連」という。）や各農業協同組合（以下「農協」という。）が実施している総点検運動とともに、毎年度実施している定期的な検査等の機会を活用して、適切なモニタリングを実施し、必要な指導・監督を行うとともに、民間生命保険会社やかんぽ生命の取組を参考にして、全共連や各農協の共済事業において、不適正な営業推進を助長しないよう、全共連からの奨励金やその前提となる従業員の業績についての算定の在り方を含めた適切な動機付けの仕組みづくりなど、適切かつ自律的なコンプライアンス・ガバナンス態勢の構築を図るとともに、農協における共済事業の状況に応じた顧客本位の業務運営の取組に積極的に取り組むよう促すための方策を検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>b 厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省は、協同組合（農協を除く。）が実施する共済事業について、毎年度実施している定期的な検査等の機会を活用して、不適正な営業推進が無いかな等のリスクを的確に把握するための点検を実施するとともに、各協同組合における共済事業の状況に応じた顧客本位の業務運営の取組に積極的に取り組むよう促す。また、上記点検の結果を踏まえ、行政庁として適切な監督を行うため、必要に応じて、監督指針の見直しを含めた、監督の実効性を向上させる取組について検討し、必要な措置を講ずる。</p>	令和5年度措置	<p>a：農林水産省 b：厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省</p>

(2) 卸売市場の活性化に向けた取組

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
2	卸売市場の活性化に向けた取組	a 農林水産省は、気候変動による漁獲魚種の変化、事業承継の問題、DXを始めとしたデジタル化への対応など、産地市場・消費地	<p>a：遅くとも令和5年度措置 b：卸売市場の開設</p>	<p>a, d：農林水産省 b, c：農林水産</p>

		<p>市場それぞれの卸売市場（中央卸売市場及び地方卸売市場をいう。以下同じ。）が抱える課題に対応するため、多様な能力を持つ市場参加者が活躍できる環境づくりなど目指すべき姿の実現に向けた取組を検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>b 農林水産省は、新規参入時に、既存事業者の推薦や同意を求めることが、合理的な理由なく、新規参入を阻止することとなる場合は、取引拒絶等として不公正な取引方法に該当し独占禁止法上問題となるおそれがあることについて、卸売市場の開設者や市場参加者に通知するとともに、公正取引委員会の協力を得て、新規参入者の承認ルールも含めた卸売市場の運営に係る実務的なルールの実態調査を行い、開設者からの報告内容（卸売市場の実務的なルールを含む。）を農林水産省ホームページにおいて公表を行う。また、当該実態調査の結果を踏まえて、開設者に対し、新規参入の促進や既存事業者の負担軽減のために、実務的なルールや商慣行等の見直しに向けた検討や取組を促すなど、必要な措置を講ずる。</p> <p>c 農林水産省は、公正取引委員会の協力を得て、食品等の取引の適正化を図る観点から、卸売市場における市場関係者の取引に関する実態調査を行い、当該調査の結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。</p> <p>d 農林水産省は、産地卸売市場の統廃合等の取組を支援するに当たって、独占禁止法上問題となるおそれがないなど適法な買参人等の新規参入のルールとなっていることを要件に盛り込むとともに、当該ルールについて公表を促進する措置を講ずる。</p>	<p>者等への通知については措置済み、実態調査については令和5年上期措置、実態調査を踏まえた公表や措置については遅くとも令和5年度措置</p> <p>c：卸売市場の市場関係者への実態調査については令和5年措置、実態調査を踏まえた措置については令和5年度措置</p> <p>d：措置済み</p>	<p>省 公正取引委員会</p>
--	--	---	--	----------------------

### (3) 農協改革の着実な推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
3	農協改革の着実な推進	農林水産省は、令和3年6月の「規制改革実施計画」に基づき、農協及びJAバンクの自己改革実践サイクルにおいて、農協及びJAバンクが自己改革の取組を自律的に深化・	令和5年度以降継続的に措置	農林水産省

		<p>発展させるべく、経営体制の実効性向上、定量的な進捗状況把握、担い手経営体に対する取組強化、オンライン・デジタル技術の活用等の重要性を踏まえて、好事例の横展開も含めて、農協及びJAバンクへの助言及び指導・監督等を行う。</p>		
--	--	---	--	--

(4) 農協における適切なコンプライアンス・ガバナンス態勢等の構築・実施

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
4	農協における適切なコンプライアンス・ガバナンス態勢等の構築・実施	<p>a 農林水産省は、トップのコミットメントと実践、外部の目、リスク管理部門の差止め権限、内部通報者の保護等の重要性に留意しつつ、農協における内部統制システムの実効性の向上、外部公益通報窓口「全国JAヘルプライン」の心理的安全性も含めた実効性の向上、不正やハラスメントは絶対に発覚し、必ず隠蔽できずに、厳正に対処されるという組織文化・風土の醸成を含めた農協におけるコンプライアンス・ガバナンス態勢の構築を図るための方策を検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>b 農林水産省は、厚生労働省と連携して、労働契約は労働者が労務を提供し、使用者が報酬を払う契約であり、労働契約上の義務として、ノルマを達成できなかった労働者にノルマ達成のため自社の商品を購入させることはできず、このようなノルマ達成のための商品購入を強制したり、また、雇用契約を背景に労働者に特定のサービスの利用や商品の購入を強制することは、個別事案に応じた民事に関する司法判断において、公序良俗違反や不法行為となる可能性があることについて、労働基準法（昭和22年法律第49号）では使用従属関係を前提に使用者が労働者を不当に拘束することを規制している趣旨も踏まえて、周知を行うとともに、労働関連法規の法令遵守やハラスメント防止・働き方改革に関する事業主が行うべきことについて、農協の役職員の理解を深めるための研修や説明会等の取組を行う。</p> <p>c 農林水産省は、人的資本投資の可視化指</p>	令和5年度措置	<p>a, c : 農林水産省</p> <p>b : 農林水産省 厚生労働省</p>

		針など他産業の取組を参考にして、各農協の状況を比較可能な形で定量的・客観的に把握しつつ、農協における人的資本投資を促進する方策を検討し、必要な措置を講ずる。		
--	--	--	--	--

(5) eMAFF 地図の積極活用

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
5	eMAFF 地図の積極活用	a 農林水産省は、農地の表示方法をポイント表示からエリア表示（ポリゴン表示）へ改良する。 b 農林水産省は、農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF 地図）の活用が進むよう、他省庁が運用するシステム等との連携を可能にするためのAPIを実装する。	a：措置済み b：令和5年度措置	農林水産省

(6) 国産小麦の競争力強化等に資する農産物検査の実施

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
6	国産小麦の競争力強化等に資する農産物検査の実施	農林水産省は、生産性向上や品質の高位安定化などの国産小麦の競争力強化及び国産小麦の需要拡大に資するため、農産物検査に関して、生産者や実需者など様々な関係者の意見や事例の収集・分析を行うとともに、品種特性を踏まえた検査時の留意点を検査実施機関に周知する仕組みづくりを含めた、必要な措置を講ずる。	令和5年度措置	農林水産省

(7) 畜舎に関する規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
7	畜舎に関する規制の見直し	a 農林水産省は、国土交通省と連携し、畜産業の国際競争力強化に向けた更なるコスト削減のため、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下「畜舎特例法」という。）の考え方を踏まえ、畜舎特例法に基づく新制度（以下「新制度」という。）における「畜舎等」の対象に、畜産業の用に供する倉庫、車庫、排水処理施設、貯水施設及び発酵槽等（以下「畜産業用倉庫等」という。）を追加し、あわせて、防火に係る技術基準を利用実態に即して建築基準法の基準より緩和することについて、事業者の意見を聴取した上で検討し、速やかに結	a, b：措置済み c：令和5年度措置、それ以降継続的に措置	a：農林水産省 国土交通省 b：総務省 c：農林水産省 国土交通省 総務省



	<p>論を得るとともに、新制度の見直しに向けて必要な措置を講ずる。</p> <p>b 総務省は、新制度の見直しの検討の結論を踏まえ、畜産業用倉庫等の利用実態に即した消防用設備等の特例基準について、事業者の意見を聴取した上で検討し、速やかに結論を得るとともに、検討の結果、消防法に基づく規制を見直す場合には、事業者に混乱が生じないよう、新制度の見直しと可能な限り同時期に当該見直しを行うため、必要な措置を講ずる。</p> <p>c 農林水産省は、畜産業の用に供する施設であって畜舎特例法の対象に追加すべき施設を網羅的に把握するため、事業者を対象とした意見交換会やアンケート調査等を行う。その上で、農林水産省は、国土交通省と連携し、畜舎特例法の考え方及び今後の畜産業の大規模化等も踏まえ、畜舎特例法の対象施設を見直すための検討及び必要な措置を不断に講ずる。さらに総務省は、上記の検討の結論を踏まえて、必要に応じて消防法に基づく規制の見直しについて検討し、必要な措置を講ずる。</p>		
--	---	--	--

#### (8) 適切な水産資源管理の推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
8	適切な水産資源管理の推進	<p>a 農林水産省は、令和5年度までに漁獲量の8割をTAC (Total Allowable Catch: 漁獲可能量) 魚種とする目標を達成するための取組を行う。</p> <p>b 農林水産省は、太平洋クロマグロの漁獲量未報告事案等を踏まえた水産資源の管理の在り方について、太平洋クロマグロが陸揚げされる主要な港等の現場確認から判明した現状の主な問題点等を踏まえて、太平洋クロマグロの漁獲や流通に係る監視や制度の在り方も含め、再発防止や管理の強化を検討し、必要な措置を行う。</p> <p>c 農林水産省は、IUU (Illegal Unreported Unregulated: 違法・無報告・無規制) 漁業対策に関する国際的な取組等を踏</p>	<p>a: 令和5年度措置</p> <p>b: 令和5年度検討、遅くとも令和7年度までに措置</p> <p>c: 令和5年度検討、可能なものから速やかに措置</p>	農林水産省

		<p>まえて、消費者、流通業者、漁業者等の関係者において、資源管理の必要性に関する理解を深めるなど、適切な資源管理を進めていくための環境づくりとともに、消費者が安心して購入できる水産物を届けるために民間企業が行う持続可能な調達におけるIUU漁業由来の水産物を取り扱わない方針を円滑に実現するための推進方策について、検討し、必要な措置を講ずる。</p>		
--	--	---	--	--

(9) 改正漁業法の制度運用（漁業権の免許）

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
9	改正漁業法の制度運用（漁業権の免許）	<p>a 農林水産省は、都道府県に対して、ガイドラインにおいて、漁場を「適切かつ有効」に活用しているかどうかの判断を行う際に確認すべき項目を示したチェックシートにおける有効の判断基準について、総合的な考慮の中で定量的なデータも含む客観的な証拠類や現地調査の結果等に基づいて判断を行い、これらの客観的根拠がない場合は、有効の判断基準を満たさないものとみなすよう指導等を行う。</p> <p>b 農林水産省は、都道府県に対して、団体漁業権も含めた未利用漁場について、漁場の全体又は一部が有効に活用されていない場合、チェックシートを活用しつつ必要に応じ指導し、改善されないものは勧告や漁業権の取消し等を行い、漁場を分割して新たな漁業権の設定を行う等、未利用漁場の有効活用を円滑に促進させる取組を行うよう指導を行う。また、未利用漁場の漁場調査を行い、都道府県内外の水産関連企業に対し公募を行う等の取組を好事例として横展開を図る。</p> <p>c 農林水産省は、令和5年9月から予定されている漁業権の次期一斉切替え後、ガイドラインのチェックシートの実効性の検証を行い、検証結果を踏まえ、必要に応じてチェックシートの見直しや運用改善を行う。</p> <p>d 農林水産省は、漁場活用状況等のデータを海上保安庁に提供し、「海洋状況表示システム（海しる）」に表示する等、水産事業の視</p>	<p>a, e, h, i : 令和5年上期措置</p> <p>b : (前段) 令和5年度措置、(後段) 令和5年上期措置</p> <p>c, d : 令和6年度措置</p> <p>f, g, j : 令和5年度措置</p>	<p>a~c, e~h, j : 農林水産省</p> <p>d : 農林水産省 国土交通省</p> <p>i : 国土交通省</p>

点も踏まえ、漁業者向けのデータが充実するような取組の検討を行うとともに必要な周知を行う。

e 農林水産省は、組合員資格要件について、漁民の場合、漁業協同組合模範定款例第4条（地区）で定める地区は道路や橋の開通等の交通事情や漁業者の居住実態等の周辺環境の変化を踏まえ必要に応じて広げるなど柔軟な運用となるよう、都道府県に対して通知を行う。法人の場合、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）で定める組合員たる資格において、地区内に住所ではなく事業場を有するのみでも組合員資格要件を満たすことについて、都道府県に対して漁協を指導する旨助言する。また、漁業権行使規則について、道路や橋の開通等の交通事情や漁業者の居住実態等の周辺環境の変化を踏まえ対象範囲を広げるなど実態に即して柔軟な運用となるよう、都道府県に対して通知を行う。

f 農林水産省は、漁協の組合員加入について、世襲以外の新規加入を認めないこととなっていないか等、適切な組合員資格審査の制度運用がなされるよう、都道府県に対して指導する。

g 農林水産省は、漁業権に関する相談窓口寄せられた事例について、相談者個人が特定されないよう配慮を行った上で、誰もが参照・閲覧できるよう相談の個別事例と情報提供及び助言の内容を一般化して水産庁ホームページに掲載する等を行う。

h 農林水産省は、都道府県が漁業権を免許しようとする際に、漁場区域の全部又は一部が港湾区域内にあるときは、港湾管理者と協議・調整し、港湾の利用、保全、港湾計画の遂行等への支障が無い場合には、漁業権の内容を定めた海区漁場計画を作成できることについて、適切な方法で周知を行う。

i 国土交通省は、港湾区域における漁業の免許の内容等について事前に協議・調整を受けた際には、港湾の利用、保全、港湾計画の遂行その他港湾の開発発展への支障がない

		<p>か等について、関係者（必要に応じて、漁業者を含む。）と確認・調整した上で適切に対応するよう港湾管理者に周知を行う。</p> <p>じ 農林水産省は、沖合養殖に適した漁場の選定方法や沖合に区画漁業権を設定する際の利害関係人との調整方法など、沖合養殖の拡大に資する取組に向けた情報収集を行い、プロセスの透明化を図る。</p>		
--	--	---	--	--

(10) 一般酒類小売業免許に係る販売地域規制の柔軟化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
10	一般酒類小売業免許に係る販売地域規制の柔軟化	<p>財務省は、酒類の小売について、通常の商圏の範囲内にある消費者に対する受注販売については、2都道府県以上の地域を含む場合でも、広範な地域の消費者に対する通信販売に当たらないため、一般酒類小売業免許でも行えることについて、「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について」（法令解釈通達）（平成11年6月25日国税庁長官通達）別冊「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」に明示するとともに、適切な周知を行う。</p>	令和5年措置	財務省

(11) 農地の適切な利用を促進するための施策\*

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
11	農地の適切な利用を促進するための施策	<p>令和5年4月に施行された改正農業経営基盤強化促進法等の実施状況をフォローし、令和7年度の本格施行に向け、農地の適切な利用を促進するために地域計画の作成等を推進する。</p>	令和5～6年度措置	内閣府 農林水産省

<共通課題対策分野>

(1) 行政手続に関する見直し

i ローカルルールに関する手続

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	ローカルルールの見直し	各規制所管府省及び内閣府は、国民や事業者の負担になっている不適切なローカルルールについて、規制改革推進会議が取りまとめた「ローカルルール見直しに係る基本的考え方」の「4. 今後の取組方針」に即して見直しに取り組む。	—	全府省
2	保育所入所時の就労証明書作成等手続の負担軽減	<p>a こども家庭庁は、就労証明書の様式が全ての地方公共団体において統一されていない、いわゆる「ローカルルール」の存在が、就労証明書を作成する雇用主にとっての大きな負担となっていることを踏まえ、国が定める標準的な様式を全ての地方公共団体において原則使用とすべく、法令上の措置を講ずる。</p> <p>本取組を行うに当たっては、雇用主の人事・労務管理システムから就労証明書の出力を可能とする民間システムの開発を推進する観点から、様式を統一し、要件を確定することが重要であることに十分留意すること。また、標準的な様式の普及が実質的に進むよう、継続的な調査及び地方公共団体との意見交換を実施すること。</p> <p>b こども家庭庁は、就労証明書に係る押印の取扱いについて、令和2年7月の「規制改革実施計画」に基づいた対応が行われているか、地方公共団体に対して実態調査を行う。当該調査を踏まえ、押印を継続して求めている地方公共団体に対しては、cの対応を行う方針も示しつつ、速やかな押印廃止の徹底を引き続き求めることとする。</p> <p>c こども家庭庁及びデジタル庁は、子どものための教育・保育給付認定を申請する保護者（以下「申請者」という。）及び雇用主の利便性を向上させるため、雇用主が就労証明書を地方公共団体にオンラインで提出することも選択できることが可能となるようシステムを構築する。その際は、申請者が提出す</p>	<p>a：（前段）令和6年度保育所入所申請に間に合うように措置、（後段）継続的に措置</p> <p>b：速やかに措置</p> <p>c：令和6年度保育所入所申請に間に合うように措置</p> <p>d：速やかに措置</p>	<p>a, b：こども家庭庁</p> <p>c, d：こども家庭庁 デジタル庁</p>

		<p>る申請書と、雇用主が提出する就労証明書の対応関係を地方公共団体において判別できるよう、判別を支援するプログラムを地方公共団体に配布するなど、保育事務を担う地方公共団体にも受け入れられるよう、業務フローに十分留意して進める。</p> <p>雇用主の事務負担軽減のためには、上記によるデジタル完結がいずれの地方公共団体でも実施されていることが必要となるため、全ての地方公共団体における原則オンライン化の実現に向け、法令上の措置を講ずる。</p> <p>d 子ども家庭庁及びデジタル庁は、更なる事務処理上の利便性向上のため、雇用主が、就労証明書を雇用主側のシステムから政府・地方公共団体側のシステムに直接提出できるよう、API等によるデータ連携を可能とする環境整備を行うこと、及び地方公共団体に提出する就労証明書を「様式」ではなく「データ項目」として定めることを検討し、所要の措置を講ずる。</p>		
3	<p>消防の設備等に関する基準の公開・統一</p>	<p>a 消防庁は、消防法第10条第4項及び第17条第1項に基づき政令で定める技術基準並びに同法第9条の4第2項及び第17条第2項に基づき市町村条例で定める技術基準に関して、地方公共団体における行政手続法（平成5年法律第88号）上の行政指導指針に相当するものの策定及び公表状況等を調査し、その結果を踏まえ、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言を行うとともに、公表状況に応じて、必要な情報の公表を促し、合理的な理由がない公表の差異の解消に向けて適宜フォローアップを行う。</p> <p>b 消防庁は、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第9条第1項第12号において、流出防止の措置として、「その直下の地盤面の周囲に高さ0.15メートル以上の囲い」の他に、側溝等を認めている地方公共団体がいることを鑑み、側溝等による代替措置について、その要件を検討し、現在規定していない「同等以上の効果があると認められる総務省令で定める措置」として規定する</p>	<p>a : 調査は令和5年度上期措置、フォローアップは令和5年度措置、措置後も継続的に行う</p> <p>b, c : 令和5年度措置</p>	<p>総務省</p>

		<p>ために省令改正等必要な措置を講ずる。</p> <p>c 消防庁は、消防庁が公表している「〇〇市（町・村）火災予防条例（例）」（昭和36年11月22日自消甲予発第73号消防庁長官）第31条の4に規定している「液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。」について、地方公共団体ごとに基準に係る運用の差異の是正のため、消防危第71号（令和2年3月17日消防庁危険物保安室長通知）にて、当該有効な措置として「タンク周囲に、タンクの最大容量以上の量を収納できる容量の囲いを設けること」であることを地方公共団体に対して通知したものの、その容量について依然として地方公共団体ごとの差異が散見されるため、容量の解釈についての通知や各種会議等様々な機会を通じて、地方公共団体に対して改めて周知する等必要な措置を講ずる。</p>		
4	<p>地方公共団体の調達に関する一連の手続のデジタル化</p>	<p>a 総務省は、地方公共団体の調達に関する一連の手続について、形式的に書面、押印の電子化を図るのではなく、機械可読な形式で電子化を図ることやワンスオンリーを実現することにより、地方公共団体・事業者双方にとっての利便性を向上すべきとの意見があることを踏まえ、当該手続の標準化等について、地方公共団体における当該手続のデジタル化の状況や国における情報連携の基盤整備の進捗等の動向を考慮しつつ、地方公共団体や民間事業者等からの意見を聞きながら、今後の取組の方向性に係る検討を速やかに行い、一定の結論を得る。また、総務省は、地方公共団体において、競争入札参加資格審査申請に係る標準項目が十分に普及するよう、継続して必要な措置を講ずる。</p> <p>b 総務省は、地方公共団体の公共調達関連に係る書面、押印の取扱いについて、令和4年12月に取りまとめた「競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況に係るフォローアップ等調査の結果」を踏まえ、書面、押印を継続して求めている地方公共団体に対して、速やかな書面、押印の見直しを</p>	<p>a：（前段）令和5年中に今後の取組の方向性を取りまとめる、（後段）継続的に措置</p> <p>b：速やかに措置</p>	<p>総務省</p>

		引き続き求めることとする。		
5	患者等の負担の軽減のための公費負担医療制度等に伴う審査支払業務等の見直し【再掲】	<p>a こども家庭庁、デジタル庁及び厚生労働省は、患者等が円滑に受診し、また、結果的に高額療養費等の限度額の把握を行い得ることとするため、公費負担医療制度等及び地方単独医療費等助成に係る患者等の資格情報について、患者や医療機関等がマイナンバーカードにより資格情報の確認を可能とするために、令和5年度末までに希望する地方公共団体及び医療機関において実証を行い、実施に向けた課題を整理する。その上で、法律にその実施根拠がある公費負担医療制度等の全てについて、特段の事情があるものを除き、マイナンバーカードによる資格情報の確認を可能とするとともに、地方単独医療費等助成についても、患者や医療機関等がマイナンバーカードにより資格情報の確認を可能とするための所要のシステム構築その他環境整備を実施し、地方公共団体に対して同様の対応を要請する。</p> <p>b こども家庭庁及び厚生労働省は、aの状況を踏まえつつ、公費負担医療制度等に関する審査支払業務について、特段の事情があるものを除き、審査支払機関に委託することで、一時的な患者等の窓口負担をなくすとともに、地方公共団体や医療機関等の関係者の事務手続負担を軽減する方向で検討し、必要な措置を講ずる。また、乳幼児医療、ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療その他の地方単独医療費等助成に関する審査支払業務についても、aの状況を踏まえつつ、地方公共団体の区域の内外を問わず、患者が一時的な窓口負担なく円滑に受診できるよう、当該地方単独医療費等助成の受給者数などの実態を踏まえ、優先順位を付けた上で、各地方単独医療費等助成の対象者に係る施策の関係省庁（こども家庭庁及び厚生労働省）において、審査支払機関への委託の拡大を含めた地方公共団体、医療関係者等との調整その他の必要な取組を行う。</p>	<p>a：（前段）令和5年度措置、（後段・所要のシステム構築）令和5年度に着手、（後段・同様の対応の要請）令和6年度に相当数の地方公共団体において同様の対応が行われ、その後同様の対応が行われる地方公共団体が段階的に拡大するよう措置</p> <p>b：（前段）令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置、（後段・優先順位付け）令和5年度措置、（後段・必要な取組の実施）令和6年度以降速やかに措置</p>	<p>a：こども家庭庁 デジタル庁 厚生労働省</p> <p>b：こども家庭庁 厚生労働省</p>
6	障害福祉分野における手続負担	a こども家庭庁及び厚生労働省は、障害福祉サービス等事業者が、障害者総合支援法及	a, e：令和5年度措置	こども家庭庁 厚生労働省



<p>の軽減（ローカルルールの見直し等）【再掲】</p>	<p>び児童福祉法の規定に基づいて地方公共団体に対して行う手続について、その簡素化や利便性向上に係る国や地方公共団体に対する要望を随時に提出できる専用の窓口を設ける。当該要望については、障害福祉サービス等事業者、地方公共団体関係者及び中立的な学識経験者の3者のバランスのとれた員数によって構成される会議体で改善等の対応を検討し、内容、件数及び処理状況を整理し、公表する。地方公共団体に対する要望については、必要に応じて当該地方公共団体に対する助言等を行う。</p> <p>b こども家庭庁及び厚生労働省は、障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書及び指導監査関連文書について、標準様式等を作成する。その際、当該標準様式等については、押印又は署名欄は設けないことを基本とし、あわせて、地方公共団体に対して押印又は署名を求めることがないように要請するとともに、先行して標準様式が定められている介護サービスと共通化可能な部分は共通化することを基本とする。</p> <p>その上で、障害福祉サービス等事業者が、当該標準様式等を用いて手続等を行うこととするための所要の法令上の措置を講ずる方向で検討する。</p> <p>なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないこととし、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない。</p> <p>c こども家庭庁及び厚生労働省は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び相談支援並びに児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児入所施設及び障害児相談支援の指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請・届出について、障害福祉サ</p>	<p>b：（前段）令和5年度措置、（中段）令和5年度検討・結論</p> <p>c：（前段）可能な限り速やかに検討を開始し、令和6年度結論、（後段）令和5年度措置</p> <p>d：可能な限り速やかに検討を開始し、令和6年度結論</p> <p>f：令和6年度措置</p>	
------------------------------	--	--	--

ービス等事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、bの標準様式等に関する検討結果を踏まえ、障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするため、障害福祉サービス等事業者の選択により、電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備について検討する。その際、特段の事情があり、当該システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によることを可能とする。また、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無についてはこども家庭庁及び厚生労働省において公表する方向で検討する。

なお、システムの整備に関する検討の結果を得るまでの当面の間、こども家庭庁及び厚生労働省は、障害福祉サービス等事業者が、その選択により、デジタル技術であって適切なもの（電子メールや地方公共団体が作成したウェブ上の入力フォームへの入力等を含む。）又は書面によって、申請・届出を行うこととするための所要の措置を講ずる。

d こども家庭庁及び厚生労働省は、bの標準様式等に関する検討結果を踏まえ、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づく障害福祉サービス等事業者の届出であって、法人関係事項その他の事業所固有の事項以外の事項に関するものについては、届出手続のワンストップ化を実現する方向で検討する。その際、特段の事情があり、cのシステムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によることを可能とする。また、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無についてはこども家庭庁及び厚生労働省において公表する方向で検討する。

e こども家庭庁及び厚生労働省は、障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき行う必要がある申請、届出その他の手続に関する負担軽減に係る地方公共団体の取組状況や手続の利

		<p>便性向上に係る地方公共団体の好取組事例を定期的に調査の上、公表する。調査に当たっては、地方公共団体ごとの手続のデジタル化の有無、押印廃止の進捗状況及び紙による申請書類の有無も含めて確認し、公表する。</p> <p>f こども家庭庁及び厚生労働省は、bの標準様式等に関する検討結果を踏まえ、地方公共団体による独自ルールの明文化を徹底した上で、地方公共団体ごとの独自ルールの有無・内容を整理し、定期的に公表する。</p>		
--	--	---	--	--

ii その他の手続

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
7	失業認定のオンライン化	<p>a 厚生労働省は、雇用保険制度の失業認定について、4週間に一度全員一律に公共職業安定所への来所を求めている原則的な取扱いを、デジタル技術の活用により見直す。</p> <p>具体的には、令和5年夏から、大規模労働局において以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共職業安定所への出頭が大きな負担となっている者について、既に実施中の市町村取次の対象者に加え、難病患者、長期療養者、子育て中の者等についても、オンライン面談による失業認定を可能とする。</li> <li>・計画的な早期再就職を目指して公共職業安定所の支援を受ける者について、オンラインでの手続のみによる失業認定を可能とする。</li> </ul> <p>b 厚生労働省は、aに記載の取組について、特にオンラインでの手続のみによる失業認定に係る効果検証を踏まえた上で、諸外国の実態も参考にしつつ、デジタル技術を活用した雇用保険制度の失業認定関連手続の在り方について検討し、令和6年6月を目途に結論を得る。</p>	<p>a：令和5年夏から取組を開始し、速やかに効果検証を行う</p> <p>b：令和6年6月を目途に結論を得る</p>	厚生労働省
8	子育てに関する各種申請業務の負担軽減	<p>a 厚生労働省は、出生時育児休業給付金申請及び育児休業給付金申請において誕生日及び出産予定日の確認のために添付が求められている母子健康手帳の写しについて、出産予定日については、母子保健法(昭和40年法律第141号)による妊娠届出に関する情報</p>	<p>a, c, e：令和5年度措置</p> <p>b, d, f：令和6年3月以降措置</p> <p>g, h：可能なものから順次措置</p>	<p>a～g：厚生労働省</p> <p>h：デジタル庁</p>

		<p>としてマイナンバー法に基づく情報連携から情報取得すること、又は地方公共団体の健康管理システムから情報取得すること、また出生日については、住民基本台帳ネットワークから情報取得すること等の確認方法により添付省略することができないか、必要に応じてデジタル庁及びこども家庭庁とも連携し、情報連携の環境整備の状況等を踏まえ、雇用保険システムの改修及びマイナンバー法関係法令の改正に係る必要な措置も含めて検討を行う。</p> <p>b 厚生労働省は、育児休業の「パパママ育休プラス」に係る申請において別途育児休業を取得している配偶者との家族関係を確認するために添付が求められている住民票の写しの添付省略に向け、関係省庁と連携し、雇用保険システムの改修及びマイナンバー法関係法令の改正に係る必要な措置も含めて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>c 厚生労働省は、出産手当金支給申請において出生の事実、出生日、出産予定日、出生児数等の確認のために添付が求められている医師による証明について、出産予定日については、妊娠届出に関する情報としてマイナンバー法に基づく情報連携から情報取得すること、又は地方公共団体の健康管理システムから情報取得すること、また出生日については、住民基本台帳ネットワークから情報取得すること等の確認方法により添付省略することができないか、必要に応じてデジタル庁及びこども家庭庁とも連携し、情報連携の環境整備の状況等を踏まえ、マイナンバー法関係法令の改正に係る必要な措置も含めて検討を行う。</p> <p>d 厚生労働省は、被扶養者（異動）届において被保険者と被扶養者の身分確認のために添付が求められる場合がある戸籍謄本について、令和6年3月以降にマイナンバー法に基づく情報連携による戸籍関係情報の取得が可能となった場合、その戸籍関係情報の取得によって添付省略可能とするための必要</p>		
--	--	--	--	--

		<p>な措置を講ずる。</p> <p>e 厚生労働省は、身分関係等を認定するための情報を保険者又は事業主が取得しておらず、公的証明等の添付を省略できない場合において、健康保険組合に係る被扶養者（異動）届に添付が求められる場合がある住民票の写しに関し、既にマイナンバー法に基づく情報連携により取得可能な情報については、健康保険組合に対して当該方法により把握するように周知するなど、住民票の写しの添付省略に向けた必要な措置を講ずる。</p> <p>f 厚生労働省は、養育期間標準報酬月額特例申出書において申請者と子の身分の確認のために添付が求められる場合がある戸籍謄本について、令和6年3月以降にマイナンバー法に基づく情報連携による戸籍関係情報の取得が可能となった場合、その戸籍関係情報の取得によって添付省略可能とするための必要な措置を講ずる。</p> <p>g 厚生労働省は、養育期間標準報酬月額特例の対象者について、必要な手続が適切になされるよう、育児休業期間中における厚生年金保険料の免除申請の対象者に制度の周知を行う等の方策について検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>h デジタル庁は、厚生労働省が実施する実施事項 a～c において、厚生労働省と連携してマイナンバー法関係法令の改正等必要な措置を講ずる。</p>		
9	<p>地方公共団体への公金納付等のデジタル化</p>	<p>a デジタル庁及び総務省は、地方公共団体が公金納付に e L T A X を活用することができるようにするため、民間事業者や地方公共団体等からの意見を踏まえつつ、令和6年通常国会において、所要の立法措置を講ずることを目指すとともに、システム改修を進め、関係者への必要な周知も行いつつ、遅くとも令和8年9月までに e L T A X を活用した公金収納を開始する。</p> <p>b デジタル庁及び総務省は、民間事業者からの各種公金の取扱いに関する意見や地方公共団体等からの業務の効率化・合理化に係る意見等を踏まえ、公金の性質上、全国的に</p>	<p>a : 所要の法令上の措置については令和6年通常国会への提出を目指す、遅くとも令和8年9月までに e L T A X を活用した公金収納を開始</p> <p>b : 速やかに検討を開始し、令和5年中に一定の結論を得る</p> <p>c, d : 可能なものから速やかに措置</p>	<p>a, b : デジタル庁 総務省 c, d : 総務省</p>

		<p>共通の取扱いとする必要があるものについて、公金納付者がいずれの地方公共団体に対してもeLTAxを活用して納付を行い関係者の業務効率化を図ることができるようにするため、その公金収納の開始時期等の検討を速やかに行い、一定の結論を得る。</p> <p>c 総務省は、令和4年3月に立ち上げた、地方税における電子化の推進に関する検討会実務者ワーキング・グループ及びその本会において、地方税の処分通知等（課税明細書等の添付書類を含む。）のデジタル化について得た結論を踏まえ、可能なものから速やかに措置を講ずる。</p> <p>d 総務省は、税務システムの標準化において、できる限り書式・様式等の統一化も図るようにする。</p>		
10	道路占有に係る 手続のワンストップ化	<p>a 国土交通省は、地方公共団体が管理する都道府県道、市区町村道に係る道路占有許可申請手続において、デジタル庁が環境整備等を実施するe-Govを利用したオンライン申請が可能となるように必要な措置を講ずる。なお、当該オンライン化に際し、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の3により道路法施行規則様式第5の申請項目をもって申請が可能となるように措置する。また、e-Gov上で申請先の地方公共団体を問わず道路占有許可申請手続が完結できるよう法令上の措置の必要性も含めて継続的に普及促進の検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>b 国土交通省は、地方公共団体が管理する都道府県道、市区町村道に係る道路占有許可申請手続のe-Govを利用したオンライン化に際し、国道の道路占有システムとe-Govを連携し、国土交通省が管理する国道に係る道路占有許可申請手続についても、ワンストップ等により、円滑に行える方策を検討し、必要な措置を講ずる。また、地方公共団体が管理する都道府県道、市区町村道に係る道路占有許可申請手続のe-Govを利用したオンライン化に際し、国土交通省は、デジタル庁及び警察庁と連携して道路使用</p>	<p>a：（前段）令和5年度に試行的に複数の地方公共団体に対して措置、令和6年度以降順次措置、（中段）令和5年度措置、（後段）継続的に措置</p> <p>b：（前段）令和6年度以降措置、（後段）令和5年度措置</p> <p>c, e：令和5年度措置</p> <p>d：一部省庁は措置済み、令和5年度措置</p> <p>f, g：順次措置</p>	<p>a～c：国土交通省</p> <p>d：国土交通省警察庁</p> <p>e：警察庁</p> <p>f, g：デジタル庁</p>

	<p>許可との一括での申請が可能となるように必要な措置を講ずる。</p> <p>c 国土交通省は、歩行者利便増進道路制度に基づき、道路を占用して路上に飲食施設等を設置しようとする際、国土交通省が管理する国道では、オンライン上で公開された道路占用許可基準の確認事項を満たす場合、申請者は道路管理者へ事前相談を行うことなく、道路占用許可をオンライン等で申請することができることを鑑み、都道府県道、市区町村道においても歩行者利便増進道路制度に基づき、道路を占用して飲食施設等を設置しようとするときにおける確認事項の公開による占用許可の円滑化が進むよう検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>d 国土交通省及び警察庁は、道路占用許可及び道路使用許可申請手続の際に行われることがある事前相談が法令上の義務ではないことに鑑み、地方公共団体のホームページ及び公表資料での事前相談に係る記載方法について地方公共団体に周知等必要な措置を講ずる。</p> <p>e 警察庁は、国土交通省が実施するe-Govによる都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可申請手続のオンライン化において、道路使用許可との一括での申請が可能となるように必要な措置を講ずる。</p> <p>f デジタル庁は、国土交通省が実施するe-Govを利用した都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可申請手続のオンライン化において、申請を可能とし、更に審査機能を含めたe-Govの環境整備等必要な措置を講ずる。なお、当該オンライン化に際し、国土交通省は、道路法施行規則第4条の3により道路法施行規則様式第5の申請項目をもって申請が可能となるように措置することを検討しているところ、国土交通省と連携し、実現方法について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、e-Govを利用した道路占用許可に係る地方公共団体手続のオンライン化の普及促進におい</p>		
--	---	--	--

		<p>ても、国土交通省と連携して取り組む。</p> <p>g デジタル庁は、国土交通省が実施するe-Govを利用した都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可申請手続のオンライン化において、国道に係る道路占用許可申請とのワンストップ、道路使用許可との一括申請においても、国土交通省と連携し、実現方法について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>		
11	情報システム調達を通じたデジタル化の推進	<p>a デジタル庁は、ベンダーロックインの実態や情報システム調達の在り方について、継続的に調査検証、見直しを実施するとともに標準テンプレート等、できた成果について周知をおこなうこと。</p> <p>b デジタル庁は、デジタルマーケットプレイスについて、令和5年度中にカタログサイトの構築実証を進め、国、地方公共団体及び民間事業者等の意見を踏まえつつ、令和6年度以降導入を目指す。なお、導入に際しては、ベンダーロックイン回避のための調達透明性の確保に十分に留意の上、検討を進めることとする。</p>	a, b: 速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	デジタル庁
12	公職選挙における障害者等が投票しやすい環境整備*	<p>令和6年のつくば市長選挙、つくば市議会議員選挙において、障害者等の利用希望を踏まえて巡回場所を定める、地域の実情に即した移動期日前投票所（いわゆるオンデマンド型移動期日前投票所）を導入するなど、移動が困難な障害者等が投票しやすい環境を整備するため、令和5年度早期につくば市の提案を踏まえた実証事業を開始し、制度面・運用面での課題について検討を行い、結論を得る。</p>	令和5年度早期に実証実験を開始し検討、結論	内閣府 総務省

## (2) 司法手続に関する見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
13	民事訴訟手続のデジタル化	a 法務省は、民事訴訟手続のデジタル化に向け、令和4年通常国会に必要な法案を提出する。その際、デジタルを標準とするため、インターネットを用いてする申立て等の在り方について検討し、少なくとも訴訟代理人があるときはインターネットを用いてする	a: 措置済み b: 可能なものから速やかに措置 c: 継続的に措置 d: 可能なものから順次措置	法務省



申立て等によらなければならないこととする。また、民事訴訟手続における審理終結までの予測可能性を高めるため、審理期間や口頭弁論の時期等についてあらかじめ定める新たな訴訟手続を導入するとともに、当該手続が実際に活用されるよう、利便性が十分に高いものとする。

b 法務省は、民事訴訟手続のデジタル化について、遅くとも令和7年度に本格的な運用を円滑に開始するため、司法府における自律的判断を尊重しつつ、令和5年度中にウェブ会議を用いた口頭弁論の運用を開始するなど、申立て、書面提出、記録の閲覧、口頭弁論といった個別の手続ごとに区分した上で、国民にとってデジタル化のメリットが大きく、かつ、早期に実現可能なものから試行や先行運用を開始できるように環境整備に取り組む。

c 法務省は、デジタル化された民事訴訟手続を利用して本人訴訟を行う者に対するサポートを充実させるとともに、デジタル化による事務処理コストの低減を踏まえ、書面による申立て等に比べてインターネットを用いてする申立て等の手数料を引き下げることにより、インターネットを用いてする申立て等が標準となるよう取り組む。

d 法務省は、民事訴訟手続のデジタル化に当たって、司法府における自律的判断を尊重しつつ、裁判に関係する者のプライバシーにも十分配慮しながら、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、①個別の手続ごとのシステム整備が容易となるようシステム間の疎結合を意識した設計を行うこと、②個別の手続だけでなく一連の手続を通してデジタル化されること、③必要な場合に行政との情報連携が可能なものとなること、④外部ベンダーと連携することができるようAPIを開放すること、⑤リスクベースアプローチに基づき、クラウドサービス特有の問題点やアクシデント発生時の対応も念頭に置いた適切なセキュリティを確保すること、⑥利用状況を把握するため

		<p>の客観的指標を設け、PDCAサイクルを回しながら、国民目線で利用しやすいものとする  こと、⑦国民目線で利用しやすいシステムを構築するという観点からは、例えば、アカウント取得についてオンラインのみで完結する仕組みや、また、インターネットを用いた申立てに関し、フォーマット入力方式を導入することについて積極的な検討を行うことについての環境整備に取り組む。</p>		
14	<p>家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化</p>	<p>a 法務省は、倒産手続における債権届出や債権管理等、デジタル化の効果が大きいと考えられる手続について、民事訴訟手続のデジタル化に関する規律にかかわらず、①情報を電子データとして処理することが可能となるようにすること、②倒産手続における破産管財人等が行う裁判所に対する申立てを原則としてインターネットを用いて行うことを義務とすること、③全ての事件について電子記録のルールを適用することなど、手続の特性に応じた更なるデジタル化を検討する。</p> <p>b 法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に向け、令和5年の通常国会に必要な法案を提出した上で、司法府における自律的判断を尊重しつつ、申立て、書面提出、記録の閲覧、期日といった個別の手続ごとに区分した上で、国民にとってデジタル化のメリットが大きく、かつ、早期に実現可能なものから試行や先行運用を開始するスケジュールを検討し、本格的な運用については、民事訴訟手続のデジタル化の本格的な運用が開始以降速やかに開始できるように環境整備に取り組む。</p> <p>c 法務省は、民事執行手続における預金債権の差押えについて、第三債務者となる金融機関に対してシステム送達を実施される場合は、一般的な債権譲渡等に係る対抗要件制度も考慮し、システム送達の内容、効力を安定して生じさせるよう、法令の定め及び運用を明確化しつつ、金融機関に過度な負担が掛かることのない適切なものとなるよう、金融機関側と協議を継続する。</p> <p>d 法務省は、家事事件手続及び民事保全、</p>	<p>a : 措置済み  b : 令和5年の通常国会に法案提出については措置済み、試行や先行運用については令和5年度以降可能なものから速やかに措置、本格的な運用については令和7年度以降速やかに措置  c : 継続して措置  d : 可能なものから順次措置</p>	<p>法務省</p>

	<p>執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、司法府における自律的判断を尊重しつつ、裁判に関係する者のプライバシーにも、適切なセキュリティを構築するなど十分配慮しながら、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、①個別の手続ごとのシステム整備が容易となるようシステム間の疎結合を意識した設計を行うこと、②個別の手続だけでなく一連の手続を通してデジタル化されること、③必要な場合に行政との情報連携が可能なものとなることや、民事訴訟手続と相互に関連する手続については、システム上も連携して手続を進行できるようにすること、④外部ベンダーと連携することができるようAPIを開放すること、⑤リスクベースアプローチに基づき、クラウドサービス特有の問題点やインシデント発生時の対応も念頭に置いた適切なセキュリティを確保すること、⑥利用状況を把握するための客観的指標を設け、PDCAサイクルを回しながら、国民目線で利用しやすいものとする、⑦倒産手続における債権届出については、システム上のフォーマット入力方式を導入し、その後の債権管理と連動する一貫通貫したシステムを検討すること、⑧民事執行手続のデジタル化後においても、不動産競売物件情報サイトとの連携を視野に入れて、検討を進めることについての環境整備に取り組む。</p>		
--	---	--	--

### (3) 民間手続等に関する見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
15	相続手続の効率化	a 法務省は、デジタル庁と連携し、戸（除）籍電子証明書を提供するための戸（除）籍電子証明書提供用識別符号の発行について、オンライン申請やオンライン発行の実現に向けた工程表を作成する。また、電子情報処理組織による取扱いに適合しない戸籍（改製不適合戸籍）については、市区町村等と連携しながら該当する国民に対して電子化によって享受できるメリットを丁寧に説明すること	a : (前段) 令和5年度上期措置、(後段) 令和5年度から継続的に措置 b, c, d : 継続的に措置 e : 令和5年度上期措置 f, h : 令和5年度措	法務省

	<p>とで、改製不適合戸籍そのものの解消を国民に促す。</p> <p>b 法務省は、デジタル庁と連携し、市区町村による戸籍証明書等のオンライン申請や電子交付の導入を促進し、戸籍証明書等について、民間事業者が処理可能なデータ形式の実現に向けて、検討を開始する。</p> <p>c 法務省は、デジタル庁と連携し、法定相続情報証明制度に関して、登記官が認証した法定相続情報一覧図の写しの電子交付について、検討を開始する。</p> <p>d 法務省は、デジタル庁と連携し、法定相続人の負担軽減を図るべく、戸籍情報連携システムを利用して、電算化された戸籍情報に基づき機械的に法定相続人を特定する仕組みについて、実現の可否及び当否を含め、技術的課題や費用対効果等を踏まえ、継続して検討する。</p> <p>e 法務省は、自筆証書遺言書保管制度における申請手続等のオンライン化及び証明書の電子化に向けて工程表を作成する。また、工程表を踏まえ、具体的な施策を検討し、可能なものから順次推進する。</p> <p>あわせて、自筆証書遺言書保管制度において、遺言者の死亡後、遺言書を保管している旨の通知が、遺言者が指定した者の住所等に変更があった場合でも適切に行われることを確保するために、通知対象者に指定できるのは現在1名であるところを複数名（民間事業者を含む。）を増やすなど、対象範囲の無限定化及び対象となる人数の拡大等を検討する。</p> <p>f 法務省は、現行の自筆証書遺言と同程度の信頼性が確保される遺言を簡便に作成できるような新たな方式を設けることについて、令和4年度の基礎的な調査の結果等を踏まえ、我が国の実情に即した制度の検討に資するものとして、自筆証書遺言のデジタル化を進めている国等の法制及び同国で活用されているデジタル技術等について、更に掘り下げた調査を実施した上で、検討を進める。</p> <p>g 法務省は、公正証書遺言を含む公正証書</p>	<p>置</p> <p>g：措置済み</p> <p>i：a, e 措置後、速やかに措置</p>	
--	--	---	--

		<p>の作成過程及びその証明の提供のデジタル化に対応するため、令和5年通常国会に公証人法（明治41年法律第53号）及び民法（明治29年法律第89号）等に関する改正法案を提出する。</p> <p>h 法務省は、登記・供託オンライン申請システムを利用して遺産分割協議書等の添付情報をオンライン提出する際に必要となる電子証明書に関して、システム上利用可能な電子証明書を発行している認証機関を公開しているところ、認証を受けようとする機関（クラウド型電子署名サービスを提供する事業者を含む。）の予見可能性を高めるために、その基準及び手続を公表する。</p> <p>i 法務省は、不動産の相続登記手続について、上記実施事項を踏まえた各情報の作成・交付の電子化の状況に応じて、可能な手続からオンライン化を進め、全ての各情報の作成・交付の電子化が実現した後速やかにオンライン完結を実現する。</p>		
16	電子署名の更なる普及に向けた環境整備	<p>a デジタル庁及び法務省は、電子署名の利用者、認証事業に係る有識者やサービス提供事業者等の意見を十分に聞き取り参考にして、「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&amp;A（電子署名法第3条関係）（令和2年9月4日）」（以下「3条Q&amp;A」という。）に下記の3点を盛り込む改訂について検討を行い、その可否を含めて結論を得た上で、必要な措置を講ずる。</p> <p>○電子契約サービスの利用者と電子文書の作成名義人の同一性が確認される（いわゆる利用者の身元確認がなされる）ことについては、①電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）第3条に規定する電子署名に該当する要件としては不要であること、一方で、②実際の裁判において同条の推定効が認められるには、利用者の身元確認がなされることが重要な要素になると考えられるところ、同条の適用において、いわゆる利用者の身元確認が不要であ</p>	<p>a：令和5年度上期に検討に着手した後、速やかに措置</p> <p>b：令和6年度措置、一部は令和7年度措置、次期電子認証システムに関する事項については令和7年度措置</p> <p>c：令和5年度措置</p>	<p>a, b：デジタル庁 法務省 c：法務省</p>

		<p>る又は問題とならないといった誤解を招くことのないようにすることの2点を分かりやすく明示すること。</p> <p>○電子署名法第3条に規定する電子署名に該当する要件として3条Q&amp;Aに記載のある「固有性の要件」について、十分な水準の固有性を満たす措置としてどのようなものが考えられるか分かりやすく明示すること。</p> <p>○電子契約サービスを選択する際の留意点として、実際の裁判において作成名義人の意思に基づき電子署名が行われているとして電子署名法第3条の推定効が認められると考えられる「身元確認の水準及び方法やなりすまし等の防御レベル」について、最終的には裁判所の判断に委ねられるべき事柄ではあるものの、一般論としてその内容を分かりやすく明示することに加え、適正管理要件の充足方法を複数例示すること。</p> <p>b デジタル庁及び法務省は、商業登記電子証明書が発行時における利用者の負担軽減の観点から、取得費用を低減すること、及び利用者の利便性向上の観点から、発行時や利用時の利用者の操作性を向上させること、GビズIDの法整備がなされた場合に商業登記電子証明書との連携を進めること、代表者以外による利用について整理を行うこと、民間電子署名サービスとの連携を進めることや、令和7年度中に運用開始予定の次期電子認証システムにおいてリモート署名方式を導入することについてそれぞれ検討を行い、その可否も含めて結論を得た上で、必要な措置を講ずる。</p> <p>c 法務省は、登記・供託オンライン申請システムを利用して商業登記の申請をする際に必要となる法務大臣の定める電子証明書に関して、民間電子署名サービス（クラウド型電子署名サービスを含む。）を公開しているところ、新たに当該電子証明書として追加を受けようとする事業者の予見可能性を高めるために、その基準及び手続を公表する。</p>		
--	--	---	--	--

17	建設分野における監理技術者等の活躍に向けた制度運用の柔軟化	国土交通省は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが求められている監理技術者及び主任技術者について、特例として親会社及びその連結子会社の間の在籍出向者を当該出向先の会社との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うことが認められているところ、この特例を親会社及びその持分法適用会社の間の在籍出向者、同一持株会社の連結会社間の在籍出向者についても拡充可能かどうか、該当する事例に関する実態の調査、他法令における規制の態様を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行う。	令和5年度措置を目指す	国土交通省
18	特定商取引法の契約書面等の電子化	<p>a 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）における「インターネットを通じて提供する特定継続的役務」にかかる消費者への契約書面等の電子交付の方法、電子端末の画面サイズ等の規制については、改正特定商取引法の施行2年後の見直しの中で、デジタル原則も踏まえたオンライン化の促進による消費者の保護と利便性向上の両立の観点から、効果的に消費者トラブルを抑止しつつ取引の効率性を向上させるような具体的提案が事業者等からなされる場合にはそれを加味し、電子交付を悪用する事業者による消費者トラブルの実態等も含めたデータの収集・分析を行った上で見直しを行い、消費者委員会等の意見を踏まえ、一定の結論を得て、必要な措置を講ずる。</p> <p>b 特定商取引法における書面交付の電子化の在り方全般について、改正特定商取引法の施行2年後の見直しの中で、消費者トラブルの実態等も含めたデータの収集・分析を行った上で見直しの要否を検討し、消費者委員会等の意見を踏まえ、一定の結論を得て、必要な措置を講ずる。</p>	a, b : 可能なものから速やかに検討を開始し、一定の結論を得た上で、令和7年度中に措置	消費者庁